

第百八十五回国  
参議院内閣委員会會議録第三号

平成二十五年十一月二十六日(火曜日)  
午前十時八分開会

委員の異動

十一月六日

委員の異動

補欠選任

寺田 典城君  
荒井 広幸君

江口 克彦君  
浜田 和幸君

十一月十三日

大野 元裕君

北澤 俊美君

十一月十四日

北澤 俊美君

大野 元裕君

十一月二十日

大野 元裕君

藤田 幸久君

十一月二十一日

藤田 幸久君

大野 元裕君

出席者は左のとおり。

委員長

水岡 俊一君

理事

佐藤ゆかり君  
松下 新平君  
芝 博一君  
山下 芳生君

委員

岩城 光英君  
岡田 広君  
上月 良祐君  
鴻池 祥肇君  
世耕 弘成君  
福岡 資麿君

衆議院議員

修正案提出者

近藤 洋介君

國務大臣

國務大臣

副大臣

大臣政務官

内閣府副大臣

文部科学副大臣

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房地域活性化統合事務局局長

内閣官房内閣情報調査室内閣審議官

内閣法制局第二部長

山崎 力君  
山谷えり子君  
大野 元裕君  
神本美恵子君  
蓮 舫君  
秋野 公造君  
江口 克彦君  
浜田 和幸君  
山本 太郎君

総務省自治行政  
局選挙部長 安田 充君  
文部科学大臣官  
房審議官 藤原 誠君  
厚生労働大臣官  
房審議官 大西 康之君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国家戦略特別区域法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(水岡俊一君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る六日、寺田典城君及び荒井広幸君が委員を辞任され、その補欠として江口克彦君及び浜田和幸君が選任されました。

○委員長(水岡俊一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国家戦略特別区域法案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣審議官由木文彦君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水岡俊一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水岡俊一君) 国家戦略特別区域法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。新藤 国務大臣。

○国務大臣(新藤義孝君) この度、政府から提出いたしました国家戦略特別区域法案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国が直面する最重要の課題は、我が国経済を中長期的な成長軌道に乗せていくことにあります。そのためには、成長戦略を着実に実施していくことが不可欠であり、我が国を取り巻く国際経済環境の変化に対応して、各政策分野における施策を迅速かつ確実に実施することが重要ですが、とりわけ、国、地方公共団体、民間が三者一体となつて取り組むプロジェクトを対象に、大胆な規制改革等を集中的に推進する新たな手法が必要とされています。

この法律案は、このような観点から、国が、国家戦略特別区域を定めて、規制の特例措置の整備その他必要な施策を総合的かつ集中的に講ずるとともに、地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の実現を図り、もつて我が国の経済社会の活力の向上及び持続的發展を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、基本方針を閣議決定により定めるものとしております。

第二に、国による国家戦略特別区域の指定及び国家戦略特別区域ごとに定められる区域方針についての所要の手続を定めております。

第三に、国家戦略特別区域ごとに組織される国家戦略特別区域会議、同会議による区域計画の作成及び認定申請、内閣総理大臣による計画の認定等の所要の手続を定めております。

第四に、国家戦略特別区域において講ずる規制の特例措置等の内容について定めております。

第五に、国家戦略特別区域における施策に関する重要事項について調査審議等を行うため、内閣総理大臣を議長とする国家戦略特別区域諮問会議を内閣府に設置することとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立させていただきまますよう、お願い申し上げます。

○委員長(水岡俊一君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員近藤洋介君から説明を聴取いたします。近藤洋介君。

○衆議院議員(近藤洋介君) ただいま議題となりました国家戦略特別区域法案の衆議院における修正部分につきまして、御説明申し上げます。

第一に、国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載することができるものとし、内閣総理大臣から認定を受けた当該計画については、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとしております。

第二に、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域会議に対し、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関し国家戦略特別区域会議から申出があった意見について意見を述べるものとし、国家戦略特別区域会議は、内閣総理大臣及び関係行政機関の長が述べた意見を尊重するものとしております。

第三に、政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている国家戦略特区支援利子補給金に係る事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとするとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(水岡俊一君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松下新平君 皆さん、おはようございます。自由民主党の松下新平です。

まず冒頭に、開会が遅くなりましたことをおわび申し上げます。与党といたしまして時間を調整をさせていただきたいというふうに考えております。

ただいま議題となりました国家戦略特区法案につきまして質問をいたします。

今国会は、成長戦略実現国会と銘打って、それぞれ衆参、審議が連日行われておりますが、その中でも柱となるのが本日スタートいたします国家戦略特区法案でございます。衆議院でも四日間にかわたり内閣委員会において、総理出席の質疑もあつたと伺っておりますが、二十一日時間を超える審議をされた。そして、修正をいただいております。参議院に送付されました。

参議院におきましては、二十二日、先週ですけれども、本会議におきまして趣旨説明をいただいて、質疑、そしてこの内閣委員会に付託されました。そして、本日、委員会でも趣旨説明をいただいて、今日から参議院でスタートいたします。

冒頭に申し上げましたように、この柱となる国家戦略特区法案でございますので、また、参議院では参議院らしい、ならではの質疑になるように、質問の皆様、そして答弁者の新藤大臣を始め皆様の御理解、御協力をまづよろしくお願いしたいと思っております。

自民党会派として私の方で冒頭質問いたします。その後は、旧自治省、現総務省出身の上月委員から経験が踏まえた質問を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず私から、この法案審議に当たってイメージの共有をすることが大事だと思います。この法案に対するあるべき姿を共有することによって議論

も深まっていくわけですし、誤解を生じないということでも最初にお尋ねしたいと思っております。

世界で一番ビジネスがしやすい環境、これを整備する、今回の特区制度の第一義でございます。

世界から人材と投資を呼び込んで日本経済を活性化していくことにあるというふうにとらえておりますが、この世界で一番ビジネスがしやすいとはどのような状況をイメージされているのでしょうか。

国家戦略特区につきましては、そもそも産業競争力会議において立地競争力の強化という発想から出てきたものと承知しております。そして、五月に国家戦略特区のワーキンググループが設置されて本格的議論が開始され、六月に策定された日本再興戦略で、日本産業再興プランにおいて立地競争力の更なる強化ということで国家戦略特区が位置付けられております。

世界で一番ビジネスがしやすい環境とは、単に外国人が働きやすいということだけではないでしょう。居心地の良さ、快適さ、治安の良さとといった無形のインフラをどう整備していくかという話にもなると思いますが、世界で一番ビジネスがしやすい環境とはどのようなものを想定されているのか、イメージができるようにお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、この国家戦略特区は、今、安倍政権が進めていきます、いわゆるアベノミクスと呼ばれておりますが、日本の経済を再び興すと、日本再興のためのシボル的なプロジェクトにしよう、こういうことで位置付けられていくわけでありまして。御案内のように、我々はもう二十年にわたる経済の低迷の中で、日本の底力をもう一回出せないのかと、我々のこの国には可能性がないのかということを自問自答しながら、そして選挙の中で国民の負託を得ながら、今回、安倍政権ができたわけでありまして。

この金融緩和と財政出動によりまして、当面の景気は底を打ち、今あらゆる指標がプラスとなっていると、経済の成長軌道が生まれつつあるとい

うことだと思っております。しかし、委員の皆様も全員が御承知されていると思いますが、これは実体経済のまだ本格的な回復には至っていないわけでありまして、この政策が有効なうちにこの成長戦略、持続可能なものをいかに打ち出していか、これが私たちの、今、日本の国の最大の課題でありますし、私たちは今それを取り組まなければならない。

そのときに、これは経済というものを一つのプロジェクトや何かの個別のものでもって日本の国全体が動くわけがありません。全ては合わせ技であります。しかしその中で、新しいこの国の経済を開く象徴的な事柄として、まずこの成長を阻害している規制が緩和することによって新しい可能性が生まれるのかどうか、そしてそれは特区において試行的に行ってみて効果があるかどうか、これも検証する必要があると。

この国家戦略特区の目標というのは、まずはこの我が国における新しい経済の起爆剤になるということでありまして。国内のまず経済を開こうと、更に開くための特区をやってみようというのが一つ。一方で、それは海外から投資を呼び込むものであってもいい。そして、私たち日本は世界に出ていくんだという、その意気込みを示すものであつてほしいと、こういうことがございます。

今委員が御質問いただきましたように、四月のころにこのような構想が生まれました。しかし、それは本当に最初のきっかけだったわけでございます。連休をも使いつつワーキングチームというのをつくって、私がずっとやってきたのは、ま

ず、いかに、何が必要なんだと、コンセプトをきちんと固めようということでございます。その作業を延々やりながら、どういった可能性があるのかということをやつてまいりました。そして、そこでミッションとして、使命として決めさせていただいたのが、この世界で一番ビジネスがしやすい環境をつくるということでありまして。

このビジネスというのは、是非、狭い意味ではなくて広い意味でとらえていただきたいんです。

ビジネスセンターをつくるだけではないんです。仕事をしやすい環境をつくらうと。それは、今申し上げましたように新しいこの日本の経済の起爆剤になるわけでありますから、そこでは先端的な研究開発も行われるでありません。それから、ビジネスの集積の区域があつてもいいと思います。一方で、日本がこれから経済成長の柱となるような、例えば医療の分野であるとかライフノーションの分野ですね、それからエネルギーもあるかもしれません。様々な、もしかしたら伝統、文化、歴史、こういうものも開発の要素として出てくるかもしれません。それは、これから法案が成立させていただいた後の諮問会議においてそのコンセプトも含めて煮詰めていこうと、決めていこうということになっていくわけでありますが、そういういろいろなコンセプトに基づいて特区をつくってみよう。

ですから、私たちの目標は、この分野においては世界の三大プロジェクトだと、ある分野ではもう五本指に数えられるプロジェクトが日本で始まると、それは国内のいろんな人が参加をして持ち上げていくし、海外からも参加できると、こういうものにしたいたいというのが願ひであります。それができるかどうかはこれからの作業に懸かっています。この国会の議論を通じていろんな御意見もちょうだいいたしました。

その中で、前置きが長くなって恐縮なんです。結局そのときに、じゃ、ビジネスしやすい環境、仕事をしやすい環境というのは何だといったらば、それはいろんな基盤を整えることが必要だと思ひます。それから、人が働くわけですから、じゃ、都心部における、またその地域における居住環境を整えなければいけませんね。そして、人が集まってそこで住み働くとするならば、当然御家族がいっぱいいます。御家族の皆さんが求めるのは、買物であったり、それから子供たちの教育であったり、医療であったり、そしてもしこれが国際拠点としてワールドビジネスセンターになるんだとするならば、これは時差を超えて仕事

をするならば、それに対する交通のバックアップであるとか、それからアミューズメント、いろいろなものも含めた快適な町、便利な町をつくらうと、そこで仕事しやすい環境をつくらうと。そういうものも併せて、根幹となる、もし経済の成長を阻害している規制があるならば、それはこの特区において思い切つて挑戦してみようじゃないかと、こういう合わせ技で今度の特区は考えているということでありませう。

この国家戦略特区法案は、どうやって決めていくかという骨格をまずは政府として提案をし、この法律として成立させていただいて決めた暁には、それに沿つて、今私が申し上げたようなことを加味してこのプロジェクトを膨らましていく、そしてそれが名実共に日本経済の起爆剤になるようなものに仕上げていかなければいけないと、そういう私どもには責任があると、このように考えております。

○松下新平君 ありがとうございます。

諸外国から、日本は閉鎖的だと、いろんな規制が、ハードルが高いと指摘されて久しいわけですが、けれども、今、新藤大臣からイメージということではない角度からお述べいただきました。是非、日本の底力、存分に発揮できるように、我々も注視し、また応援していきたいと思ひます。続きまして、今度は違う角度から御質問ですけれども、国家戦略特区による子育て環境の整備についてお伺いしたいと思ひます。

日本経済の停滞を招いている大きな要因に、やはり少子高齢化の課題がございます。その観点から質問をしたいと思ひます。

成長戦略あるいは経済政策という話になりますと、どうしてもその政策によってGNPがどれくらい伸びるのかという話になってしまいがちですけれども、少子化の進行は、単に若年労働力が減少するだけにとどまらず、社会から活気が失われてしまひますし、子育てに際しては両親や祖父母、親戚が前向きにお金を使うことがありますから、消費の活性化の面からも少子化に歯止めが掛

かつて子供が増えていくことは大変望ましいことだといふふうに考えます。とりわけ、世界で一番ビジネスがしやすい環境を目指すということですから、働く人の家庭生活が円滑に行われる環境、子育てがしやすい環境というのも当然その内容に含まれてくると思ひます。

私も子育て世代でございます。子育て中の親御さんたちからもこの法案に対しての注目が集まるわけですが、国家戦略特区において子育て関連の規制改革はどのように想定されていらっしゃるのでしょうか。当然、自治体からなされた特区の提案の中にも子育て関係の規制改革がたくさん含まれていたのではないかと思ひますが、国家戦略特区制度は子育て環境にどのような規制改革をもたらすのか、その可能性について伺ひます。

○政府参考人(川本正一郎君) お答えを申し上げます。

今委員御指摘のように、世界で一番ビジネスしやすい環境をつくるということになりますと、いわゆる事業環境を整備するだけではなくて、そこで働く方、それから家族の方々の生活環境の整備を進めていくということが非常に大きな課題になるといふふうに私どもも認識をしているところでございます。

今回、国家戦略特区の御提案の前に地方公共団体や民間から多数御提案をいただきました。ビジネス環境の整備という観点から、今申し上げた生活環境整備についての御提案も大変多々ございましたが、子育てにフォーカスを絞つてという御提案は必ずしも多くなかつたわけでございますが、私ども、まず働く人が子育てしやすい環境、暮らしやすい環境を整備するというところで、都心居住を実現する、職と住を近接した町づくりを進めるということ、今回の法律の中でも、都心居住のための住宅の容積率の特例措置というものを盛り込んだところでございます。

さらに、こういった町づくりの中で特区を具体化していく中では、子育て環境の整備のためというところでこれからのいろいろな規制改革の御提案もあ

ろうかと思つております。そういった御提案があれば、それを受けて必要な改革に取り組んでまいりたいと考えております。

○松下新平君 ありがとうございます。

次に、規制改革の意義と国家戦略特区につきまして、規制改革そのものの意義についてお伺ひしたいと思ひます。

規制改革は、アベノミクスの第三の矢とされております。しかし、規制改革自体は小泉構造改革時点から見てももう十年來の懸案とされております。これまでの間、規制改革会議等様々な会議体が設置されては答申を出し、その答申に従つて規制を改革するということが少なくとも自公政権の下ではずっと行われてまいりました。また、民主党政権においても、行政刷新会議の下で規制・制度改革を行つてきたわけで、政権交代にかかわらず、十年來、規制改革は政権における大きな政策課題であり続けたわけでございます。

構造改革特区制度の実証を踏まえて全国で実施が可能となった農業への株式会社参入など、規制は徐々に取除かれていくようにも見えますが、依然、岩盤規制というものが指摘され続けております。今回の特区制度はこの岩盤に風穴を開ける大胆な規制改革を行う特区制度であるとされておりますが、ここ十年の取組で我が国の規制改革についてはどのような問題点が浮き彫りとなつたのか、そして岩盤規制を突破していくために本特区制度はどのような意義なのか、改めて説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) この規制改革については、大きく言うと二つの流れがあるんだと思ひます。

一つは、全国的に規制を緩和する、それが今委員がおっしゃつたような規制改革委員会、今も稲田担当大臣が任命されておりますが、そういう全国的な規制を緩和していく、そういう取組がなされていく、それは一定の成果が上がつて、しかし全国でやるわけですから、その効果、安全性、こういったものを検証する上においてなかなか進



したが、のところへ何度も来られて、そして当時の特任制度の創成期というんでしょか、始まりのところ、一生懸命苦労してつくられた、それを下支えを少しだけ手伝わせていただいたという経験がござります。そして、茨城県庁に赴任をいたしました、構造改革特区もいろいろと経験をさせていただきましたし、国際戦略総合特区、これは今つくばで大変な取組を行っておりますが、その指定に当たりまして副知事としまして一生懸命、なかなか厳しかったんですが、そのハードルを乗り越えようということでもみんなと一緒に頑張って真剣に取り組ませていただいた経験がござります。そういう経験を基に今日も御質問をさせていただきたいと思っております。是非よろしくお願いいたします。

新藤大臣には、前回、十一月の五日のときに、大臣所信に対する質疑で、特区制度の成果として課題につきましていろいろとお伺いをさせていただきました。大変丁寧な答えをいただきました。御礼を申し上げたいと思っております。その中で、課題もあり成果もありということであるというお話をお聞きしました。私は、おっしゃっていただいたことは本当にそのとおりだと思います。しかし、それに加えてもう一点、私は大変重要ではないかと思っております。

それは何かといいますと、実は特区制度、今ではもう当たり前になっております。ここ十年間、特区がない日本というのが考えにくいぐらいたくさん特区がある、まあ、なじみがあります。しかし、特区制度が始まる前は、霞が関では、私が記憶が間違っていないければ、こういうのは憲法違反なんだと、どこかの地域だけ規制を緩めるというの、こんなことはあり得ないんだということ、絶対にできない制度だというふうに言われていたんです。それがごろっと変わってしまった。頭が切り替わることでこんなにも制度が切り替わるんだという大変重要な例なんだと思っております。私は、大切なのはそこではないかと、成果の一つというんでしょうか、重要なポイントはその

にあるのではないかと思っております。

といいますのは、世界の中でこれからグローバルな戦いをしていかなければいけません。そのときに、国内の制度や国内の考えで自縄自縛になっているということほどばかげたことはないのではないかと私は思っております。ほかの国から見たらどうでしょうか、逆に。日本は自分で手足を縛って走れない状況になっていると、こんなばかな話はないんだと思っております。したがって、自分たちの頭を切り替えていくことの大切さ、それが重要なんじゃないかと思っております。

そして、失われた何十年というふうに言われておりますけれども、私自身は、それはキャッチアップから抜け出せない、それが重要な、まあ何というんでしょうか、ポイントではないかと思っております。

追い付け追い越せと言います。しかし、キャッチアップというのは追い付くだけです。追い越せません。新しい価値観をつくっていく、新しい社会価値をつくっていく、そういうふうな取組をしていかなければ追い越せない、次の日本の発展はないのではないかと思っております。そういう意味でもこの特区への取組というのは大変重要じゃないかというふうに思っているところでございます。

そういう意味で、改めて、今回はこの国家戦略特区というのでも出ておりますが、この特区制度をフルに活用して、前回、甘利大臣がおっしゃった成長戦略を作文で終わらせないように頑張りたいと、まさに重要だと思っております。その御決意、お考えを改めてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) まさに今委員が御指摘のように、二十年ぐらい前でしょか、何か、バスター一個動かすのにがんじがらめとか、懐かしい思い出聞きますよね。今は全くそういうこと、なくなりまして。それから、国と地方の対立といいますか、地方の声をなかなか国が吸い上げられない

い。それから、国が一面的に、新幹線の駅前は全部金太郎あめのように、再開発や都市計画をやってもみんな同じと、これから脱しなきゃいけないという長い取組があったと思っております。それは結局のところ、国民の意思、そして、その意思を得た政治、またそれを受けた行政、こういったものが取り組んできた結果が今になっているんだというふうに思います。

ですから、まさにこの民主権の下に、まずはこの国に住んでいる人々の意見をきちんと聞いて、それを民主主義のルールにのっとって政治が実現していく、このためめい努力というものを更に進めていかなくてはいいかと思っております。

その上で、今私が心掛けなければいけないのは、安倍内閣はもう一度日本を持ち上げよう、この力を最大発揮できるように、最大効果を得られるように工夫してみようじゃないかと、頭を切り替えて変えられなくては変えていこうと、しかし一方で、残すべきものは残す、良いものはきちんと受け継いでいく、こういう思想が我々の根底にはござります。その意味において、今度の特区というのは、何かを悪者にして、対立概念の中

でこれを打ち破ると、こういうことではないんだというふうに私は思っているんです。最も改めなければいけないのは手段の目的化でございます。ですから、今度のことも、規制緩和のみで、これをやれば経済が良くなるって、一つのことですんならうに簡単には動きません。先ほど、一番最初に言いました合わせ技です。そして、その中で、しかし大切なことは、集中して複合的に総合力を発揮してある一定のエリアでやってみた結果

がどんな効果が出るか、この規制を変更することによってどういうメリットがあるのか、そして例えばそこに投じた投資はどういうふうにして回収できるのか、こういうものをやはりきちんと測った上で、客観的な指標、私どもは最近KPIとよく呼びますがけれども、達成すべき目標、目安です。それから、PDCAサイクルというのはもういつでも言われます。このあらゆる部分におい

てチェックをして評価をして、そしてフィードバックする、この連携をつくる中で効果を上げてみよう。今度の特区は、ですからこれまでの長年の取組を踏まえた上でのブラッシュアップしたものにならなければいけない。それから、次元を変えて少し違う観点からやってみよう。いろいろなものを組み合わせながら、しかし、これによって何らかの成果を上げて、それがこの国の、日本の経済全体が再興していく中で我々には一定の役割を果たしたいと、このことを責任だと感じてやらせていただいているわけでござります。

○上月良祐君 大臣、ありがとうございます。全く思いは同じでございます。そして、そのことを現場で頑張らせていただきたいと私は思っております。

それで、ちよつとお尋ねしたいことがあるんですが、まず三本目の矢に關しまして、この前もちよつとお話ししたんですが、一本目も二本目も大変難しい矢なんだと思っております。しかし、三本目の矢ほどではないんだと思っております。三本目の矢、すなわち成長戦略の矢を飛ばせなかったからこそ失われた何十年ということになってきてしまったのではないかと思っております。そういう意味で、まさに三本目の矢が飛ばせるかどうか、これから日本が、大臣がおっしゃるような、一度日本が世界の中心になっていけるような、安倍総理がおっしゃっておいりましたけれども、そういった、もう一遍良くなつていけるかどうかの大きな岐路だと思っております。

ちよつと私、腑に落ちないところが一点あるんですけれども、国家戦略特区なんですから、私は国際戦略総合特区に一生懸命取り組まれました。どうも、国際戦略総合特区の取組を加速していく、それにエンパワーすることで十分カバーできるのではないかなという思いもちよつとあります。恐らく、しかし、新たな法案を出してこういうふうな取組をしたいという意気込み、先ほどの松下先生の御答弁にもありました、強い意気込

みを感じていますが、やはりこれまでと違って国家戦略特区じゃないと駄目だという点につきましてちょっと御教示いただければと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) 私、大事に思っているのは、今回の国家戦略特区のコンセプトペーパーの中にも入らせていただきましたけれども、これ一つで考えていないんですよ。ですから、構造改革特区もつとやっていきます。それから、総合特区も、これはもう強力に推進していかなくちゃいけないと、既にもう四十八の指定があるわけですから。ですから、これはこれで進めていくんです。それ以外にも、私は今、地域活性化担当大臣で、七つのそういったプロジェクトあります。中心市街地活性化、それから環境モデル都市、都市再生ですとか、いろんなのがあるんです。ですから、それはそれでやっていかなくちゃいけない。それから、特区だと特別な制度ではなくて、それぞれの地域が今やろうとしていることはたくさんあります。そういうものもこれは全部推進していかなければならないでございます。

ですから、総合特区と今度の国家戦略特区が、場合によると、あるエリアが部分的にかぶるところも出てくるかもしれません。それから、総合特区の中で国際戦略総合特区、地域活性化総合特区、どちらでも結構です。その特区の中のものよりそこをブラッシュアップして国家戦略特区の部門になることもあるかもしれません。ですから、それは連携できるものはきっちと連携していること。

今回、法案修正で入れていただきましたのは、構造改革特区と国家戦略特区との連携というのは事務手続上もつとスムーズにしようじゃないかと、こういう御提案をいただいて御修正いただいたわけがあります。ですから、それはあつちが駄目だからこつちにするのではないんだということでございます。

その上で、国家戦略特区は、先ほど言いましたように、世界で三本の指にしよう。例えば、農業の新しいプロジェクトとしてどこかの国がやつ

ているフードバレー、これに匹敵するものを日本でやろうではないかと。そして、最先端の再生医療を始めとするライフイノベーション、こういったものを、これが世界の三大研究拠点だと、それには地域の取組に加えて国も一緒に入って事業をやるんだと、こういう仕組みで極めて限定的に地区を絞って、その代わり強力にこれまでのとはまた違う次元のものをやってみようということでありますので、総合特区はもう既に四十八あつて、いずれもそれぞれ皆さんが地域で頑張っていられるわけでありますから、ですから、今の制度の中でやるのではなくて、手挙げ方式ではない、いずれにしても、今までは国というのは、全部申請したものに対してマル・バツ付けてどうぞと、補助金あげますよ、税制付けますよ、どうぞやりくださいって実は言っているんです。いつの間にか日本は自分たちでやらなくなっちゃったんです、国は。

今、先ほど明治維新のお話しましたけれども、余り長話していると怒られちゃうんですけれども、やっぱり国家目標をきっちとやるということですからね。ですから、私は、その意味において今度の特区というものが、新しい試みとしては是非これを加えていきたいと、こういう思いでございます。

○上月良祐君 ありがとうございます。

今のお話を聞きながら、本当に同感だなと思ひながら聞いていたんですが、地域の指定をめぐる課題というのがあるんじゃないかなと私は思っております。といいますのは、どうしてもあの地域振興立法、これまでもたくさんありました。新産業・工特から始まって、近くはリゾート法といったようなものもありました。

地域振興立法というのは、まさにどの法律のどの制度をやっているときも、指定する新しい制度が始まるときは、今の大臣みたいなまさに物すごくみんな力が入って、これこそ大事だというふうにやるんです。そして、地域指定をめくってはみんな必死になるんです。地方団体も、国が指定す

るとはいつでもやっぱりこれやりたいという地方団体と組まないといけないと思うのである。そして、何ていうんでしようか、役所の方も選ぶのにもう一生懸命になって、もう一大、何ていうんでしようか、大騒動になって、やっているときはいいんですけれども、やっぱりその後、地域の方に課題があるんだと思うんですよ。

指定してもらったら、まさに後はもうバラ色だと、あとは国が何かやってくれるんじゃないかと、補助金くれるんじゃないかというふうになつてしまつては駄目なんだという地域の側の課題もあると思います。そして一方で、やはり国の方も、大臣の意気込みをまさに体现する官僚の皆さん方の取組、そういったものも大切になるんだと思います。

これは一つは、地域の側からの目線で、これは地方議会にもいらつしやうて、地域の目線を本当に大切にされている大臣だとお聞きしております。そういう目で見て、指定が、今回は特に国家戦略特区であれば指定される、国がやってくれる、ああ、もうこれは指定された後はもうバラ色じゃないかと、こうなつてしまつてはいけなと思うんですけれども、その辺りについて、地域の側からの指定について教えていただければと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) それは、今回、八月の十二日から九月の十一日まで事業の応募期間を、御提案の期間を設けました。私、そのときに、八月に説明会やりまして、私の方から説明させていただいたんです。そこで申し上げたのは、是非事業者の皆さんは自分たちでPDCAを出してくださいと、自分たちが達成できる目標というのを自らがきちんと出して、その上で、こういう成果を上げるからこの規制が緩和してほしい、この税制措置が欲しいと、こういうような御提案をお願いしますということをやったんです。

ですから、まずはそれは、事業をやるのは大半は民間の方であり地方自治体の方々でありますから、地方の皆さんですから、その皆さんがやりた

いこと、また求めていることを我々はそれを一緒に協力していくと。それに加えて、国も、例えばその事業を進める上での国家的見地から基盤整備であるとか新しいそこで国の事業もかみ合わせてみて複合的に効果を上げようと、こういうふうな持つていくということでありまして、これはやはり地域を国が抱きかかえるわけでもないし、地方が独自にやうて、国は何でもいいからお金だけ出してくれればいいんだでもないし、一緒になつてやりましよう、こういう仕組みにしたいと考えているわけがあります。

○上月良祐君 ありがとうございます。

それで、ちょっと国際戦略総合特区についてここでお願いしたいと思ひます。

先ほど申し上げましたように、成長戦略を作文だけに終わらせない、そのために、じゃ何が必要なんだろうかとということでございます。それは、私はやっぱり現場を大切にすることではないかと思ひております。一生懸命やっている、真剣に取り組んでいるその現場を大切にすること。まさに今大臣がおっしゃったように、地域の側も真剣に取り組むのを支援していく。そして、その真剣に取り組む現場を的確に支援していく。甘やかすとかということではないです、突き放すことでもなくて、的確に支援していく。本当にそれをやらなければ、日本の成長点をつくっていくということではできないんだと思ひます。

私はもう、何というんでしようか、バブルの時代あるいは高度成長のように、国が何かお金をまいたり政策をつくれれば日本全国が一斉に上がっていくというようなことはもうないんだと思ひております。どこかのやはり地域、地点がその周りのことも含めて引つ張つていて、そういう地点が次々出てくることで国全体を引つ張り上げていくようなイメージ。その特区というのは非常に大きなですからポイントではないかというふうな思ひております。

そして、例えて言いますと、国家戦略特区もそうです。しかし総合特区もそうです。日本一を

目指すものじゃないんだと思ってるんです。それは世界一を目指すものでなければならぬんだというふうには私は思っておりません。そういうつもりで例えばつくばなんかは一生懸命やっております。それは、例えばで言うと、オリンピックで金メダルを取るようなものだと思うんです。したがって、世界一なんです。そのためには何が必要かと。それは本人がもう本当に血と汗と涙の結晶のような努力をしなければ絶対に駄目だと、それがないと絶対に成果なんか出ないんだというふうには思っております。

そういう覚悟で今一生懸命地元ではやっておりますけれども、あわせて、やっぱり本人だけでは駄目で、客観的に見てくれて、アドバイスをしてくれる人あるいはコーチ、そういったものがないと金メダルなんか絶対取れないんだと思っております。本人が頑張ることに加えて、国がやはりコーチの役割、あるいはサポーターの役割が分かりますが、そういった役割を的確に果たしていかなければ金メダルなんというのは絶対に取れないんだというふうには思っております。もちろん前提として、先ほど来申し上げていますように、地元が頑張らないと何も始まらないと思っております。

そして、私思うんですけど、コーチの機能の大変重要な部分の一つというのは、やはりどういうふうな、何というんですか、いい点が伸びているか、悪い点が改善されているかをきちっと的確に評価をしてあげられているかどうか。きちんとして、何というんですか、オリンピックの候補選手をちゃんとずっと見て、そして、何というんですか、悪いところはこうやってやった方がいいし、ぞとアドバイスをする、そしていいところは伸ばしてあげる、そのアドバイスをするためにもきちっと評価をしないといけないんだと思っております。きちっと見る、現状を見なきゃいけないというふうには思っております。

そして、きちっと見る、進捗状況を評価する

る、その結果、中にはオリンピックの指定選手を外れる人も出てくるかもしれないというふうには思っています。あるいは、今年は、何級か知りませんが、A級かB級か分かりますが、その級から、ナショナルチームから外れて準備チームに入ってくださいというふうな人が出てくるのかもしれない。しかし、そこで頑張ればまた上がれるようなことがあるのかもしれない。金メダルを取るというのが日本にとっても大切だと思えば、的確に、本当につぶさにその辺を見ていかなければいけないんだというふうには思っています。

そして一方で、厳しくそういうふうには的確に評価をして、そして、何というんですか、見て、いって、一方で、よく伸びている人には更にやっぱ重点的な、まさに強化選手に対する支援みたいな的確に更に重点的に指導をしていったり支援をしていく、そのことでしか本場に成長はできないんだと私は思っております。それが現場で一生懸命動き回ってこれまで働いてきた者の実感でございます。

そういう意味で、国際戦略総合特区、これ七地域あるわけでございますけれども、プロジェクトがいろいろありますから、その下にぶら下がっているプロジェクトがあります。つくばでも例えば四つの上に今度三つ指定して七つあるわけでございますけれども、大臣がそれを全部分かるといいますけれども、そんな時間はないし、そんなことをする必要はないんだと思えますけれども、そういったことを、やはり官僚の皆さんなども督励しながら、きちっと見させて、きちっと評価をする、継続的に評価をする、そのことがすごく重要だと思うのですが、そういう意味で、国際戦略総合特区の現状、進捗状況、それに対する評価がどうなっているかについて、概括的にまず大臣から是非お伺いしたいと思っております。

○国務大臣(新藤義孝君) まさにPDCAですね、自己評価それから客観評価、これを組合せて、そして不断の見直しを掛けていくということだと思います。ですから、現状の進捗をまず把握

する、その上で、その原因の分析をし、その改善点を出し、実行していくと、こういうことになると思います。

総合特区においては、指定後一年でこの評価をして、それを公表することになっております。ですから、二十四年度の各地域の評価結果、これを、過日、十一月八日、公表したわけでありまして。それは自分たちが、まず事業主体が評価する、あわせて、国において有識者による評価検討委員会がございまして、そちらでもチェックをして、見直しをして改善点を指摘すると、こういうふうな仕組みになっていくわけでございます。

○上月良祐君 ありがとうございます。

それで、つくばについてはこの後ちょっと細かく聞きたいと思うんですけど、それ以外のところの地域も含めて今どんなになっているのかというの、なかなか地元のことには集中していると全体が分からないということもありまして、その辺りにつきまして、これは政府参考人でも結構でございますが、是非教えていただければと思います。

○政府参考人(川本正一郎君) お答えを申し上げます。

ただいま大臣の方から御説明ございましたように、十一月八日に平成二十四年度の評価結果を公表いたしました。この評価につきましては、有識者によりまして調査検討会で自己評価に対する評価を行ったところでございますが、この有識者の評価結果でございますが、総合評価でいわゆるA評価、大変優れている、著しく優れているという評価が十三地域、B評価、優れているという地域が二十三地域、適当である、C評価が六地域という数字になっておまして、各地域において個別には、こういうところがまだ問題が残っております、こういうところが評価されるということをお細かく評価シートにいたしまして、それを公表いたしますとともに、各自自治体の方にもお伝えをし、取組を促すと、こういうことをしているところでございます。

○上月良祐君 ありがとうございます。局長さんはまだ比較的新しくなれたというふうにお聞きしておりますけれども、これまでの代々の局長さんも一生懸命やってこられたこととでございます。

是非、今申し上げましたように、例えば指定したところの強化選手を外します。これは大変厳しいことかもしれませんが、できたらそういうことがないにしたいことはいいです。しかし、本場にサポーターがいるところがあつたら、そんなことに皆さん、忙しい皆様方はそれにかかわっていることと自分がやっぱりいんだと思えます。より頑張っているところに集中していくことも必要かなと思えます。しかし、そうなる原因が指導する側にあるんじゃないかなと思えますから、的確に是非指導していただいて、そして的確にウオッチしていただきたいというふうには思いますので、是非ともその点はよろしくお願いしたいと思っております。

つくばについてちょっとお聞きさせていただきたいと思えます。ここ、本場に一生懸命かかわってきてやってまいりました。大きく変わりは始めております。何が変わり始めていくかというの、これは皆さんの意識と実際の取組が本場に動き始めてきております。私は、これを是非とも加速していきたいというふうには思っております。

元々で申し上げますと、つくばというのは全国の三分の一ぐらいのナショナルレベルの研究機関が集中しているわけでございます。研究者だけで二万人、人口の十分の一が研究者で、八千人からのドクターがいるというふうな、どこかの町や村の、町村の人口でいうと全員ドクターだというふうなすごいポテンシャルがあるところではあります。

しかし、これは総合特区の当初の指定のときの反省の弁でも述べましたけれども、しかし、これまで次々と成果があふれ出てくるような取組というのが十分にできていたのかという、そうではなかったというのが反省点としてございます。そ



ども、国際戦略総合特区は、これは前政権の時代、民主党政権の時代の制度なんですね。それで、自民党の方々が話をしている中では、これは前政権の制度じゃないかといったような声、これは事実としてはそうかもしれないませんが、私は、前政権でも前々政権でもその前の政権がつくった制度でも、そんなことは何の関係もないんだと思っております。

日本が成長戦略を作文で終わらせないようにするためには、是非とも各制度の中で頑張っているところを的確に、何というんでしょうか、支援してあげていただきたい、それは甘やかすということではなくて、していただきたいと思っております。是非とも、国際戦略総合特区の中でも頑張っているところにはきちつと御指導もいただき、御支援もいただければというふうに思います。

先ほど、さらに、大臣からお話がありました国家戦略特区と構造改革特区や総合特区との連携みたいなお話がございました。法文上は構造改革特区だけ入っているのはなぜかなと思う気もしないではないですけれども、連携のところが。

ただ、そんなことは、もう法文とか、私、どうでもいいです。現場のことを考えて是非とも、何というんでしょう、今回、例えばつくばでは、H A L に関しては国家戦略特区の提案もさせていただきますし、茨城県は農業の提案もいたしております。別にそれを、何というんでしょう、私がかかわっているから取り上げてくれと言うつもりはないですけれども、是非中身をよく見て、現場でこれまでやってきた経験というその積み上げ、そしてその人材の集積というものは大変大きなものがあると思いますので、是非ともその点もよく見ていただければというふうに存じます。

さらに、先ほど大臣からお話がありました規制の、岩盤規制とよく言われておりますけれども、今回の国家戦略特区で岩盤規制を対象にするんだといったようなお話があります。ある意味で、政令で地域を指定するかどうかとか、国が一緒になつてやるというのは重要なんですけれども、こ

れまでの総合特区だって国家戦略特区だって、そのつもりでやれば余り違いはないのかなとも思うんですが、岩盤規制を対象にするかどうか、これまでよりも規制に関してもっと、いわゆる岩盤規制を対象にするかどうかというようなことがあるる言われております。

ただ、私は、そこは気を付けていただきたい点もちょっとあるんです。実は、例えば大店法といいますが、大規模小売店舗立地法ですね、正直、あの緩和をしたから中心市街地あるいは商店街というのは地域では壊滅状態ですよ。日本国中でうまいこといつている商店街なんてまず、一生懸命探しましたけど、正直、四国の一個ぐらいですか、あれもちょっと枠組みが違うので、一つもないというのが実態だと思います。東京の都心にある商店街は残っているところがありますが、いわゆる地方ではほとんどない。それは、規制緩和と呼ぶのかどうか分かりませんが、あの法律の見直しと密接に関係していると私は思っているんです。

一方でそうやって緩和をしながら、中企庁辺りがやや小さめの補助金を国として、別に自治体でも配れそうな補助金を配ろうとしている。それは風呂の底に穴を空けながら水を入れるような話であって、やっぱり地域の、何というんでしょうか、現実をよく見て緩和もしていただきたい。ただ、大規模小売店舗でも欲しいと言っているところもあるんです。どこでもかしこでも駄目というわけではなくて、こういう種類の大規模小売店舗が欲しいというふうには言っていますけれども、地域によってはそういうところもあるんだと思います。だから、そこは丁寧に、特区みたいな制度で一つずつ丁寧に見て、地域の兼ね合いを見て穴を空けていく、例外をつくるということがいいんじゃないかと思えます。

岩盤規制とかという呼び名自体が私は本当に余り、何というんでしょうか、好ましくありません。潰すか潰さないか、レツテル張りみたいな、潰すか潰さないか、それでマルカバツかみたいな話じゃなく

て、丁寧にやったり見えていつて、こういったものは例外をつくるけれども、こういったものは例外をつくらない、守るんだというようなことがあってもいいんだと思います。それはマスコミとかでは厳しく言われるかもしれないけれども、その後、是非地域に影響がないように、これは地域で御活躍をされていらつした大臣としてはそういった思いもあらわれるのかなと思いますけれども、そういった意味で、しかし、積極的に規制にはチャレンジしていただきたいと思うんですが、このことに関して大臣の御意見あればお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(新藤義孝君) ですから、まさに私たちが陥ってならないのは、手段の目的化なんです。何かをやればいい、だから全部壊せということになると、その結果は惨たんたるものになるのは、いろんな経験があります。

大いなる反省でいえば、今の取り上げていた大店法については、これは非常にその後の中心市街地活性化法と都市計画法の改正を伴いましたけれども、今まだ苦労しているということもあります。それから、特石法などという小売の石油スタンドの規制については、これはもう今どうにも手の出しようがないようなことになってしまつて、要するに、初期のころ、これが悪いんだ、だから全部取り払っちゃえばこれで直るんだなんていつて勢いでやってみたら、その後のことはもう誰もフォローしなくなつちゃうというようなことがあつてはならないと、こういう思いは私も共有しております。

一方で、やはりこれは、岩盤と言われるのはそれだけ強力な影響力があるということです。それから、それを触るといことは良い影響力も期待できるわけですね。ですから、悪い影響が出ないようにしつつ、良い影響が出るならば、それは挑戦すべきだし、これはもう取組と、何のためにやるのか、どういう成果を得られるのか、それをきちつと検証した上で、これは特区諮問会議において定められることとなりますが、そもその進め方と

しては、やはり我々は最初から予定調和のようなものがあるわけではありません。

とにかく、大体においてイノベーションというのは誰も気が付かなかったところから始まるんです。ですから、この法案の審議するときも、こんな法案で本当に国の経済が開くのか、何も書いてないじゃないかと。書いてあつて、その枠の中でやるんだつたら、それは同じその想定される効果しか出ないんでございまして、これは是非、私たちは日本のいろんな課題をブレークスルーするんだと。この中から新しいイノベーションが起せるかどうかをやってみようじゃないかということ挑戦したいと思つておりますから、これはフロンティア精神はいつも持ち続けてやりたいと思えます。

○上月良祐君 ありがとうございます。

そして、もう一つ重要な点をお聞きしたいと思えます。

実際に成果を上げるために、これから国家戦略特区も総合特区もいろいろありますけれども、重要なものがあるのかということなんです。これは、正直申し上げますと、プロデューサーです。研究所じゃないんですよ。研究所も重要なんです。しかし、研究所とか研究している会社とかそれは重要なんです。それは一つ一つのプレーヤーです。つまり、今の日本の問題点は、端的に言うところ、指揮者のいないオーケストラなんです。オーケストラの何か演奏している人は、一人一人は物すごい技術を持って演奏しているんです。しかし、オーケストラ全体を取りまとめて人々を感動させるような演奏をするには指揮者が重要な役割を果たさなければならぬんですが、この指揮者に当たる人というのが地域になかなかいないというのか、いるんです、本当は。いるんだけど、その人たちが評価されていないんです。そして、そういうものを評価する評価軸というのが日本の国内にはほとんどないんです。大学にもない、役所にもありません。役所に、何というんでしょうか、ほかの役所と一緒に何かつくつた、

国民のためにすくなくなった、しかし、自分の役所の権限は失った、それで役所の先輩から評価されるか、それは評価されません。でも、それじゃ駄目なんだと思います。

指揮者になるプロデューサーの役割、プロデューサーというのは、間違えないでください、プロデューサーというのは単なるコーディネーターと違います。あつちとこつちから聞いて、ああ、これとこれをつなげればいいとかというマッチングするだけじゃないんです。マッチングはもちろんしながら、更に自分なりの価値観で何かをつくり出していく、そういうふうな役割を担う人、そのプロデューサー、指揮者に当たる人がどこにもいないんです。まあ、いないと言ってしまうかもしれません。

成果を出すためにそれが重要だということが分かっていなくて、例えばどこかのところを取り回しをする人が、どこかの試験研究機関から出してくださるというふうにしてやるわけですよ。試験研究をする人の評価基準というのは論文の数ですよ。特に海外の論文に出た、海外の論文の数ですよ。そこは、一緒になって何かをつくったというその成果は、何というんでしょうか、その試験研究をやる人たちにとつてさほどの評価基準にはなっていないというのが現実なんです。

そのプロデューサーという役割というのが本当に日本には足りないんですよ。これは肩書きや本当にないんですよ。もうアメーバのようにいろんな人のところへ行つて結び付けて、そして成果を出していくようなそういう役割の人、そのプロデューサーというのを大切にしなければ絶対に成果は出ません。絶対に人を感動させるような演奏はできません。

個々の人たちが一生懸命、ガラパゴス化というようなことかもしれません、みんなが一生懸命技術志向、何というんでしょうか、もう入り込んでいって、自分のところの、特に基礎研究を中心にぐうつとぐうつと入り込んでいく。それで、アウトプット、アウトカムをもつと意識してい

くときに、それをやる人たち、これは評価するのが難しいんですよ。

しかし、例えば大学でも、大学は研究機関なのか、それとも教育機関なのか。最近では三本目の柱で地域への貢献というようなことが言われています。しかし、実際には、教育機関として、研究機関としての評価軸があります。しかし、地域への貢献というのは、三本目の柱とされているので、評価軸というのは、どこかの大学にはあるかもしれない、しかし普通の大学ではそんなものはないです。変わり者が勝手に地域で走り回つてやっているだけだ。その先生が地域にとつてみれば非常に重要な役割をしていますが、俺、大学では余り評価されないんだよねって、そういう感じですよ。

でも、本当に重要なのは、これはどこの地域、何というんですか、これだけではなくて、例えば私が入つていた県庁の中でもそうかもしれない、どこの会社でもそうかもしれない。そういったアウトカム、結果を出すためにいろんなものを結び付けていって、そして自分なりの価値観を持つて、単にマッチングするだけじゃない、そういうふうなプロデューサーというのがすごく重要なんです。

そういったことをもつと意識してほしいと、しなければいけないんじゃないかと、私自身の、何というか、思いも込めてそう思うんですけれども、この点について、大臣、どんなふうに御意見あられるか、お伺いしたいと思っています。

○国務大臣 新藤義孝君 今の御指摘のその推進役、それから仕掛け人、演出家、そういう意味で、事業をプロデュースする人材若しくは組織がこれは鍵を握るというふうに思います。大事なことは、何をなすべきかという使命と目標をきちんと打ち立てて、それに対する実行手段としてどういう戦略があるのか、戦略を実現するための実行手段、かつそれを推進していく実務能力、これが備わつて物事は成功するんです。

的な戦略目標といいますが、どういう国になすべきなのか、そしてそれをどのような戦略を持つて実現させ、そのための個別具体的な施策は何だと、この組合せがうまくいかない結果がこの日本の迷走というのか、かつて漂流とまで言われるようなところまで招いたんだと思います。ですから、そういった反省、私たち、自己反省も踏まえて、やはり物事、プロジェクトを成功させるには、もう決まっているんです。それが分かっているけどできないから難しいのでありまして、それに挑戦したいとは是非思います。

それから、そういう意味においては、この特区諮問会議で全体を決めますが、区域を設定して事業の内容が決まると、その事業を推進するための特区会議というのができます。法律上は国家戦略特区会議となっております。私どもは通称で統合推進本部と呼んでいるんです。それは、事業体の皆さんが参加していただいて、進めるためにはどうしたらいいんだと、国と地方と民間と、この事業に携わる人たちが入つてその協議をする。そこには特区の担当大臣が入つて、そして皆さんの御意見を吸い上げながら、必要なものはこの諮問会議なり国、それぞれの省庁に戻す、こういうことをやろうと思っています。

ですから、我々は、しかしプロデューサーではありません。やっぱりコーディネーターであつて、また決定者でもあります。ですから、今のことは、それぞれの事業において、それぞれの区域で必ずそういう人が出てくるし、成功したプロジェクトというのはそういう方が必ずいるんですよ。ですから、そういう方に対して、働きやすいような、仕事しやすいような環境をつくることは是非心掛けていきたいと、このように思います。

○上月良祐君 大変ありがとうございます。本場にそういう人を大切にしていただきたいと思っています。その地域のことを聞こうと思つたら、その人を呼べば、何というんでしょうか、何でもかんでもしゃべれる、紙なんか見なくたって、それがどうなっている、あなっているのじゃない、そういうふうに一生涯走り回っている人。ただし、先を見通してこういうものが必要だというふうに見えるような、見えるような炯眼を持つて、そして健脚で、足で走り回っている人。そして、何よりもよく耳で人の言うことを聞けるような、そういう大切な人たちがいなければ、結局、日本の将来の発展もないということなんじゃないかと私は思っております。

非常に逆説的かもしれませんが、科学技術の将来というのは科学者が担っているわけでは決して必ずしもない。大切なのは、科学者はもちろん大切なんです、先ほどのオーケストラの例と一緒に、やっぱりそれは、社会学というんでしょうか人間学というんでしょうか、極めて人間くさい、そういうふうな努力が間になければ、結局アウトプットにはつながらないのだというふうに思っております。そういった点でも是非認識していただければ、大臣のお答えを聞いて非常に安心しました。

一つこういうことがございました。台湾につくばと同じように、これはIT中心と聞いておりますけれども、産業を集積させている新竹という地区があるんです。この人がつくばに来てお話をした、研究機関のかなり偉い方とお話をした。私、その方と直接いろいろお話ししたんですが、そして言われたことは、プロデュースはこっちでしますから、台湾です。日本は優秀な部品を出してくださいと言われたと。格好悪いと思ひます。屈辱的だとすら私は思ひます。製品はこっちで作る、プロデュースはこっちでしますから、こっちで売るので、優秀な部品だけ出してください、これはどう端的に日本の状況を示しているものも、言葉もないのか。耳が痛いけれども、反省を込めてそれを聞かなきゃいけないんじゃないかなとも思ひます。

その状況を脱するためには、やっぱりプロデュースができなきゃいけないし、していつて、

物をつくるというところにつなげていくまでや  
らなきゃいけない。性能じゃなくて、是非新しい社  
会価値をつくつていかなければいけないし、事業  
でまとめるというふうにしなきゃいけないので、  
機関をまとめるというふうになりがちなんです  
ね。だから、地域ごとに会議をつくられるという  
のは、それはまあいろんな方がバランス考えて  
つくるのかも知れませんが、その下に、実務的  
に動くような方々は、そのポジションとか関係な  
く本当に動く方々が集まってくるといい成果に  
つながるのではないかなというふうに思っており  
ますので、是非ともそういうことを意識してい  
ただければ有り難く存じます。

それから、一つ、官僚の皆さんのことという  
んでしょうが、役所の難しさという点について  
ちよつとお伺いしたい、御指摘もしたいという  
ふうに思います。

岩盤規制、岩盤規制というふうに言われたり  
しますけれども、私は役所の壁ほど大きな岩盤  
はないんだというふうに思っております。ただし、  
私は壁は必要だと思っております。壁がなくて、  
みんな好きなことをできるようにしちゃうと、い  
いことだけみんながやる、嫌なことは誰もやら  
ないみたいになつてしまふといけません。私は思  
います。だから、基本的に縦割りというのが悪い  
と思つてはいません。しかし、やはり壁が厚過ぎ  
て、横の意思疎通が良くなければ、それは大変  
まずいと思います。

そして、役所ごとの国境線がやっぱり、何とい  
うんですか、どっちに動くかどうかというのは物  
すごく意識しているんですね。そして、それにし  
かしこだわり過ぎていたりやっぱ新しい発展と  
いうのも絶対ないんだというふうに思っており  
ます。新しいものをつくっていく中で、国境線と  
いいますか、みんなの国土が増えていけば一番  
いいんですが、どうしてもそうじゃなくて、ど  
ちかが踏み込んでみない話になるとばたつと動  
かなくなつてしまふのが役所の習性でもあろう  
かというふうには私は、反省も込めて、自分も  
おりまし

たので、感じております。

そして、もう一つは、これは官僚の組織の構  
造的な、致命的な問題点とも言えると思ってい  
ます。どうして二年、三年で変わつてしまふわ  
けで、下手すると一年で変わつてしまふわけ  
です。それで、先ほど来申し上げてみたように、  
前の制度をつくつたのに、そのときやり始めた  
人はすごいもう大臣のお話、御意向なんかも  
もう本当に入つて一生懸命やっているんですけど、  
うち役人がころつと替わつてしまふ。そうす  
ると、前の経緯がよく分からなくて、その思い  
もこまで。引継ぎもだから重要だと思ってい  
ますが、そうやっていくうちに、思いがだんだ  
なくなつてきていくうちに新しい制度ができ  
てくる。その前の制度はほとんどん、何とい  
うんのか、余り意味のないものになつてしま  
うような問題。

これをまたさらに反省を込めて言うと、政治  
家の方もまた、総理が一年ごとに替わるん  
で言われましたけれども、そういつたときに  
ぐるぐるも替わつていくような問題はあり  
ます。

そして、もう一つありますのは現場を見る  
力だと思ふんですけれども、昔はもつと現場  
に出ている人だと思ふんです。官僚の人  
も。ただ、今は余り出張してないんじゃない  
でしょうか。泊まり出張して、何というん  
でしよう、地元の人と本当は割り勘でも飲  
んだりしながら、いろいろなことを聞いたり  
人間関係をつくるというのは大切なことだ  
と思ふんですが、私は、官官接待とかさ  
ういうのは一切駄目なことだと思つており  
ますけれども、もつとやっぱ地元を見る力  
というんではどうか、これがかなり落ちて  
いるんじゃないかな。

これは、定数もどんどん減らされて仕事  
は増えてきている、その中で現場に出か  
けていくほどやっぱ重要なことではないん  
だと思ふます。やっぱ百聞は一見にしか  
ず、どうしても上がつてくるものを見る  
だけになりがちなのが、現場に行つ

て現場のことは見るということほど重要な  
ことはないのではないかというふうに思  
います。現場を見る力、そして継続的に組  
織を組んでいく力、これは今のどうし  
ても役所の組織では構造的にかな  
か難しいことになっていく点もあり  
ます。

しかし、例えば長くやっていての特  
区の担当大臣と成果が出るまで  
ちよつと長くいさせてもら  
う、もうちよつと、一年じゃな  
くて二年、三年、ちゃんと成果  
が出るまでいさせる、これはも  
う大臣の御意向があればできな  
いことなんだと思ふます。まし  
てや、現場を見ていこうとい  
うのは、大臣が何か所か行つた  
ら、ああ、そういうことを評価  
されている大臣だと思えば役所  
の人はみんなそうやって動き  
始める、そういうこともあり  
ます。

大臣がもう現場のことをよく御存じだ  
という点とは私も総務省の人から  
よく聞いておりますけれども、  
そういう意味で、役所の構造的  
な問題点、どうしても替わりが  
ちであるという点、あるいは  
現場にアクセスする力が落ち  
てきているのではないかと、そ  
して、どうしても役所の壁が大  
きいという点、壊すべきはそう  
いった点ではないか。壊すとい  
うんではどうか、例外をつく  
るといふのかうまく連携する  
というのか分りませんけれども、  
そういつた点が役所を使つて  
動かしていくときの大きな一  
つの問題点ではないかなと思  
いますけれども、この点につ  
いて大臣のお考えを是非お聞  
きたいと思ふます。

○国務大臣(新藤義孝君) 最も秩序  
を持った組織が行政組織だと思  
います。私は、それが日本とい  
う国家の信頼につながっている  
し、日本の官僚制度は世界に  
冠たるものだと思つていま  
す。それから、官僚の優秀度  
という点に關して言へば、こ  
れは世界の中でまさにトップ  
であつて誇り得るものがある  
というふうに思ふます。

しかし一方で、今委員がお話  
されたような省庁間の縦割り、  
それから、どうしても独断性  
に欠けるといふ部分がある、こ  
う

いうものは否めない事実であり  
ます。しかし、行政というの  
は政を行うと書きますから、  
決められたことを行うのが  
行政組織なのであつて、法律  
を遵守しなさいと、これ、も  
う初めて入つたときから研  
修を受けるわけでありま  
す。勝手には運用され  
ては困るわけでありま  
す。私は、そこはやは  
り行政に指示を出す政治、  
これは政を治めると書  
きます。ですから、政治  
の責任が極めて重  
いんです。そして、そ  
れは官僚組織にお  
いてもそれぞれ  
のつかさどりを束ね  
る長がいます。そ  
の人たちがいか  
に自分で課題を  
整理して部下  
の人たちに  
仕事を割り振  
るか、進行管理  
するか。

同じように私も今心掛けて  
いるのは、至りませ  
んが、大臣として省  
内の把握に努め、  
その上で、やはり  
自分たちがやり  
たいことはどう  
いうことだとい  
うミッションを  
示す、そしてそ  
うするための  
ビジョンをつ  
くり、実現する  
ためのアプロ  
ーチという  
ものを設定す  
る。これは私、  
総務大臣にな  
つて、自分の  
役所に來てや  
つたことであ  
ります。その  
ういふ課題を  
全員で共有し、  
問題意識を持  
つて、そのた  
めの、解決の  
ためのそれぞ  
れ役割分担を  
果たしていく  
、これがうま  
く回せるかど  
うかは紙一重  
のところなん  
だと思ふん  
ですが、結果  
は大きな違  
いが出てくる  
ことだと思  
います。

したがって、まずは、自分  
と一緒に仕事  
をする組織を  
信頼できない  
人間は組織を  
動かすことは  
できません。一  
方で、その組  
織に盲従、盲  
従といふか、  
組織に委ねて  
自分が意思を  
示さない限り  
何の成果も出  
ません。だから  
、それぞれが  
みんな責任を  
持たされてい  
るわけであり  
ますし、私  
どもも、そう  
いつた意味で  
は、大臣にな  
る前には政務  
官となり、そ  
して副大臣と  
なり、また様  
々ないろんな  
経験を積み  
ながらこう  
やってやら  
せていただく  
ような、そ  
ういふ仕組  
みを我が党  
においてはつ  
つづいてい  
るわけですね。

ですから、あとは、それは  
個人のセンス  
もあるし志向  
性も違ひま  
すから、も  
ろもろでは  
ありますが、  
とにかく総  
合的にみな  
なで力を発  
揮していこ  
うではない  
かと。縦割  
りと役割分  
担も紙一重  
なん

です。ですから、何でも一つにすればいい、そういうことを言ったらもう管理できなくなってしまう。かといって、細分化し過ぎちゃって連携がなくなれば縦割りだと言われるんですから、そこはやっぱり大事なことは、それはどっちにしたって、ゼロ、一〇〇で絶対に間違いない、全然駄目ではないんですから、では全体として成果を上げていくためにどういうふうに進捗管理するか。重要なのは、オーケストラでいえば、同じ能力を持つ楽団員であつても指揮者によって全然違う音が出ると。だから、そこは私は政治の責任の重さというのは実感し、また、至りませんけれども心掛けていこうと思っています。

○上月良祐君 ありがとうございます。

今おっしゃったような方向で是非とも役人を使いこなしてほしい、元役人としてそう思います。力をもつと出したんだと思っております。大臣がおっしゃったように、私も前もこども申し上げましたけれども、やっぱり社長が自分の会社の社員を、うちのところの社員は全然働かないやつ、ばかばかりでみないに思っていて、そんなにで絶対成果は出ないんだと私は思う。信頼関係がまずないといけない。しかし、その上で、うまくいうんではないか、もう積極的に使っていただきたいというふうに思っております。そしてまた、長く使っていたきたいという点は是非頭に留めて置いていただきたいと思いますが、やはりその前に、大臣に長く是非頑張ってもらいたい、いや、もつと偉くなられるかもしれないけれども、やっぱり成果を出すという観点から是非頑張っていたきたいと思っております。それで、義務教育についてちょっとお聞きしたいと思っております。

附則で、義務教育で公設民営学校の設置について一年検討するという点が出ております。この点につきまして、一年間の検討ということになっているわけでございます。この附則が入るか入らないかというふうな議論もありました。私は入って良かったなと思っております。是非とも積極的に

検討をしていただきたいというふうに思っております。

今も私学があるわけです。私学って、まあ民間ですよ、どっちかというと。もちろん、公益法人といいますが、法人にはなっておりますけれども、民間でできないことなんかはないはずだと私は思っています。しかし、義務教育だから慎重に検討しなければいけない。先ほど大店法の話ししましたけれども、やっぱり慎重に検討しなきゃいけない。しかし、義務教育にそんなことはないんだということ、もう、何というんでしょうか、最初から思考停止になるのは私はずいんど思っています。もちろん、検討した結果、これは無理だからこういうふうにするという、その選択肢はいろいろあつていいんだと思います。しかし、やっぱりこういうふうな難しい、これを規制と言ふのかどうか分らないですけども、こういうものだからこそ是非ともチャレンジをしていただきたいというふうに、しかし慎重にチャレンジをしていただきたいというふうに思っております。

株式会社立の、特区で、学校などもあつたと思うんですが、大学なんかうまくいかなかった例もあつたように思います。しかし、あれは私学助成がなかったんですね。なので、経営的に厳しいからどうしても経営自体が難しくなっていくという面もあつたと思います。今回の枠組みが少し違いますので、そういう意味でも、やり方によっては十分生かせるような余地があるのではないかと、全体を全部置き換えるような話にはならないんじゃないかと思えますけれども、そこにチャレンジの余地があるんだと思ひまして、このことにつきまして、御意見といいますか、御見解をお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(上野通子君) 上月先生、ありがとうございます。

今回の上月先生の御質問は、公設民営の学校に当たつてのチャレンジがあつてもいいんじゃないかという文科省に対しての励まし、それと同時に

に、しかし待てよと、検討して慎重に進めるべきだという御忠告、両方しかと受け止めさせていただいてございます。

そして、文科省としましては、さらに、先生の御指摘のように、新たな発想に向かって取組を進めていくことを大変重要だと認識しております。具体的なことをちょっと言わせていただきますと、例えば、不登校やまた発達障害の児童を含めて、なかなか、特別な学習のニーズが必要な、また能力のある子供たちに対して、その能力を伸ばせないことに対して、公立学校や私立学校の今の現状ではなかなかそこに踏み込めないという教育の現状があります。そういう子供たちに対しての対応し切れない対応をしていくという観点から、またもう一つは、国際化を進めるに当たつて国際バカロレアの課程の導入をするなどのグローバル人材の育成のための多様性を持ったという、そういう教育を行う観点というのがあります。このような様々な観点に対して積極的に対応してまいりたいと考えているところであります。

しかし、また一方で、義務教育について、先ほど御指摘がありましたように、これを確実に保障することは国や地方公共団体の最も重要な責務の一つであることから、特に慎重な検討を進めてまいりたいと思っております。そこで、具体的制度の在り方については、省内に設置しました西川副大臣を主査とする検討チームを置いて、関係地方公共団体とも協議を行いながら、公立学校としての教育水準の維持向上に、及び公共性の確保を図りつつ、検討を行うこととしております。

一歩踏み込んだということを大変評価していただいて有り難いと思いますが、なお、この日本の教育に合うかどうか、これから一年間掛けて検討していこうと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

○上月良祐君 ありがとうございます。

是非とも、今のようなスタンスで積極的に、難しい、まあ何というんでしょうか、規制と言うの

かどうかわかりませんが、ことであるからこそ積極的にチャレンジをしていただきたいというふうに思います。私も現場でしっかりと頑張つて、日本の成長に貢献できるようにしっかりと働かせていただきたいと思つております。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(水岡俊一君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後一時二分開会

○委員長(水岡俊一君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国家戦略特別区域法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○芝博一君 民主党・新緑風会の芝博一でございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。と思います。

新藤大臣、昨今、私は特にそう思うわけでありましてけれども、政治や選挙や金に関係する多くの事件、事案がまさしく取りざたされておりますけれども、少しその問題について大臣のお考えも含めてお聞きをさせていただきたい、こう思っております。

その中で肝要なことは、昨年の末の衆議院選挙、これに対して一票の格差是正のために全国で裁判が起こされておりました。その結果、最終的には最高裁判決が出されました。これは御存じのとおりであります。結果は違憲状態。

辛くもよいまいし、選挙無効だけは免れたなという思いもしているわけでありましてけれども、ここは、昨年の今ごろ、当時の安倍総裁と前野田総理がクエスチョンタイムの中で、一票の格差是正のために定数削減をやりましよう、社会保険制度改革、抜本的に改革してみましよう、お約束をできるなら解散しましようという部分は皆さ

んの記憶に新しい部分だろうと、こう思っておりますけれども、そんな中で今回の最高裁判決がりました。

この部分を含めて、残念ながらもまだ国会内での、また各党での議論が進んでいるとは私自身も残念ながら思っております。もともとずっと前に進めなきゃならないと思っておりますけれども、この件に関して、最高裁判決に關して、大臣の所感、コメントがありましたら、お聞かせください。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、二十日に判示されましたこの十二月の衆議院議員総選挙に係る一票の格差訴訟の最高裁判決、これは違憲状態、合理的期間を経過するというものでありまして、これはもう厳肅に受け止めていただきたいと思います、このように思っております。

そして、今回の判決が、この○増五減による区割り改定については司法からの要請、そして立法府からの要請に沿って行つたわけでございます。私ども行政府としては、この格差是正に向けた一定の評価がなされたものとは理解をしております。

一方で、この一人別枠方式についてはその構造的な問題が最終的に解決されているとは言えないと、そして国会における取組の必要性というものが指摘されております。これはもとより、昨年の党首討論において政党の代表が国民の前でお話をし、協議をしていこうとお約束されたことでありますから、これは是非、この一票の格差是正を含めた衆議院の選挙制度については引き続き御議論を賜りたいというふうに思います。

一議員とすれば、これは我々が取り組まなければならないことでもあります。一方で、私ども行政とすれば、これは最高裁という憲法上の要請と、それから各党各会派の御議論による議員立法によつて、その立法府からの御要請に沿つて、我々とすれば、行政は適切に対応してまいりたい、このように考えております。

○芝博一君 まさに思いは私も一緒にございませ

て、共に、それぞれ立場は違いますが、この改善に向けて前に進んでいきたいと、こう思っております。

そこで、続いて、選挙のこの最高裁判決が生まれたが、その衆議院選挙の、絡めての公選法違反事件が取りざたされました。御存じのように、徳洲会グループによる運動員買収事件であります。全国の病院から五百人余り、五百人以上の人たちが動員をされて買収された、一億五千万ぐらいの費用が使われたと、このこと伝わってきておりますけれども、強制捜査をされて六人が逮捕されております。中には、残念ながら現職の国会議員、徳田毅衆議院議員の兄弟の方、関係者の方が含まれているようでありまして、この徳田毅衆議院議員も任意で聴取を受けた、こう聞いておりますし、現実的に、残念ながら私たちの城であります議員会館、この家宅捜索も受けた、大変不名誉なことだと、こう思っております。

この一連の徳洲会事件の公選法違反事件に關して、特に大臣からコメント、所感があればお述べいただきたいと思います。○国務大臣(新藤義孝君) まず、大臣といたしましては、この公選法を所管する総務大臣でございますが、これは個別の事案について実質的な調査権を有していないわけでありまして、ですから、具体的事実関係を承知する立場にはございませんので、大臣としてのコメントというのは控えさせていただきます。

一方で、一議員として、政治と金の問題でこのような逮捕者まで出ると、誠に遺憾なことであると思ひますし、これはきちんとこの事実が明らかになつて、そしてこの事態が解決される、そしてまたきちんとした国民に対して説明がなされるものと期待をしております。

○芝博一君 公選法を所管いただいている大臣でありますから、立場でお述べいただく、ただし、事件の概要等々の中身については、それは当然ながら今司法の手で解明をされようとしておりますから、私もそこらには委ねなければならないと、

こう思っています。ちよつと私も勉強不足で申し訳ございませんが、今お話のありました政治と金、若しくは選挙と金の件について、大臣にちよつと簡単にお教えをいただきたい、これは一般論で結構ですからお教えをいただきたい、こう思います。

今お話に出ました公職選挙法、要するに私たちは選挙を受ける身であります。当然ながら、正直なところ、選挙には資金、すなわちお金が掛かることも事実だろうと、こう言われております。その部分は適正に使わなければならない、こう思っておりますけれども、その選挙資金を得るための部分はいろいろあると、こう思うんですけれども、今回、お金に關して、特に選挙のために寄附金をお願い、寄附を受け取る、若しくは借入をする、貸し付けることはないと、こう思いますけれども、こういうことを行つた場合、こういう部分はお金に關する部分の処理方法についてちよつと、一般論で結構ですからお教えください。簡単に結構です。

○政府参考人(安田充君) 公職選挙法に關する一般的なお尋ねでございますけれども、選挙運動に關する寄附や借入れを受けた場合には、出納責任者は会計帳簿に記載するとともに、寄附につきましては寄附者の氏名、住所、金額等を、借入金につきましては、その他の収入として金額等を記載いたしました選挙運動費用収支報告書を原則として選挙の期日から十五日以内に選挙管理委員会に提出しなければならぬとされているところでございます。

○芝博一君 選挙費用収支報告書で報告する。それじゃ、もう一つ、私どもは常日ごろ政治活動をしております。その中で、当然ながら多くの費用、資金的なものも必要となつてくるわけでありまして、この活動の中で、寄附を受け取る又は借入をする、若しくは貸し付ける場合も多々、いろいろな状況によつてはあるんだろうと、こう思っておりますけれども、この場合の処理の方法について、また、いろんな足かせ、限定

があるんなら、その部分を簡略にお教えください。○政府参考人(安田充君) 政治資金規正法上、政治活動に關する寄附につきましては、会社等の行

う寄附は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては禁止されております。また、公職の候補者個人に対する政治活動に關する金銭等による寄附は、選挙運動に關するものを除いて禁止されております。また、同一の者がする寄附の総額の制限、いわゆる総枠制限というものでございまして、あるいは同一の者に対する寄附の制限、いわゆる個別制限というものでございまして、こういった規制が設けられているところでござい

ます。一方、借入れにつきましては、政治資金規正法上、特段の規制は設けられていないところでございます。また、政治団体が寄附又は借入れを受けた場合における政治資金収支報告書の記載につきましては、寄附については、同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについて、氏名、住所、金額等の明細を記載すること、借入金につきましては、借り入れた年分について、収入として借入先及び金額を記載し、かつ十二月三十一日現在において借入先ごとの残高が百万円を超える借入金と有している場合には、資産等としてその借入先及び借入残高を記載することとされているところでございます。

○芝博一君 政治資金規正法上は、寄附はしても、寄附をいただいても、また借り入れても貸付けをしても、全て政治資金収支報告書、これは制度、限定はありませんけれども、そこに報告をする、これが基本だろうと、こう思つて、私たちはしっかりとそれを遵守していきたいと思つていま

す。そこで、もう一点お聞きをしたいんですけれども、私たち政治家には、国会議員のみならず首長等々も踏まえて、個人の資産を公開する制度がござい

ます。この部分についてお聞きをしたいわ

けでありますけれども、ここは参議院ですから参議院議員、私たちが毎年資産を公開しております。これは資産公開法にのっとって、その事務手続などの運用の部分につきましては庶務部がやっているわけでありまして、片や、政府において、大臣、副大臣、政務官、これも当然ながら資産公開をされております。就任当時、辞任した後も含めてです。

その部分を含めて、どんな法根拠によるものか、その部分をお教えいただけませんか。内容は結構でございます。

○政府参考人(由木文彦君) お答えいたします。

大臣、副大臣、政務官につきましては、平成十三年の一月に閣議決定をされました国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範に基づきまして資産公開が行われております。この規範に基づきまして、就任及び辞任の約一か月後にそれぞれ資産を公開するというようになっておりまして、その中に、貸付金や借入金についても公開をするという決まりになっているところでございます。

○芝博一君 大臣等々の公開は大臣規範、法ではないわけですね、閣議決定された規範である。それでは、ちょっとお聞きをしたいんですけども、全国の知事とか市長も資産公開等々されていきますが、これはどういう法根拠によるんですか。

○政府参考人(安田充君) 都道府県知事の資産等の公開につきましては、平成五年に施行されました政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律七条に基づいて、国会議員の資産等の公開の措置に準じて各都道府県の条例において定めることとされているところでございます。

○芝博一君 各首長さんは資産公開法に基づいて、準じて条例で定めてやっているわけですね。それじゃ、この今申し上げました公選法、政治資金規正法、それから各それぞれの資産公開法の部分ですが、簡略で結構ですが、三つの部分についての罰則規定、特に、ほかの部分は結構です

よ、お金にまつわる、寄附であったり収入であったりいろいろな部分のそのお金に関する部分の罰則規定はどうなっているか、概略簡単に、結構ですが、お教えください。

○政府参考人(安田充君) 公職選挙法や政治資金規正法における罰則規定についての御質問でございます。いずれにしても、公職選挙法においては、故意又は重大な過失により会計帳簿に記載せず又はこれに虚偽の記入をしたときや、選挙運動費用収支報告書に虚偽の記入をしたときは、それぞれ三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する旨の定めがあるところでございます。

また、政治資金規正法におきましては、故意又は重大な過失により、収支報告書に記載すべき事項を記載しなかった者又は虚偽の記入をした者については五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する旨の定めがあるところでございます。

また、資産公開についてでございますけれども、国会議員の資産公開に関する法律においては罰則は設けられていないものと承知しております。

また、都道府県が定める条例における資産公開についてでございますが、これは都道府県の条例でどのように定められているかということによるものだというふうに理解しているところでございます。

○芝博一君 不記載であったり虚偽の部分があれば今言ったように禁錮若しくは罰金等々の刑があるけれども、資産公開については原則、今言ったように、国会議員の私たちの部分も、大臣規範で定められる大臣以下の部分も、首長の部分も罰則規定はない、こういう理解でよろしいですね。

そういうことを踏まえながら少し次に進ませさせていただきますが、十一月の二十二日、つい先日です、東京都知事の徳洲会グループから五千万円受領の件が発覚をいたしました。この件について少し大臣のお考え等々を含めてお聞きをしたいと、こう思うんですけども、国家戦略特別区域法案と関係ないじゃないかという御指摘があるかも分かりませんが、私は関係あると思っているん

です。なぜなら、この特区の中の重要な位置付けに、区域会議、すなわち特区の推進本部が設置されます。その中には、関係する関係地方公共団体の長が構成員となると、こうなっているわけでありまして、こういうことも兼ねて以下に続けさせていただきます。

その前に、少しおさらい的な部分を含めて共通認識としてお話を申し上げたいんですけれども、この東京都知事の五千万円受領の件について、本人の会見、そして新聞報道、マスコミ報道等々も含めて確認されている事項、十一月の六日に猪瀬副知事は徳田虎雄前理事長に鎌倉の方で面会をして選挙支援の要請をした、徳田虎雄前理事長からは支援をします、こんな受諾の言葉があったと、こういうことが既に聞こえてきております。

そして、問題はすぐその後、猪瀬東京現都知事の関係者から徳田毅衆議院議員に要請があった、こういうことがあります。一億円提供してほしい。それを受けて、新聞報道では十一月の二十日ぐらいじゃないかと、こう言われているわけでありまして、定かではありません。事もあろうに、衆議院会館の徳田毅議員の部屋で五千万円の現金が猪瀬知事に手渡されました。会見で猪瀬知事は、私が自ら手書きで用紙を作ったと、こう言っておりますけれども、そのことは後でまたお話ししたいと思えます。そして、その後の知事選挙、そして衆議院選挙で猪瀬現知事も徳田毅衆議院議員も当選をされました。

時しばらく置いて、今年に入つて九月の十七日、東京地検特捜部が強制捜査に着手いたしました。これは、先ほど述べた徳洲会グループの公選法違反の運動員買収事件の部分であります。そのことはもう既に大きく報道されていますから皆さんも十分御承知だろうと、こう思います。

問題は、この家宅捜査が行われた、強制捜査が行われた、全国に知れ渡りました、その直後、その直後であります。先ほどお話しした五千万円、猪瀬東京都知事は、当選していますからこのころは都知事でありまして、五千万円を秘書を使って徳

田虎雄前理事長の奥様に返却をした、これが事実のようだと報じられております。ところが、徳田虎雄前理事長の奥様は、借用書は不知、知らない、持っていないと、ここにそんな証言のそのも出ています。その事実であります。そして、その後、先ほどお話し申し上げましたように、つい先日十一月の二十二日、猪瀬知事の五千万円受領事件が発覚をいたしました。

その後、猪瀬都知事は記者会見を行いました。ところが、この記者会見の前に猪瀬都知事はあることをしていました。それは何かというと、先ほど御報告をいただいておりますが、先ほど言いました都条例の部分で定められた部分だろうと、こう思っておりますが、会見の前に猪瀬知事は資産報告書を、ゼロのところを訂正をして五千万円と記入をして、こういう手続をされました。そして、会見に臨んだわけでありまして、いや、実はあの五千万円は個人で借りましたんだ、借用書はある、しかし、いまだにその借用書、証拠として、あるけれども、どこにあるか分からない、探してみないと。私たちの前には出てきておりません、非開示であります。非常に不自然な部分であります。

以上、これまでの東京都知事と徳洲会グループとの五千万円の受領にわたる経緯であり、概略でありますけれども、こういう概略を新藤大臣は御存じでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 今委員から御紹介をいただきました。そして、報道でなされていること、これについては私も承知をしております。

○芝博一君 大方の方は報道等を通じてこの概略については認識をいただいている、知っている私も思っています。

それでは、新藤大臣、大体の概略、今申し上げましたし、報道でも知っている。何が一連のこの経過の中で、特に東京都知事に関しての件では何が問題なんでしょう、大臣の認識をお聞かせください。

大臣の認識、部長、指名していない。  
○委員長(水岡俊一君) 大臣、お答えになりませんか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは個別の事案でございまして、我々はその調査権を有していないと。ですから、具体的な事実を承知している立場でないわけでありまして。ですから、その際に、今私にコメントを求められても、私の方から今お答えすることはございません。

さらに、一般論として、この会計処理においての個別のその事務的なものであれば、これは担当の方からお答えさせていただきたいと思っております。  
○芝博一君 それじゃ、大臣の答弁もありました。その中で担当の者からとありました。

何が問題か、今現時点で、選挙部長として、端的に、どの部分とどの部分のこのことが、詳しいことは結構です、お答えください。

○政府参考人(安田充君) 大臣の方からお答え申し上げましたように、総務省としては個別の事案については実質的な調査権を有しておらず、具体的な事実関係を承知する立場にございせん。仮定の事実についてのお答えは差し控えてさせていただきます。

その上で、一般論といたしまして、選挙運動の収支報告について申し上げますと、選挙運動に関する借入れ、これを受けた場合には、出納責任者は会計帳簿に記載する必要がありますし、また、その他の収入として金額等を記載した選挙運動費用収支報告書を選挙管理委員会に提出しなければならぬ、このようにされているわけでございます。

この場合における選挙運動に関するその他の収入とは、選挙運動に関する収入の中から寄附を除いたものをいいますが、選挙運動の財源たらしめる目的を持ってなされた借入金、自己資金等が該当するものというふうに考えてございまして、この場合には実際に使用したか否かによって取扱いが異なるものではないというふうに考えているところでございまして。

○芝博一君 当然ながら、司法当局ではございせんし、調査権もないんですね。ということの部分も踏まえて、一般論としての部分でお答えをいただきます。

この五千万円の授受でありますけれども、先ほど私がお話し申し上げました。猪瀬都知事の関係者が選挙の直前に、選挙は何かあるか分からない、生活の不安もあるから何とかしてほしい一億円、こんな要請をしたということであります。

私は、選挙目的で借りたのではなからうかと、こんな推測を個人的にはしておりますけれども、今部長が言われました、選挙のために借り入れた部分であれば、当然、公選法の中で適宜適切に処理をしなければならぬ、こう思いますけれども、大臣、そんな感覚でよろしいでしょうか、一般論として。これも部長、はい。

○政府参考人(安田充君) 一般論として申し上げますと、選挙運動に関する借入れというものを受けた場合には、選挙運動の収支報告書にそれを、収支報告書に記載をいたしまして選挙管理委員会に提出しなければならぬというふうにされているところでございます。

○芝博一君 その選挙運動のためにというくくりは大きな広義の意味があるんだろうと、こう思っています。

原則的には、私も、選挙運動のために今申し上げました経緯の中で借入れをしたんじゃないかという推測は勝手にするわけでありまして、金、使ったとすると、部長、その借り入れたお金、使ったから報告する、使わなかったから報告しなくてもいいという処理の方法でいいんでしょうか。

○政府参考人(安田充君) 選挙運動に関する借入れを受けたという場合には、これは先ほど申し上げましたように、選挙運動費用収支報告書において記載をして提出しなければならぬとされているところでございまして、選挙運動の財源たらしめる目的をもってなされた借入金ということであれば、実際に使用したか否かによってその取扱いが異なるものではないと、このように考えている

ところでございまして。

○芝博一君 私は、その意図といましようか意味合いが大事だと、こう思っており、実際に使ったか使われなかったか、残ったか残らなかったか、ななしに、ありのままをそのままの精神は求めているのであって、そのところは非常に私は今回の部分においても疑義に感じているところであります。

大臣、先ほどから答弁いただけません。個々の案件だということです。しかし、大臣、コメントを出しているんですよ、コメント、この件に関して、二十二日の閣議後の会見でこの件に関して、猪瀬知事の献金問題、受領の件に関してコメントを出されていますけれども、もう一度この場で同じようにお答えください。

○国務大臣(新藤義孝君) 選挙資金それから政治資金、政治と金の問題ですね、これは非常に国民の強い関心事項であるということでもあります。ですから、それに対して、猪瀬知事が今そのような報道がなされているわけですから、必要な説明責任は果たしていただきたいと、私もそれは一議員としてそういうふうには思っております。

○芝博一君 一議員というより私は、公選法なり政治資金規正法なり、もろもろの所管する大臣として、そういう立場で、政治資金規正法を所管する大臣の立場でコメントをされたのだからと私は解釈しているんですけど、そういう解釈でよろしいですね。

○国務大臣(新藤義孝君) 私は今、総務大臣を拝命しております。そして衆議院議員であります。ですから、政治と金という問題につきましまして、これは議員として、政治をやっている者として、これはもう最も基本的な問題であります。ですから、それについての説明責任を果たしていただきたいと、こういうことを今私の立場で、この置かれている立場でお話をしたわけでございます。

○芝博一君 それは私も一議員ですから同じ思いです。新藤議員も議員であればもう当然であります。ところが、このコメント、記者会見している

のは二十二日午前の閣議後の会見で、しかるべき場所、議員会館じゃないんですよ、大臣という立場で会見をした中でコメントを出しているんですよ。それはちよっと大臣、違いますよ。だから、私がもう一度読み上げましょう、その部分。

先ほど言ったことと中身は変わりません、だから立場です、総務大臣として。政治資金については公正で透明な処理が求められている、そのとおりだと思えます。政治と金の問題というのは国民の最大関心事項であり、説明責任を果たしていただきたい。同感なんですよ。

だから、これは当然ながら、先ほど大臣は議員としてと言いましたけれども、私は総務大臣として強くこのことを訴えるべきだと、こう思っています。むしろ、先ほどの大臣の答弁は、議員ということを私は取り消していただきたい、こう思うんですが、いかがですか。その前に総務大臣です。

○国務大臣(新藤義孝君) 私は、衆議院議員であり、そして総務大臣でございまして。政治を行う者として、またその役にある者として発言をしたわけでございます。私の中の同一人格でございまして。

○芝博一君 私は、同一人格じゃないに別人格だと思っておりますが、基本的には、閣議後で、大臣室の、ある部分の定められたところで総務大臣のコメント出しているんです。それは大きな問題じゃないですから、これ以上言いません。言いませんが、いずれにいたしましても、大臣、大事なことは、このときのコメントは、いろんな部分の記者会見を確認しました。政治資金について、こう大臣は明言されているんです、政治資金について。これが借入金について、個人の資産についてと説明していません。

ということとは、先ほどからお話をしていますように、公選法に当たる選挙のための資金、若しくは、良く考えてもふだんの活動のための政治資金、政治活動費、こういうとらえ方をして、しっかりと公正で透明な処理をしてほしい、説明責任を

果たしてほしいという意図でいいんですね。

○国務大臣(新藤義孝君) 私は、そのときも、また今現在も詳細な事実関係を承知していないわけでありまして。そして、今報道によつてそのような問題が国民の関心と呼ぶようになりました。ですから、政治と金というこの広義の意味において、そういった問題についてはきちんとした説明責任を果たしていただきたいということで申し上げたわけでございます。

○芝博一君 冒頭にも申し上げました。今私の説明、概略の経過の説明等、マスコミ等々通じて知っていると聞かれました。この問題は、今まさに新藤大臣がここで審議をしようとしている国家戦略特別区域法案と大変な事なかかりを持つてくるということとは私も冒頭に申し上げました。そんなことをもって、そして公選法、政治資金法の部分を、法案の所管をする大臣でありますから、大いにこの件については関心を持っていただいた、知っていただいたいいんです。知らないで私は済まない、より意欲を持って知っていただいた立場にあるんだらうと、こう思っております。

その答弁は求めませんが、改めて新藤大臣、猪瀬東京都知事についての新藤大臣の御評価をいまいしょうか、見方、この部分についてお聞きをしたいと思いますが、私どもも、恐らく新藤大臣も記憶に新しいんだらうと、こう思います。

本来は猪瀬都知事は作家でありました。そして、あるときからジャーナリストとして、私の知る限りでは、国の借金増やし続けるな、政治家の癒着が駄目だ、こんなことをテレビ、新聞、マスコミを通じて強く活動されてきました。さらに、小泉政権のときだと思えますけれども、道路公団の民営化改革、これを先頭を切つてやつてこられました。

まず、副知事になるまでの作家、ジャーナリスト、これらの活動に対して新藤大臣はどんな評価をされているんでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) それは、報道等でも明らかにしておりますが、行政改革を推進すべし

という様々な御提案をいただきました。そして、一定のそういった活動をされているということでございます。

○芝博一君 ということは、私が冒頭申し上げたように、新藤大臣も副知事になる前の猪瀬さんという人についての活動は、ある意味では改革、行政改革等々も含めた改革の旗手といえましょうか、リーダーとして評価をしていた。私もそんな思いであつたんです。同じ思いでということの解釈でいいんでしょうね。

それで、続けてお聞きをしたいと思ひます。昨今では、まさに決まりました二〇二〇年の東京オリンピック、これの大功労者で、こう思っています。まさにチーム・ジャパンが一体となつてやつた部分でありますけれども、強いリーダーシップ、エネルギーを持つてやられたんだらうと、このところは私も評価をしたい、こう思ひます。

そして、石原前都知事の下で、まさに東京都というのは十二兆円の年間予算、これを動かしているわけでありまして。そして、その住民、都民というところと千三百万人。まさに海外の小さな小国よりも大きな予算と住民を抱えている、都民を抱えている。それだけの権力者であることも事実であります。

この副知事、特に副知事よりも今は都知事として、この件が発覚するまで新藤大臣はどんな御評価を持っていたんでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) それは、選挙によつて都民の信任を得て都知事になった。そして、当面の大きなテーマであった東京の五輪の招致に対して熱心な活動を行つて、そしてこの招致に成功したわけでありまして。また、様々な巨大自治体のトップとしてこれは実務に当たられてきたと、そういうことだと思つております。

○芝博一君 その説明からも、私も申し上げましたように、副知事、特に都知事としても大いに成果を上げてきた、これからの期待していますよということがその言葉からもにじみ出ていると、こ

う思つています。

ところで、新藤大臣、今、ジャーナリスト、作家として、そして副知事、知事として活躍をしてこられました猪瀬都知事、猪瀬都知事のモットー、好きな言葉というのは御存じですか。有名なんです。

○国務大臣(新藤義孝君) 残念ながら承知しておりません。

○芝博一君 じゃ、改めて皆さんに御披露したいと思ひます。まず最初は英語で。ファクトとエビデンスを常に展開しろと。私も分かりませんから確認しました。事実と証拠を常に展開しろ、これが都政の中で彼のモットーなんです。事実と証拠を常に展開しろ、いい言葉ですね。(発言する者あり) という声も出ましたけれども、まさに私が言いたいのはそこなんです。正直な方が答えていただきました。

今回の一連の経緯を説明しても、多くの皆さんが、説明責任は私自身は果たしていないと、こう思つています。この部分がしつかりと、今申し上げましたように、都民の代表、いや、日本の首都の代表であります。客観的な事実や証拠を示してもらわなければ都民も国民も納得しないんじゃないか、こう思つていますけれども、現状で新藤大臣は猪瀬都知事は説明責任を果たしているとお思ひか思つていないか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、国民の関心があつて、それに対しての声がやまないということ、それは説明責任を果たしていないということになります。政治家の責任は、国民が納得するように、また公開性、透明性を持つて説明を果たすことだと思つております。

○芝博一君 今もう一つ心配されていることがあります。

東京五輪の功績大と、こうお話し申し上げました。皆さんも一緒でしょう、思ひは。ところが、今回の件で東京五輪の開催に影響が出るんじゃないか、足を引つ張られるんじゃないかという危惧をする声も聞かれます。あわせて、先ほどから申

し上げましたように、首都東京であります。世界の大都市、世界の国々からこの首都東京の信用が失墜するんじゃないか、今回の件で、こんな思いを聞くわけでありませうけれども、そういう部分に対して新藤大臣のお考え、感覚はどうでしょう。

○国務大臣(新藤義孝君) この東京オリンピックは、まさに日本として、今日の前の大きな夢、目標を設定できたという意味において大きな出来事だったと思ひます。ですから、これを私たちはそれぞれの役割分担を果たしつつ大成功をさせたいし、させなければいけないというふうに思ひます。

ですから、この様々な問題、東京五輪に影響が出ないようにしなくてはならないということでありまして、日本の中の巨大首都の首長であります知事としての、また東京都の信用、これが失墜しないようにしなくてはならないというふうに思ひます。それはそれだけが責任を果たしていただきたいと、このように思つております。

○芝博一君 私もまさに同じ思ひなんです。今回の一連の部分を受けて、私の部分には、なぜ、ある意味では初対面、人に紹介してもらつて徳田虎雄前理事長と会つています。そこからの部分でグループから五千万円もの大金を無利子無担保で借りたんだらう、こんな疑問が素朴に残ります。そして、強制捜査、家宅捜査があつた後に現金五千万円をなぜそのタイミングですぐに返したのだらうか。さらには、都民が自由に閲覧できる資産の報告書、これを会見の前に発覚してから訂正したんだらうかという素朴な疑問が残るんです。

だから、東京地検、捜査当局はこの金の動きについて徳田グループの関係者から事情聴取を行っていると思ひますし、二十三日の日は市民団体から、猪瀬都知事、併せて徳田虎雄前理事長、そして徳田毅衆議院議員に対して公選法違反容疑で告訴状が送付されました。この送付はこれから検討の後、しつかり吟味をされて受付、受理をするかどうか判断されるんだらうと、こ

思っていますけれども、今言いましたように、今回の事件は、ただ単に五千万円の授受のみならず、多くの影響が出る心配される案件であります。

私は、政治的にも道義的にも猪瀬都知事は速やかに責任を明らかにすべきだと、こう思っております。捜査当局においても真相究明に取り急ぎ取りかかっていただきたい、そのことをまず期待して、この件については終わらせていただきたいと、こう思います。

それでは、本来の質疑の部分に入れ替えていきたいと、こう思います。

それじゃ、新藤大臣、国家戦略特別区域法案の大きな目的、この部分を端的にお答えください、お教えください。

○国務大臣(新藤義孝君) 午前中も御答弁させていただきましたが、この日本の経済を再興させる、日本をもう一度元気な国にする、それが私たち安倍政権の目的であります。そしてまた、それは日本人の共通の願いでもあると思っております。その新しい経済を強くしていく中で様々な取組が行われますが、特に今回、国家戦略特区という中で新しい日本の経済の扉を開く、またそれは世界に投資を促すものであり、また日本のこれからの成長の鍵となるような、種となるような、そういう分野において特区としてチャンスをつくってみようではないかと、こういうことを考えたわけでございます。

○芝博一君 ありがとうございます。まさに、今、日本に求められているその部分の目的だろうと、こう思っております。

そこで、その目的を達成するために多くの会議体が置かれることになります。そのことについてお聞きをしたい、こう思いますが、まず、総理大臣の下に内閣府に設置をされる特別区の諮問会議、このことについてお聞きをしたい、こう思いますが、この構成員が誰になるか、大臣、お教えいただけますか。

○国務大臣(新藤義孝君) 多くの会議は設けま

ん。まず、国家戦略特区……  
○芝博一君 諮問会議だけ答えてください。分かりましたので、訂正します。

人のメンバーでございます。そして、決まっているのは、総理とそれから官房長官と特区担当大臣と、これで三人になりますね。民間議員は五人以上、過半数以上ということになっておるわけでありますから、そうすると、残ったものにそのときに必要な大臣がまた総理から任命される、こういうことであります。まだあなたがその諮問会議の中に入る大臣になるかは決まっております。

○国務大臣(新藤義孝君) はい。  
諮問会議の構成員は、議長は内閣総理大臣、そして議員は、内閣官房長官、国家戦略特区担当大臣、そして内閣総理大臣が指定する国務大臣及び内閣総理大臣が任命する民間有識者で構成されるわけであります。そして、議員の数は十人以上とし、そのうち民間有識者は全議員の半数以上でなければならぬとさせていただきます。

○芝博一君 今、大臣としてはそうお答えいただきました時期でありますし、そういう答えしかできないんだらうと、現時点では、こう思います。

○芝博一君 ありがとうございます。

そうしたら、新藤大臣、先ほど御説明いただいた民間の有識者、人数も今説明いただきました。この民間の有識者はどのような人を想定されて指名されるのでしょうか。新藤大臣のお考えで結構ですから、教えていただけませんか。

○国務大臣(新藤義孝君) 私は、現在、地域活性化担当大臣として、官房長官決裁によりまして、国家戦略特区の法案を作り、特区を準備するためのワーキンググループの担当大臣となるべし、という御下命をいただいております。そして、国家戦略特区担当大臣というのは、この法律が成立した後に内閣総理大臣が任命されるものであります。ですから、それは法案成立後に総理の方から任命があると、どなたになるかは、それは現時点ではまだ、法案が成立後に総理の御判断ということになるわけでございます。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、戦略特区の基本方針や、さらには区域、事業内容、そういったものを諮問会議で集約するわけでありまして、それぞれ必要な有識の持つ者、そういう方々になつていただくというふうに思います。

○芝博一君 地域活性化の担当大臣としてこの法案の所管はしているけれども、イコールそのまま特区の担当大臣になると決まっているわけではない、これは総理が決めることだ、任命権は総理にあると、こういうことでよろしいですね。

プロジェクトですから、プロジェクトを推進する立場の方もいらつしやうかというふうに思いますし、また規制改革が大きな目的になつておりますから、そういう分野に精通された方もいらつしやうかというふうに思います。さらには、日本の国を、これから経済を大きくしていくためにどんなシーズがあるかということ、そういうものを御見識を持っていただける方々、それらは総理の責任において選ばれるものになると、有識の方がお入りになることだと思っております。

○芝博一君 今、段階ではそれが担当所管大臣として、また政府としての見解なんだろうと、こう思っていますけれども、そうじゃないですかね。そうじゃないというのは、政府の、甘利経済財政・再生担当大臣、二十三日に今の新藤大臣とは違う発言をしているんですよ、とあるところで、講演で、聴衆の前で。何を言っているか。総理が

指名するこの民間議員に竹中平蔵慶應大学教授を起用すると明らかにしているんです。これは各紙に載っています。おかしいじゃないですか、そんな部分が出てくる、大臣から、政府から。どうなっているんでしょう、政府の部分は。そして、甘利さんはこう言っています。他の民間議員は学者と実業の世界で指揮を執っている人を入れた、これも明言しているんです、講演の中で。

○国務大臣(新藤義孝君) それは、諮問会議が十

こんなことは許されません。今日、大臣から法案の趣旨を聞きました。そして、質疑が始まりました。しかし、これから質疑、審議しようとする参議院の中でやっていく中で、政府の代表である、一人である、責任ある立場の甘利さん、これは関係大臣でもありますよ、要求大臣です、当委員会。その方が聴衆の前でこんな発言をする。許されるべきものではない。なぜか。参議院軽視、審議軽視なんです。そのことについてまず、新藤大臣、どう思われますか。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、それはお話しされた当事者のお話というものを聞いていただきたいというふうに思います。

私が報道等でお伺いしております範囲によりまして、これは今検討中である、ただ、そういう人がいるのではないかと、こういうことを御本人はおっしゃったようでございます。

もとより、私は今この国家戦略特区の法案を担当している大臣として、先ほど御答弁申し上げましたとおり、これは、諮問会議の有識者としてどなたかをどうしようかというようなことは一切決まっております。ただ、いろいろな可能性があつて、それを、見解をいろんなところでお話しされる方がいるかもしれない。それは今聞かれておりますが、数においても私は一度も言ったことがございません。場所について言ったこともございません。全てこれから決めなければいけないことでございます。

○芝博一君 いや、だったら、大臣、怒ってくださいよ。大臣が所管している法案の中で、人も決めている、場所も決めている、数も決めている

ない中で、こんなことが堂々と聴衆の前で、それも講演会ですよ、一対一じゃないんです。新聞に、明らかにしたと、明言したと書かれているんですよ。

だから、私たちは朝の理事会で、この事実関係を確認をして、甘利大臣が発言をしたのかどうか、その部分を確認をして、発言をしているならしっかりと説明をして陳謝をしろと。いや、陳謝じゃ済まないぐらいですよ。本当なら、政府からこんな発言が出たら、何だ、委員会審議を無視しているのかと。私は審議拒否をしたいぐらいなんですけど、そうもいかないでしょう。

しかし、これからの部分で、その部分をしっかりと私たちは、甘利大臣の事実関係、そして改めての陳謝を、事実がそうであるならば、しっかりとその責任を追及していきたい、こう思っています。

そうしたら、もう一つ教えてください、大臣。多くの会議はない。諮問会議と区域会議ですね、二つ。失礼しました。その特区の推進する部分、地域、区域において、区域会議、すなわち推進本部が設置されると、こうなっております。この中に構成される構成要員、会議の構成要員をお教えください。

○国務大臣(新藤義孝君) それは国家戦略特区会議のことで……

○芝博一君 国家戦略特区会議です、区域会議。

○国務大臣(新藤義孝君) はい。これは、この国家戦略特区担当大臣と、そして関係地方公共団体の長及び特区において特定事業を実施すると見込まれる民間事業者によって構成されることになっております。

○芝博一君 担当大臣の件については先ほどお聞きしました。

ここに関係地方公共団体の長とあります。ちよつと具体的に、長といつてもいろいろあるんですが、知事も市長も町長も村長も区長も、それ以外に例えば事務組合であったりいろいろな部分があるんだらうと、こう思いますけれども、そう

いう解釈で、幅広い部分だと解釈してよろしいですか。

○国務大臣(新藤義孝君) 地方公共団体の長というのは、その地方公共団体の長でございますから、その定められた方々でございます。

○芝博一君 そうすると、今言いましたように、区域の会議、推進本部の会議は、担当大臣と地方公共団体の長と総理大臣が指名する、選定する民間事業者、すなわちもう早く言えば企業だと思ふんです。個人じゃないと思うんですね、ここは。それと必要に応じて、こうありますけれども、ここは、しっかりと区域の計画を練ってそれを諮問会議に上げていく、基本的には省庁と連携を取りながら上げていくという形になるんだらうと、こう思っておりますけれども、基本的に、当然ながらそこでは綿密な打合せと計画が必要なんだらうと、こう思っております。

そうすると、私なんかは、先ほどお聞きしました、今回の特区の目的、産業の国際競争力を強化するんだ、そして国際的な経済活動の拠点の形成をするんだと、こうなると、頭悪いものですか、ついつい浮かんでくるのは首都東京なんですよ、この条件を満たすのは。首都東京において私の地元、残念ながら何々県とは言えません、何市とは言えませんが、飛び出て、そこが制定されると思っております、この条件を満たそうと思つと。国際的に打つて出よう、経済の活性化にもつなげていこう、そうなつてくると首都東京。そのときには、この地方団体の長は誰が指定されるんですか。

○国務大臣(新藤義孝君) 現時点において、今このことは決めていないわけでありまして。それから、今委員はどのように予断を持って想定をされておりますが、それに対して、私どもの方は、私は今お答えのしようがありません。

それから、これは質疑の中でもよくお尋ねされましたので、都市に、特に大都市に行くのではないかと、地方が置いていかれるのではないかと、こういうお話もございました。私はそうは思っておりません。場所ではなくて何をやるかでございますから、それが、必要な何をやるかが決まればそれをどこで実施するか場所が決まってくるわけでございますので、あらかじめ決めたものについてこの法案を作っているわけではありませんが、現状においては答えし方がありません。

ただ、東京がこの区域指定になったとするならば、その長というのは知事でございます。○芝博一君 答弁の予想を兼ねてお聞きをいたしました。当然、現時点で決まっているわけじゃない、分かっていますけれども、私の冒頭申し上げました足らない知識の中ではついついそういう連係をしてしまうという前段を置いておりますから、ひとつ御理解いただきたいと思いますが、やっぱり、国が今挙げて、この日本を引っ張っていくためには、国際競争力を付けて経済の活動拠点をつくるんだ、再整備をするんだとなると、私が今言いました冒頭の部分というのはやっぱりどうしてか根底に基本的な条件としてかわつてくるものですか、あえてお聞きをさせていただきましたけれども、是非、ある意味ではそうなつていくんじゃないかなという見通しも私自身は持っています。

そういつたときに、最初からずつと申し上げてきたときに、これは仮定の話で申し訳ない、聞き流してほしいんですけれども、もし東京でそういう計画が計画されて、時の長、知事、地方団体の長が構成員になつたと。これ、早いうちの立ち上げを政府としては考えてみえます、特区の立ち上げ。果たして、今の状況の中でその区域、すなわち都民や国民の皆さん方、十分な理解と信頼が得られるのかなという危惧を持っていることだけはお伝えをしたい。答弁は求めません。

そこで、もう一点、違う観点から御質問したいと思うんです。

今大臣は、地域もなければ、限定もしていないし、想像もしていない、発言もしていないと、こ言われました。ところが、こんなことあり得るのかなと私は思っているんですが、二十一日の日

にこんな計画が明らかになつていふんです。お台場カジノ、二十四時間型、中心に巨大ホテル、総合リゾート。まあ、考えられることです。ある意味では発想的には面白いと思うんです。カジノの良しあし、ここはおいておきます、賛否はおいておきます。事業主体はフジテレビと三井不動産、鹿島、そしてその中身は、カジノを併設した巨大ホテルを中心に商業施設や国際展示場などを整備、発電施設も備えた二十四時間のスマートシティを目指していく。これからです。この計画案、政府の国家戦略特区の作業部会に既に提出されている、事実でしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、提案募集を行ったときにそういったものもお受けしております。約二百件、全国から寄せられております中の一つでございます。

○芝博一君 それ以外の自身の計画を見ますと、十分、その応募した中には、この計画があつて、いろんなアイデア、計画があるんだらうと、こう思っておりますけれども、例えば、例えばの話ですが、私の想像の部分で、例えばこのお台場カジノ、二十四時間型が対象になつたとしたときには、当然今申し上げた企業体と、そして首長、そして担当大臣がもつとつと詰めるながらこの計画を練っていく、そういう発想でよろしいんでしょうか。

す。

○芝博一君 法案成立後に全てのものが動き出すんだらうと、こう思っておりますけれども、ある意味ではいろんなアイデアも募集も含め、先ほどの民間議員の発言部分も含め、やっぱり少し政府としてしっかりと体制を立て直していただかないと、あらぬ誤解を招きますし、今言いましたように、地方自治体の長、こういう今私が申し上げたような課題を抱えている人もいます。

ということも踏まえながらお聞きをしたいんですが、この特区の推進計画、諮問会議に上がるまでの区域の会議等々を踏まえて、当然ながら、今大臣がお話しされたように、地域の首長と企業体が十分にやっぱり綿密に連携をして計画を練らなければならぬ。そして、担当大臣、国としても関与していかなければならない。当然、省庁の部分も入ってくるでしょう。ここには当然、その部分では多くの、大きな規制改革、解除、そして大きな権限、当然ながら大きな資金、予算も動くんだらう、こう思っています。そうでなければ国家戦略にならないわけでありまして、と思います。当然、その部分の関係に私は、公平、公正、透明性が求められると、こう思っているんです。そうでなければならぬ、こう思います。

ところが、残念ながら、いつときの、国においてもありました、地方にもありました、県にもありました、市にもありました、不適切な関係。すなわち責任者、首長と、そしてその関係する早く言えば企業体、業者等々との関係が、例えば時には接待でたかかれたり、献金でたかかれたり、パーティー券のことでたかかれたり、いろんな部分の不適切な関係がありました。

これだけ国家プロジェクトとしてやっていくわけですから、当然、大臣として透明性の確保をどのように担保するかということを考えなければならぬと私は思っているんですよ。これは、行動規範的なものをお考えか、お考えがあったらその中身をお教えてください。

○国務大臣(新藤義孝君) 公平、公明、公開性で

すね、さらに客観性というものも必要だと思います。そういつた中で進めてまいります。

まずはどこを決めるかということに関しまして、この国家戦略特別会議、それから諮問会議、これはいずれも会議の内容は原則公開であります。それから議事録の公表、それから一定期間経過後の議事録の公表、これもほかの会議と同じようにやってまいります。今御指摘ありましたところは重要だと思いますから、しっかりとそれはきちんと担保できるように取り組んでまいりたいと思います。

○芝博一君 その思いは一緒だろうと、こう思います。

ただ、そういう部分を言葉じゃなしに担保していくことが大事と言われました。どんな形で担保するか、すなわち行動規範的なものを作って担保する。これは、首長も守っていただく、関係業者や民間企業体も守っていただくか、ある程度目に見えた形の部分がなかったら、私はやっぱり不適切な関係というのは絶対ないとは言えない、こう思うんです。現実、今でも今までも、全国でもどこでもあったわけでありまして、そのところをしっかりと大臣のまさしく今力量をもってそういうものを取り組んでいただく、是非とも具体的な形で取り組んでいただくことを御期待申し上げまして、あといろいろ用意した質問等も立案経過等々を踏まえながらあるわけでありまして、前段に力が入り過ぎてしまっていて、持ち時間がなくなりましたので、この辺で今回の質疑は終了させていただきます。

どうもありがとうございます。

○神本美恵子君 民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

午前中の趣旨説明、そして質疑の中で、この国家戦略特区法案においてこの戦略特区の目的というものも若干明らかになってきたところでありますが、私はこの法案の中の附則第二条第四項を中心に今日は質問をさせていただきたいと思っております。

この法案の目的というのは、今も新藤大臣お答えになりましたように、日本経済の再興、新しい日本の経済の扉を開く、そのためのチャンスがこの特区で開いていくというような御答弁がございましたけれども、この附則二条四項においては、「公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を旨としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」という項目が入っております。

いわゆる公立学校運営の民間への開放というのが提案されているというふうに受け止めるわけですが、これも、この国家戦略の中に教育分野が入れられた経緯について御説明お願いしたいと思っております。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、この国家戦略特区における教育分野の規制改革、これは本年六月に閣議決定をされました日本再興戦略という、その上位計画ですね、日本再興戦略において、そのワーキンググループにおける検討事項として公立学校運営の民間への開放が取り上げられました。そして、これを受けて、国家戦略特区のワーキンググループにおいて民間有識者からのヒアリングなどの検討を行ってまいりました。さらには、八月の十二日から九月の十一日までございましたが、この提案募集をそれぞれ事業者、自治体からいただきました。その中においても、公設民営学校の設置についての自治体や民間事業者から御提案をいただいているところであります。

そういうこれまでの積み上げの中で、有識者から成る国家戦略特区ワーキンググループにおいて規制改革の実現に向けての検討、調整を進めてまいりました。そして、その成果として、十月の十八日に日本経済再生本部により検討方針が決定された改革事項として、今委員が御指摘になられたこの公設民営学校の設置というものを盛り込み、それにつきましては必要な検討を一年を目途として今後行っていくと、このようになつ

たわけでございます。

○神本美恵子君 日本経済再生本部で議論されて、決定がされて、それを受けてこの法案の中に盛り込まれたということでございますが、その議論の中では、産業の国際競争力強化あるいは国際的な経済活動の拠点形成というようなことが全体の議論の中でされて、いわゆる産業のためにこの特区を設けるんだけれども、その中に教育分野が入るべきだということでも議論がされたというふうな承知をしております。

実は、この学校教育の民間開放については、小泉政権のときの構造改革特区、この中でも取り入れられておりました。学校教育の民間開放、この構造改革特区で取り入れられたものと今回の戦略特区で取り入れられようとする、これから検討になると思うんですけれども、その共通点と、目的も含めてですね、共通点と相違点について端的にお答えをお願いします。(発言する者あり)

構造改革特区における学校教育の民間開放と今回の戦略特区における学校の民間開放の共通点と相違点について端的に担当大臣からお答え願います。(発言する者あり) じゃ、答えられる方。

○副大臣(西川京子君) 神本委員の御質問にお答えさせていただきます。

○委員長(水岡俊一君) まだ委員長指名しておりません。まず、西川文部科学副大臣。

○副大臣(西川京子君) 失礼。

御質問にお答えさせていただきます。

構造改革特区の場合は、やはり地方からの要望によって、その特区の申請を国が認定する制度。そして、今回の国家戦略特区の方は、国家的視点に立って国、地方、民間が三者一体となって日本経済再生につなげるプロジェクトの推進ということとが一つの、あるいは違う点だと思います。

構造改革特区法に基づいて平成十五年に導入されました株式会社立の学校などは、本来学校法人に限定されている私立学校の設置者に対して特例的に特区において株式会社法の参入を認めたもの、あるいは平成十七年に構造改革特区法の一部

改正で可能となった公私協力学校、あるいは、地方公共団体と民間主体が協力して学校法人を設立し、地方公共団体が校地や学校の空き校舎などを提供するといった連携協力をして、高等学校と幼稚園を対象に学校運営を可能とするというものが今までの構造改革特区の形式でございまして、その中で、具体的には平成十七年の分はありますませんでした、具体例は。

他方、国家戦略特区で今回検討しております公立学校は、公立学校の枠組みを維持したまま公立学校の管理について民間のノウハウを活用するということで、自治体設置で運営は民間と、特区内部において民間の活力を得ながら教育活動を実施するということが共通点なんです、設置者が自ら管理する構造改革特区制度と異なり、国家戦略特区の方では公設民営学校は公立学校として設置、管理されるものでございまして、言わば構造改革特区の場合が、設置者、管理主体が株式会社、あるいは位置付けが私立ということに關して、国家戦略特区の今回の公設民営学校は、設置者が地方公共団体、管理主体が委託された民間、そして位置付けは公立と、こういうところが共通点と相違点でございまして。

○神本美恵子君 この特区の中に学校の民間開放を位置付けたその目的、構造改革特区と戦略特区の目的の違い、形態の違いは分かりました。目的の違いはあるんでしょうか、それとも同じなんですか。

○副大臣(西川京子君) 今回の目的の違いといいますか、本来のこれが、最初の構造改革特区の場合は地方からの発意でそれに国がたえるという形で認定した制度でございまして、今回は、明らかに一つの経済活性化という目的を持って国家戦略として国、地方、民間が一体となってやってきたということが今回の国家戦略特区の特徴でございまして。

○神本美恵子君 それは決め方の違いであって、目的、構造改革特区は既にもう行われておりますので、はつきり地域の活性化ということがあるの

は私もこの委員会で構造改革特区の審議に参加しましたのでよく分かっていらっしゃるんですけども、それと今度の戦略特区における学校の民間開放という目的は共通なのか、共通点があるのか、違う点があるのかというのを、本日は提案者にお聞きしたいんですけれども、これはしっかり中に入っているわけですから、新藤大臣、いかがですか。

○国務大臣(新藤義孝君) 大本の目的としては、これは教育の多様性それから様々な人材の育成と、こういったものが根っこにはございまして、そして、この構造改革特区におきましては、地域の活性化という観点から、今御説明をさせていただきまして、今度決まっておりますのは、地域は、特にグローバル人材の育成ですとかそういうものも加味された提案が出てきております。ただ、それはこれからどのように展開していくかというのを検討することとございまして。

ですから、先生の御質問であれば、委員の御質問であれば、大本の目的の一つと、同じ部分もあれば、さらに個別に言えば違っている部分があると、こういうことでございまして。

○神本美恵子君 最初からそう答えていただければとても分かりやすかったですけれども、共通点と相違点があるということですが、じゃ、具体的に、構造改革特区のときに実際に株式会社立学校や公私協力学校は一校もなかったということとでございまして、このことについてもう既に評価結果が出ておりますので、私は学校教育を民間に開放するという、まあ部分開放というのは、管理部門だけを委託するというのはもう既に行われておるので分かるんですけども、全体を民間委託してしまうという、包括的に民間委託することについては非常に大きな懸念を持っております。そして、これは構造改革特区において既に評価が出ておりますので、それについてまず御説明をお願いしたいと思います。

○副大臣(西川京子君) この不適切とされた株式会社立の学校数がどのくらいあるかという御質問

と同じ趣旨の御質問だと思っておりますので、評価・調査委員会による評価結果及びその政府の対応方針というのが出ております。(発言する者あり)

○委員長(水岡俊一君) ちよっともう一度。じゃ、質問、もう一度しまししょうか。

○神本美恵子君 構造改革特区において講じられた規制の特例措置の在り方に係る評価意見というのが、構造改革特区推進本部で評価が行われて、その意見がまとめられておりますので、その概要を御説明くださいとお願いしております。通告しております、これは。

○国務大臣(新藤義孝君) この学校設置会社による学校設置事業については、平成二十三年度の評価・調査委員会の調査において、不登校生徒の受入れなど地域の特徴ある教育機会を提供する場としての教育の多様性が図られた例、それから、生徒の地域行事への参加や世代間交流による地域活性化、こういった効用が見られたという報告がございまして。

一方で、この規制所管の省庁による調査によりまして、学校経営面において、特区外の民間教育施設で添削指導を実施するなど、学校設置会社や別会社が発行する民間教育施設における活動と混然一体となった運営がされているという問題が、課題が指摘されております。また、教育活動面においては、通信制の高校においてメディアを利用した場合の視聴確認や成果確認を行っていないなどの問題点が確認されておりました、これは二十四年の八月、政府として本特例措置の運用を是正をするというところでございました。

これを受けまして、内閣府とすれば、法令にのっとった適切な対応が行われるように認定地方公共団体に通知をしております。そして、今後とも文部科学省と連携をして、適切な制度が運用されるように努めてまいりたいと、このように考えております。

○神本美恵子君 今、御説明いただきました。委員の皆さんにはお手元にその評価の意見を資料としてお配りしております。つまり、結果から

申し上げますと、表2の(2)のところに意見の概要ということで、評価の結果、学校経営面、教育活動面、認定地方公共団体における関係事務の実施状況について問題点が認識される。一方、成果もそこに幾つか書いてございまして、以上を踏まえて、全国展開は適切でなく是正というように結論が出されております。

具体的には、今、新藤大臣にも言っていたように、資料の評価意見というところに書いてありますように、ちよっと細かい字で恐縮なんですけれども、その⑥のところ、

⑥、評価の判断の理由というところで、学校経営面においては、通信制高校において特区外の民間教育施設で添削指導等を実施する事例があったり、また教育活動面においては、通信制高校においてメディアを利用した場合の視聴確認、実際に視聴されたのか、あるいはその成果がどうなっているのかというふうなことが行われていない事例、大学においては専任教員や実務家教員の取扱い、教育課程に対し疑義が呈される点、また、③、これも是非注目していただきたいんですけども、認定地方公共団体がしっかりとそのチェックをしていない。

私は、この構造改革特区が導入されるときに、実際に特区で民間株式会社立学校が運営されているところに対して公共団体としてチェックを、モニタリングをきちっとやらないと本当に教育がきちっとされているかどうか確認できないではないか、これはしっかりと教育委員会がその指定公共団体の中に入ってやりまして、このように評価を受けてしまふようなことになっていくという、こういう経験を踏まえて、今回また特区として規制緩和、どこがどういうふうな規制緩和されるのかまだ分かりませんが、導入されようとしているところでありまして。

こういう是正というふうな結果を受けた学校に今も子供は行っているわけですね。教育というのは、産業に貢献する、もちろん全く貢献しないわ

けではないけれども、そもそも我が国の教育制度の根幹にある憲法と教育基本法では、特に教育基本法では子供の人格の完成を目指す、また子供の最善の利益を求める、これは我が国も批准している子どもの権利条約で目指されているところであります。

そういったことを考えてしっかりとやるために今の日本の教育制度がつけられているのであって、規制緩和するのであったとしても、人格の完成を目指す、最善の利益を求めるということから見ると、まるで実験のように、この構造改革特区で株式会社がつくった学校ではちゃんとした教育がなされていないかつた、こういう私たちは経験をしてしまったわけです。今もそこに子供が行っている。そのことを考えますと、私は今度導入することにはもともと慎重でなければいけないし、私は所管省として文科省がそう簡単に、岩盤と言われようと何と言われようと、これは私は岩盤という言い方はそれこそ不適切だと思っ

ているんですけれども、そういう意味で、この不適切とされた株式会社立の学校数は今どのくらいあるんですか。

○副大臣(西川京子君) 今回、評価委員会が指摘された学校が二十七校、大学まであります。

先ほど新藤大臣から御報告がありましたように、通信制高校でレポート添削の大部分を多肢選択式としたり、メディアを利用してただ流しっ放しにしたりと、いろんな具体的な例がありますが、そのうち二十七校が指摘されております。

今回、そして、もう少し先まで行っていいますか、是正措置の問題、いいですか。(発言する者あり) はい。

○神本美恵子君 答えたくないんですか。二十七校もあるということです。そして、今もそこには子供たちが通っている。この学校をこういう不適切なままで続けさせてはいけないということで、その後、認定公共団体が指導を当然されていると思いますけれども、どういう指導をされているのか、また、今度この戦略特区で民間開放する場合

にどのような反省を生かしていくのか、その二点について今度はお答えをお願いします。

○副大臣(西川京子君) 昨年の特区評価を踏まえた政府の方針において、学校設置会社による学校設置事業については是正することとされたことを踏まえまして、文部科学省としては、各認定地方公共団体に対し、不適切な高校教育活動の改善を求める通知を发出したところであります。また、大学教育に関しましては、学校教育法、これは学校教育法の十五条第一項、これに違反しているというところで、に基づく改善勧告を行うなど、適切な大学運営に向け、改善を促してきたところでございます。

先ほどから先生御指摘の今回の公設民営に関しては、皆様の御意見をちょうだいしながら慎重に検討してまいりたいと思っております。

○神本美恵子君 通知を发出して指導しているということでありませうけれども、同じような失敗といえますか、この構造改革特区で後追いのように指導をしていっても子供たちには取り返しが付かない、そういうものが教育であるということとを所管省が一番御存じのはずですから、今回のこの戦略特区の中に民間開放というものを入れる場合には慎重の上にも慎重を、そして、これは午前中のとき、新藤大臣、必ず規制緩和することということが特区ではないということも御答弁の中でおっしゃったのを私は聞き逃しておりませんので、そういうことも含めた検討をしていく必要があるということをお願いしたいと思います。

そこで、この法案の中には、二条四項では公立学校の管理を民間に委託することを可能にするというふうになっておりますが、日本経済再生本部決定の国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針の中には、「公立学校運営の民間開放(民間委託方式による学校の公設民営)」となつてい

る。この法案の管理の中に運営というものも含まれるんでしょうか。

○副大臣(西川京子君) 一般に学校の管理とは、一、学校の人的構成要素である教職員の人事管

理、それから学校の物的構成要素である施設設備等の財産管理、それから人的管理、物的管理以外の学校の教育活動を実現するための運営管理ということと、当然、学校の運営も含まれるものと考えております。

○神本美恵子君 つまり、物的管理、人的管理、学校の教育活動も全部入るというふうに今御説明があつたかと思ひます。

これまで公立学校の民間開放については民間委託という形で部分的にやられてきているんですけども、包括的民間委託ということについては法的整理がなされているというふうにお聞きしておりますけれども、これはどのようにされているんでしょうか。

○副大臣(西川京子君) これまで、公権力の行使を伴う業務、これについては、いわゆる当然の法理により日本国籍を有する公務員が行うということが前提とされておりました、これらの業務を民間委託することは困難であるという整理がなされてきたところでございますが、一方、近年、一つの例として、刑事施設における事務の民間委託のように、権力性が弱い業務については、法律の根拠等を設けることにより民間に委託することを可能とする事例としております。今後、委託の具体的な在り方については十分に検討してまいりたいと思っております。

なお、委員配付の資料については、民間委託の検討の当初の段階においてこれまでの考え方を整理して提示したものでありまして、その後の政府部内の検討により、このような法的な問題の解決も含め検討を行うということにしたところでございます。

○神本美恵子君 ちよつとよく分からないのですが、要するに、これまで民間委託については今皆さんのお手元に資料としてお配りしているような法的整理をしてきたけれども、これを変えるということですか。もう一度お願いします。

○副大臣(西川京子君) もちろん、最初申し上げましたように、公権力の行使に伴う業務は民間委

託することは困難であるということが整理されてきたわけですが、先ほど申し上げましたように、この権力性の弱い業務については、今後、委託の具体的な在り方について検討してまいりたいと、可能とする事例が刑事施設等にありますので、今後検討するというところでございます。

○神本美恵子君 権力性の弱いというのは、もう少し詳しく教えていただきたいのですが。

○副大臣(西川京子君) 例えば、この刑事施設の民間委託が一つの例なんです、刑務作業の技術上の指導監督、職業訓練、従来より委託が可能なのは給食、清掃とか、そういうところに例えれば委託が可能になるということで検討してみようというところでございます。

○神本美恵子君 それはもう今既に行われているんですかね。ですから、業務、そういう給食とか清掃とか警備とか、今学校も実際そういうふうな民間委託されて、それは別に大きな問題を抱えているわけではない、そうではなくて、公の意思が働くところ、あるいは公権力の行使、例えば子供の入退学をどうするのか、進級をどうするのかというふうな公の意思が働くところについてはこれは業務委託になじまないというところで今までは整理がされているんですが、そこを変えるんですかと聞いているんです。

○副大臣(西川京子君) 言わば、具体的な例が出てきた時点で検討していくということで、例えば学校の児童生徒の教育活動に関する事項に関しては、入学、転学の許可とか、停学、退学の処分を含む児童生徒の懲戒とか、そういう具体的な例が出てきた時点で検討していくということになっております。

○神本美恵子君 もう時間がありませんけれども、恐らく一年以内の検討ですからこれから所管省が責任持って検討されると思うんですが、私が最も言いたいのは、冒頭も言いましたように、経済の活性化、あるいは国際化、グローバル人材、多様な教育というふうなことをおっしゃっていますけれども、それをやるのは大いにやらなければ

いけないと思っております。しかし、それが果たして今の公立学校、特に義務教育諸学校の中に民間業者を入れることによってうまくいくのか、うまくいかなかった経験を構造改革特区でやったのではないかと。

その後の指導も通知だけで所管省としてはやっただけで、そこに通っている子供たちが果たして今十全な教育を受けられているかどうかというものはつきりしない中で、一年以内の検討をこれから、もしこの法案が成立すればされるわけですから、それはどのようなメンバーで、どこで行われるのでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 委員の問題意識、これは私も共有しています。ですから、この教育の場が単なる経済成長の戦略の一環としてということには私も考えておりません。ですから、まず教育というのはきちんと確立させなければいけない。しかし、その中で、多様な育て方、また国際的に通用する仕組みというものもいろいろございいます。ですから、様々な工夫をしようではないか、それをまずこの国家戦略特区の中でやってみよう。構造改革特区の場合は一区域の中のこととございしました。今度はもっと大きな取組の中で国も入って、しかも、その町がどういう町になるかによって、戦略特区のどこにでも同じような学校ができるかどうかはもう分からないわけでありま

す。ですから、今の教育に対する根本的な課題というものの、これはしっかり踏まえた上での検討が当然なされます。それは今後、内閣府とも、我々と連携していきますが、一義的には、文部科学省の中において今政務中心に検討チームができてきますから、その中でやっていく。また、委員にもいろんな御意見はちょうだいすればいいと思います。

しかし、いずれにしても、この新しい取組を成功させなければ意味がありませんので、成功できるような体制をつくった上で物事を進めていくと、当然のことではありますが、心掛けてまいりたいと思

いと思います。

○神本美恵子君 これからどういうメンバーでどこということについては、文教委員会では文科省の中に西川副大臣を中心とするPTをつくって検討をされていくというふうにお聞きしておりますけれども、今の御答弁を聞いていて、私は、構造改革特区の経験というのは、やはり目的もちよつと違ったところもありますし、指定の仕方にも違いはありますが、実際に学校運営が民間主体に委ねられたという点では、これからのそういう手法を取ろうとしているわけですから、あの経験をしっかりと生かす必要があるというふうに私は思っております。

特に、今回の特区に手を挙げているところは大阪府と市というふう聞いておりますけれども、大阪府や市は既に民間人校長をたくさん公募で入れて、経験をしております。しかし、失敗例がた

くさんあります。民間の経営やノウハウを入れて学校を活性化しようということをやってきた結果、セクハラ、パワハラ、たくさんそういうものが起きて、校長があるいは自らもうこんな給料ではやっていけないと言つて辞めていく校長がいたり、民間人の一人校長を入れただけでそういう失敗をしているというような例も一つの例として申し上げて、私は、この民間開放ということについては非常に、包括的な民間委託については大きな懸念を持っているということを上げまして、質問を終わりたいと思います。

○副大臣(西川京子君) ちよつと訂正事項だけ、恐縮です。

神本先生のお話、しっかり受けて対応してまいりたいと思います。

済みません、ちよつと訂正事項がありましたので、二十七校が不適切と申し上げましたが、これは調査対象が二十七校でございまして、具体的な学校数はまだ確定しておりません。申し訳ありません。以上です。

す。

三本の矢と呼ばれる政府の経済政策のうち、一本目の大胆な金融緩和と二本目の財政政策の結果、各種経済指標が好転をしています。この流れをしっかりと成長戦略の実行によってデフレからの脱却を目指していかなくてはならないと思

います。その一つの規制緩和を行うための法案の国家戦略特区法案によって、この成長戦略が国民のために、世界のために、そして役立つように願つてやみません。

一つ、まず最初に確認をしたいと思

います。国家戦略特区を、規制の緩和を全国一律に展開せず

に、まずそもそも区域に限定をして行う、その趣旨について教えていただきたいと思

います。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、アベノミクス、成長戦略の中の二丁目一番地は規制改革だ

と、このように我々は位置付けているわけであり

ます。ですから、この特区に限らずに、規制改革を進めていくための担当大臣を置いて、規制改革

会議というものが政府の中にもござい

ます。その中で、全国に対して新たな可能性を広げていく規制改革は何ぞやという議論とまた作業が行われて

いるわけであり

ます。

一方で、この国家戦略特区は、規制改革を活用

しながら経済を成長させるための象徴的なプロジェクト、起爆剤となるようなプロジェクトをやつてみよう。その中では、全国ではまだできないかもしれないが、ある区域でその事業と抱き

合わせをすることによって効果が明確になってくる、そして区域の中における管理がしやすくなる、まずそういう観点からこの特区という中で規制緩和という実証をやつてみよう、こういう試みが国全体の規制改革と併せて取り組もうとして

いるところとござい

ます。

当初、こういういい規制緩和はどんどん行

きであると思

いから、新しい知恵をどんどん

思いから、新しいこういう提案をどんどん受け付

けていくべきではないかと思

いから議論を

させていただ

きましたが、当初、そういうことは

ちよつと弱

かったかと思

います。しかし、この法

案の中には明確に、我が党の意見も反映されて明

確になって

おりますが、その過程をちよつとだけ

確認をして

おきたいと思

います。

○政府参考人(川本正一郎君) お答えを申し上げ

ます。

法案の第五条第二項の第六号並びに第五条第七

項において、新たな提案募集についての規定を置

いております。これは、法案が成立した後に特区

を指定して、特区で具体的に事業を進めていくと

案募集を行っていくのか、もうちょっと具体的な  
お考えがありましたら教えていただきたいと思  
います。

○政府参考人(川本正一郎君) お答えを申し上げ  
ます。

新たな提案の募集という際には、当然ござい  
ますが、より多くのアイデア、より多くのお考え  
をいただけるように工夫をしております。これは  
重要であるというふうに考えております。これは  
当然、法案の成立後に具体的な内容を決めていく  
ということになるわけですが、ホームページに  
掲載するほか、例えばメールマガジンや  
配信する、さらには事務局が参加するいろんな会  
議において情報提供する、情報発信するといった  
ような格好で、いろんな機会をとらえて周知に努  
めまして、募集期間というものを仮に設けるとす  
れば余裕を持った設定をした上で、様々な前向き  
な御提案をいただきたい、このように考えてお  
ります。

いただいた提案については国家戦略特区の諮問  
会議においても御報告をして、ここで御議論をい  
ただいて、次の規制改革の具体化につなげてまい  
りたいと、このように考えております。

○秋野公造君 どうか幅広く集めていただきたい  
と思います。

たくさん専門家の意見というものの、そういう  
戦略を立てられる人の意見を集めていくことが日  
本の発展につながると思いますので、よろしくお  
願いをしたいと思います。立法趣旨を確認する  
という意味で、どういうイメージかをいろんな方  
にも持っていただくために質問をしてみたいと思  
います。第十三条に定められております医療法  
の特例のところ、すなわち病床規制の緩和を行う  
というところでありましても、これ 具体的  
なイメージみたいなものをお持ちであれば教えてい  
ただきたいと思います。

○政府参考人(川本正一郎君) お答えを申し上げ  
ます。

御指摘のありました病床規制の特例措置につい

てでございますが、これ、現在医療法で、都道府  
県ごとに医療計画で基準病床数というものを全国  
統一の仕組みで決めております。これにつきまし  
て、世界最高水準の高度な医療を提供するために  
必要となります医療機関が開設され、増床をする  
といったような場合につきましては、病床が過剰  
である地域についても許可することができるとい  
うことにしたものでございまして、これによつ  
て、その特区においては世界最高水準の高度な医  
療というものが提供できるトップクラスの国際医  
療拠点の形成というものができるとはいいか  
と、それによつて世界中の方々がそこで治療を受  
けたいと思えるような環境が整備できるのではな  
いかと、こういうふうに考えております。

○秋野公造君 世界最高水準の医療を提供する  
というお話になると、大体一般の方は、海外の進ん  
だ医療を日本に持ち込んで提供をするような、国  
民又は外国の方に提供するような、そんなイメー  
ジを持つかと思いますが、こもも立法趣旨を確認  
するという意味でちょっと私も提案をしてみたい  
と思います。

今日はちょっと資料を準備をさせていただきま  
した。この資料は国立がん研究センター中央病院  
の内視鏡センターの科長であります斎藤先生のグ  
ループが学会発表等で発表しているものをお借り  
したものであります。この内視鏡を使つて日本  
では医療を、がんの手術を提供することができま  
す。日本人の二分の一の方ががんにかかり、三分  
の一の方がお亡くなりになると言われています。こ  
の世界においても長寿命化が進んでいくならば、こ  
の傾向は恐らく日本に近づいてくるだろうという  
ことを考えると、がんに対する最先端の医療を提  
供していくということは国家戦略に資する、そう  
いったことは海外の方のためにもつながっていく  
と思っております。

少し説明をしたいと思いますが、このページ  
目の左上に出ています図一と書いてあるのがIT  
ナイフといまして、これが国立がんセンター  
で、我が国で開発された電気メスみたいなもので

あります。内視鏡の先っぽから出てきまして、こ  
のメスを使つてがんの病巣を取り除くといったよ  
うなことが行われるということでありまして、こ  
の左、下のところを見ていただきますと、一番左  
側の絵を見ていただきますと、左上に黒いものが  
見えますが、これが内視鏡であります。反転をし  
て見ておりまして、真ん中にあるのががんであり  
まして、大きさは五センチぐらいであります。ア  
フなどを使うことによつて取り除くことができ  
る、これは日本だけが行える医療であります。ア  
ジアでも始まつておりますが、これを海外に求め  
ても海外でこの医療を受けることができない、日  
本が誇る、もう保険医療まで達することができた  
最先端の医療ということになります。

表面にとどまつているかどうかを確認するため  
に、二つ目の絵を見ていただきますと、拡大内視  
鏡といつて、近づきますと、その表面の絵を見る  
ことによつて、がんがどこまで広がっているか  
と、奥にどれだけ深く広がっているかということ  
をこの絵で確認をすることができまして、それを大  
きく透明のものを使いまして展開をしまして、左  
から四枚目を見ていただきますと、先づきに、先  
ほど説明したITナイフを使つてがんの病巣を切  
り取つていくのが分かるかと思ひます。左から五  
枚目、右から二枚目の分はがんを取り除いた後の  
写真が写つておりまして、一番右側の写真は取り  
除かれたがんが写つていているということになりま  
す。

十年前はこういった医療は全ておなかを開けた  
手術によつて行われていたわけでありまして、こ  
今、日本ではこれを内視鏡によつて受けることが  
できて、一番多くのこういった手術をやっている  
がんセンターにおいては、かつては外科手術が八  
割、内視鏡手術が二割であったものが、今や半分  
以上が大腸内視鏡を使つて行うことができる時代  
になりました。

も、ちょっと言葉の難しいのは省きますが、上に  
NB Iという手法、AF Iという手法を示してあ  
りますけれども、下に七つの絵が並んでいま  
す。左から三つは同じ写真でありまして、普通の内  
視鏡で見た写真が一番左、AF Iという手法を使  
うと紫色にがんの範囲が写っているのが分かるか  
と思ひます。その右側を見ると、NB Iという手  
法を使つて血管の像を表すことによつて、どこま  
でがんが広がっているかということが分かります。四  
つ目を見ると、インジゴカルミンという液を掛け  
ると、それだけでも、これは二十年前から行われ  
ていた手法であります。これでも大体の範囲が  
分かりますが、右側に行きますと、NB Iを使つ  
たやつ、そしてインジゴの拡大、今はこういう  
様々な手法を使つて表面構造を見ることによつ  
て、どこまでがんが深いところまで行つてい  
るかということまで分かる時代になりました。

三枚目を見てもらいましう。その上の写真は  
先ほど説明したものであります。その下にある  
ジェットB ナイフというのを使つて表面を、周  
辺を切り取つた上で、先ほど申し上げたIT ナイ  
フでがんを下から剥ぎ取つていくような手法で、  
そしてそのような、隣にあるCO<sub>2</sub>を使つて、か  
つては空気を入れて、びゅっびゅっびゅっ  
入れていたわけでありまして、CO<sub>2</sub>、二酸化炭素を  
入れることによつて粘膜から吸収されるようにな  
ったことから、患者さんはおなか膨らむよう  
な感覚を感じることも少なくなったような状況で  
がんの手術が行われる状況であります。

そして、四枚目を見てください。こういった日  
本の最先端の医療を学ぶために百名近い海外から  
ドクターが国立がん研究センターを訪れて研修を  
受けているということでありまして、五枚目も同  
じであります。そういったことを学んだ外国の先  
生たちが母国に帰つてこれを行おうとするわけ  
であります。残念ながらなかなか医療体制が付い  
ていったりしないと、外国でもそれを行うことが  
なかなか難しいという話も聞いています。

そこで提案であります。

こういったせっかく外国の方々がお集まりくださっているわけでありますから、日本しか提供することができないこういったがん医療、最先端の医療を、基準の病床の緩和を行って、一足飛びに外国人医師や外国人看護師ということではなくて、まさに研修を受けているわけでありますから、日本の医師免許を持つ指導医の下で外国人の医師が例えば外国人に対する診療を提供することを担保したりするならば、もともと日本人にとっても外国人を呼び込むことができるようなプロジェクトにつながるのではないかと考えています。

忘れてはいけないのが、病床だけ増やしたらいいんじゃないんです。すなわち、検査をする部屋も増やさなくてはなりませんし、手術を行う部屋も増やさなくてはなりませんし、外国人の医師の研修を集めるのであれば検査センターみたいなものもセットでつくっていかなくてはならない。そういった方々がお泊まりいただけるような、そういったような宿泊の施設なども造っていくようなこと。

そういう、例えば思い切って病棟も五倍、手術室も五倍、そして検査室も五倍、こんなような思い切った形で、外国の患者さん呼び込むような形でプロジェクトを提案したいと思いますが、こういったことは国家戦略に値しでしょうか、御答弁を求めたいと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) まさに今委員がおっしゃっていただいたようなこと、これを集中的に、そして複合的に展開していく、これが国家戦略特区のコンセプトになり得るのではないかと、このように思います。具体的にどこでどんなふうにするか、これはこれから決めるわけでありまして、けれども、そのような日本が世界に先んじて持っている技術、これはいち早く実用化して世界に貢献すればいいと思います。そのためには、研究をするのにも、一緒に進めていく必要もあつていいと。ですから、外国人医師の拡充、臨床研修制度

の拡充というのはそういう観点からあるわけであります。

それは、例えば今、医師として委員の専門的な知識の御披露はいただきました。私も、この間、N-T-Tの技術研究所というところへ行きましたら、これは元々超高速光通信用で開発した光学結晶というのがございます。これが何と特性によつて、光を当てることで、患部の表皮からこれが約二ミリ、レーザー光が体内に入つて、そして生体の内部構造を3D画面で出せるんですね。これは食道がんには極めて有効であると、こういうことで、これ実用化を進めていこうじゃないかと、まだ研究段階でございます。

ですから、いろいろ新しいプロジェクトもあるんです。これは既に山中先生がおやりになったことも含めていろんな可能性があつて、それをこのところまさに国家の戦略としてこれは、研究者、民間事業者、そして自治体、国、力を合わせてそういったものを、成果を出せるようにしていきたいと。

ですから、いい御提案をいただいたと思いますし、そういったものを我々もいろいろお聞きしながら進めていきたいと、このように考えております。

○秋野公造君 大臣からいい提案をいただいたと言つていただきましたので、どんな調子に乗つて提案をしたいと思いますが、この切り取る切除の範囲は今、保険適用まで認められています。日本の医療というのはそこまで一般化されて広がっているということですが、残念なことに五センチまでという縛りが行われています。

もちろん上手な先生もいらっしゃる、五センチまでしつかり行える先生もいらっしゃるから、そこは仕方ないと思ひますが、がんセンターの先生方は、多分恐らくこういう最先端の先生方はもともと、六センチでも八センチでも広げて手術を行い得ることができると思ひますが、この保険診療になった経緯は、先進医療を経

て保険診療になつて五センチと定められたことか

ら、新たなもう先進医療の枠で行うことはなかなか難しい状況であります。

ですから、こういったことをもつと緩和する意味で、ある意味では先進医療として広げていく、また、新たな保険適用として広げていくということも戦略特区として行うべきではないか、伺いたいと思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) そういったことを特区諮問会議において、まずはコンセプトとして、じゃ、医療というものを打ち立てようかどうかというのを議論するわけでありまして。その中で区域を決めて、では、ライフライン、ペーシオンそれから先進医療の研究拠点をつくる。それは民間の病院なのか公的病院なのか研究機関なのか、そういう御提案と、また我々の国の考えを入れて事業体ができます。そこでどんな治療やどんな活動をしようにか決まつていって、結果として今のよう

な御提案で、さらにもう少しこの規制なり基準が緩和、また改善できないかと、こういう順番で追つていくと。

したがつて、我々は、まずはきちんとしたコンセプトを組み立てることが重要ですけれども、その先は不断の改善努力をしながら効果を出していくということを取り組みたいと、このように思ひます。

○秋野公造君 また提案をしたいと思ひます。六枚目の資料を見ていただきたいと思ひますが、エビゲノムという方法、遺伝子診断を活用することによつて、がんが再発しやすい状況かどうか、がんになりやすい状況かどうかを診断することができま

す。端的に申しますと、この六ページの(2)のところを見ていただきたいと思ひます。これは国立がん研究センターの研究所の牛島上席副所長のところ

でやっている研究でありますけれども、左側の胃カメラの写真でありますけれども、健康者の丸が入っているところ、これは正常と判断をされます。一方、右側の胃がんの患者、上側に胃がんの組織が隆起してあるかと思ひますが、これの丸が

付いているところ、ここについては正常という具合に判断をされます。しかし、同じ正常であっても、がんになりやすさというものを今や診断できるような技術を日本は持つているということであり

ます。もつとも一般化するためには様々なものが必要だとありますが、こういった先進医療は、先ほど御提案したような戦略特区の中でこういった取組もどんどんどんどん実用化に向けて進めていくことがひいては世界のためにも役に立つかと思ひます。こういった点も提案をしてみたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 先ほどのお答えと同じであります。様々な御提案を受け止めていかなくはなりません。ですから、そのための早く具体的な検討を行う組織をつくる上でもこの法案を成立させていただきたいと、このようになるわけ

であります。ちなみに、こんなことがあつたら先に私に診てもらつてもいいかなと思ひますけれども、しかし、健康に対する願ひというのは万人、万国共通だと思ひます。ですから、医療分野で日本が世界に貢献できる可能性というのは極めて大きいのではないかと思ひます。是非そういったた建設的な御提案をいただければ有り難いと、このように思ひます。

○秋野公造君 新藤大臣にはどうか国立がんセンターを一度見に行つていただきますと、今、私が説明した以上の現実感を持つて様々なことにお感じになれるんじゃないかと思ひますが。

このがんセンターでは、漢方薬を使ひましてがん患者の病態生理も研究をしています。ここは上

実効が伴っていないようでありま。

日本の農業は、せっかく質が高く、そして薬用植物もいいものを作れば、いい創薬が行えると思います。そういう意味では、薬用植物も日本一、そして作った創薬も日本一、そして今度、がんセンターの中で組合せでどう治療を行っていくという研究も行われており、こういったものが軌道に乗ってきまると低コスト化や高パフォーマンス性を求めて機械などの開発なども進んでくるんだらうと思います。

そういう意味では、農業についての規制緩和も今回は、例えば医療と連携する薬用植物の栽培を行う農業生産法人などには更なる要件緩和、一般のものともまた、特化しながら、更にお互いに伸び合っているようなものについては更なる規制緩和を認めるようなことも国家戦略特区の中では考えるべきであると思いますが、見解を求めたいと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) そういうコンセプトを打ち立てることが重要だと思います。そして、この農業や食、そしてその関連の研究や、最終的には産業の育成まで含めたそういう国家戦略があつてもいいとは思いますが。しかし、それをやるかどうかは今後であります。また、優先度として今どこまでのことができるのかという事業性も見なければいけないというふうに思っています。

でも、今いまいちもいろいろ委員が御提案いただいたようにいろんな分野が考えられて、そうすると、ですから農業だけとか医療だけではなくて複合させることで、またマッチングさせることで新しい可能性が出てきますよね。そういうものを総合的、複合的に集中的にやっていると、これが国家戦略特区の精神だと思いますから、今日はいろいろ御意見ちょうだいしておりますけれども、そういう取組を可能とするために私どもは提案をさせていただいてと御理解いただければ有り難いと思います。

○秋野公造君 最後の質問にしたいと思います。十四条から十六条で容積率や用途など土地利用

の規制の見直し、緩和が示されていますけれども、これをするに具体的な効果としてどういうものがあるのかということ、一定の考えがあつて様々な規制がこれまであったらどう思うと思います。ちよつと心配なのは、例えば災害などが起きたりしたときに、この容積率の緩和などちよつとあつてはならないようなことが起きてしまったときに、弊害みたいな、あるいは住環境の弊害みたいな様々なことが起きたときに、一義的に責任はどこにあるのかということをお願いしたいと思います。

○政府参考人(川本正一郎君) お答えを申し上げます。容積率、用途等、土地利用規制に関する特例についてということですが、この特例、特区ごとに設置する国家戦略特区会議がこの特区の計画、区域計画に都市計画等に関する事項を記載して総理大臣の認定を受けた場合には当該事項がそのまま都市計画の決定などになるワンストップ処理をします。これと併せて、住宅容積率の緩和等を認めるということによりまして国際都市として更に進化を目指す都市設計を推進する、さらに都心居住など都市の居住環境の整備を推進するということを目的としているものでございます。

こういった容積率の緩和などによる弊害という点につきましては、当然規制緩和による弊害がないように事前に十分考えると、これがまず基本になろうかと思っております。地方公共団体にもこの特区の会議には御参加をいただいて、地域の住民の方の声というの公共団体の方で十分受け止めていただいて、その町をどういうふうにしていくのかという設計をしていただくということを進めてまいりたいと考えております。

万が一問題が発生するということがありましても、この特区会議で協議を行って十分な改善策を講じるということを取り組んでまいりたいと考えております。

○秋野公造君 終わります。ありがとうございます。

○江口克彦君 みんなの党の江口克彦でございます。

新藤大臣にお伺いしたいと思っております。地方分権、今非常に前に進めなさいいけないというところで、国も地方もそういうふうな方向でベクトルは動いているというふうに思うわけでありまだけれども、この地方分権と国主導の国家戦略特区は考え方が相反しないかということですね。大分、地方に権限が移譲されては自治体は自らの判断で規制の緩和ができるはずであります。中央集権で国が許可を握っているから国主導で特区制度を導入しなければならぬということになるのではないだろうか。

そういう意味で、国家戦略特区、国家戦略特区ともてはやされて今いますけれども、実は地方分権が進んでいないという証拠にもなるのではないかと。そういう意味で、まず大胆に国の許可権を地方に移すというか移譲していくべきではないだろうかというふうに強く思うんでございますけれども、大臣、ちよつと御回答をお願いします。

○国務大臣(新藤義孝君) 私は、地域活性化担当大臣とともに地方分権改革担当大臣拝命しております。そして、今委員がお尋ねの地方分権、これを推進するというところで様々な取り組んでおります。また別の機会に御報告させていただきますけれども、このところ、分権の、国から地方への事務権限の移譲、こういったものも取りまとめまして、きちんとした国会に対する提案もしていきたいと思います、このように思っているわけでございます。

それで、地方分権を進めていくこと、これはこれでもう強力にやっていきたいと思います。この分権ももう新しいステージに立とうと。今までは全国一律の一括の規制でした。それから、機関委任事務の廃止に代表されるように、国の事務を廃止して市町村に一律でやっていただく。しかし、これからは、全国のそれぞれの市町村がやりたいこと、それぞれございます。ですから、例えばやる気のあつて希望する市町村に適用される分

権というのがあつたつて、いいんではないかと。もちろんルールは決まらずに課題は整理して、やるべきことをここで全部出しますので、その次の段階のことも私、御提案しよう、今そういうことを分権の有識者会議の中でもうさんざんの議論をさせていただいております。ですから、分権を進めてまいります。しかし、一方で、地方の発意でその地域がやりなりたいことを膨らませていくと。

それと、今度の国家戦略特区というのは、規制緩和をするために国家戦略特区があるのはございせん。これは、国家戦略特区の重要な手段として規制緩和はございますけれども、基にあるのは何をやるかというコンセプトでございます。ですから、分権、それから規制緩和、こういったものを追求していくものと、それから、国として新しい経済を開くために地方と民間と国が一緒になって先ほどから話が出ていたようないろいろな可能性のある分野をつくっていくこと。ですから、それは数はやはりかなり限られることになると思います。

そういうものの中で、じゃ、有効なツールとして規制緩和というのがあれば、それが成功例を取めることができる、それが全国展開できるならば全国にしていけば、先ほどの手挙げ方式のような形で、じゃ、自分たちの地域でもやりたいという対応可能なものであれば移していけばいいというところで、手段が、あと目的、方向性は違いますが、最終的にはこれは国が良くなっていくということと一致すると、このようにお考えいただけます。

○江口克彦君 今、分権、移譲を強力に進めていきたい、しかし、きめ細かいそうした目配り、あるいはまた気配りもしていきたい、こういうこととありますけれども、この目配りは今度また新たな規制というものにならないように、その辺は十分に大臣御配慮いただいて、規制の強化というふうな形にならないように、バランスを取った

規制というか、あるいはまたむしろ規制を弱めていくという、分散していくという方向で考えたいのだというふうに思います。

それから、国家戦略特区制度は、構造改革特区、あるいはまた総合特区に続く特区制度の第三弾ということになるわけでございます。

特区制度は、地域限定で規制を緩和して地域の経済発展を促そうとするものでありますけれども、特定の地域のみでなく、有効な規制緩和というものが認められる場合、特区で規制緩和したら非常に効果があったといった場合には全国展開を進めるといことが必要であるというふうに私は思うんでありますけれども、この国家戦略特区においてもそうやって有効な規制緩和だったという場合にはすぐに全国展開を、特区でないところにも規制緩和ということをやっていくとされているのか、時間的にどういうふうな考えておられるのか。全くそういうようなことはもう特区だけで限定するんだというふうに考えておられるのか。どうなんでしょうね。

○国務大臣(新藤義孝君) これは国家戦略特区のコンセプトペーパーの中にも書かせていただきましたが、まず仕事を起こすわけなんですけれども、それにはやはり厳しいチェックが必要だと思えます。PDCAを回していくということであり、その中で成果が上がったものについては、それが全国展開可能なものは速やかに移行をすべしということも当然のごとく考えております。

また、今回、いい例でございますが、雇用の問題については、これはかなりの事務折衝をやりました。事務では終わらずに、関係間の折衝もやりました。結果として、雇用については、これは生存権や労働基本権の考えからいって特区になじまぬと。しかし、新しい働き方としてそういうことであるならば、全国で展開できるかどうかを検討してみよう。

このように、まず特区として取りかかってみたが、それは結果として全国展開がなじむかもしれないと。ですから、これから検討しましょうという

うことになりました。これも、この国家戦略特区の検討の成果とまではいかないかもしれませんが、しかし、そういう意識があるということは御理解いただけると思うんでございます。

これは、日本人というのはとかく、ここまでとか、結局何だかんだ言いながら、これに当てはめてもらえるのかとなっちゃうんです。そうじゃないんです。もう自由に考えていただいて、アイデアを出していただいて、その代わり、実行可能であるかどうか、本当に成果が出るのかどうか、そういうことを厳しくチェックしながら、みんながこの国の可能性を広げていくのではないかと、そういうふうにしていききたいと、このように考えております。

○江口克彦君 是非、特区でその規制緩和が有効だったという場合には、今大臣がおっしゃったように、すぐに可能な限り全国的に展開をしていただくというその原則はやっぱりきっちり貫いていただきたいと期待をいたしておりますけれども。

それからもう一つは、国家戦略特区制度においては、国が特区を政令に書き込んで指定するわけですね。また、国、地方公共団体、民間事業者で構成する国家戦略特別区域会議の仕組みにおいては、国が特定の事業者を支援して、それを地方自治体を受け入れさせるような構造になってしまっているわけでございます。

国家戦略特区の指定の在り方や、それから国家戦略特別区域会議の運営面で地方自治体の主体性を損なうような、要するに特定の業者を支援するということ、そういうような懸念は払拭できるんでしょうか。あるいはまた、それを全く断るというのか、なしにするというふうなことはできるんでしょうか。可能性があるんでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) そのような懸念が出るようにしてはいけないということだと思えます。

何よりも大切なことは、国と地方とまた民間事業者が共通の目標、これを共有することだと思えますね。何のためにやるのか、そして、それは、じゃ、誰がどの役割を果たすのか、そして、どういう成果を得られるのかということが明確になっていければ今の御懸念は当たらないと思えます。同じ立場で、民間事業者も公共団体も同じ立場で事業者としてやってみよう、こういうことになるわけですから、上意下達ではありません。それから、マル・バツで御提案いただいたものを国がお墨付きを与える、そういうものでもありません。地域が勝手にやるものでもありません。みんな一緒にこの日本の国の総合力を発揮できるようなものにしていこう願っております。一番の重要なことは運用といえますが、だと思えますが、しかし、それは国民の前で公開されたプロセスの中で国民の視線を受けながら我々は検討していくわけでありまして、最もそれが最大のチェックになるんじゃないかなと、このように考えます。

○江口克彦君 国と地方が一緒になってということ、先ほどからも御質問もありましたし、そういうふうにお答えになってる。

ただ、私が非常に懸念するのは、国と地方が一緒になった場合には必ず国が地方を押さえ付けていくというのか、そういう流れになっていくのがある。今までの過去の例なんですね。それはまあ仕方がないということかもしれません。それは、中央集権という体制になつてから仕方がないというところかもしれないけど、それでは地方が元気に活性化するという自主的な機運というか気風というのか、地方が、特に地方の若い人たちがよくやってやるぞという気にはならないというふうな思うんです。

だから、国と地方が一緒になってやる、進めていくというのはこれはそれなりに大事なことだとは思いますが、そこでも、やっぱり国が一緒にやりながら地方の特に若い人たちが元気に活性化できるように配慮でサポート

していく、一緒にやっていくという、だから、一緒にやるけれども国が一步引き下がりがりながら、地域、地方のそういう人たちが主体になるように持っていくという、そういう配慮を国の方も是非していただきたいというふうに思うんですが、いかがでございますか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、当然必要というよりも、必然になると思えます。

やはり、コンセプトを定めて事業を組むときに、これは様々ないろんな情報を、国が持っている情報、世界の情報を集めてきて、そしてそれぞれの事業者の考えになつていくことと組合せをして事業をつくっていくこと。しかし、いざ事業が始まったときには、やはり地域の企業や地域の皆さんが参加できるものでなければその地域は盛り上がりません。ある一定の特定企業のためのものであれば、それは全く事業としては盛り上がりませんから。ですから、ある時期においては、まさに今委員がおっしゃったようなことにもなっていくでしょう。

そして、それは持続可能性のあるものでなければ意味がないわけでありまして、ですから、当然、成功した時にはいろんな人が入り、そして自分で発的に回転しながら伸びていくと、こういう事業になつていくと思うので、これは。それが、今委員が御指摘のことができないと事業はしりつぱみになると。それは成功と成果を得られることはできませんから、私は、今委員がおっしゃったような配慮をする、お互いがそれぞれの役割を分担しつつ適切な行動を取るのには必然でありますし、心掛けたいと思えます。

○江口克彦君 いわゆる国の関与を最小限にとどめて地域の創意工夫が発揮できるような、そういう対応の仕方をしていただきたいという、それは是非そうしましょうと、地域が、地方が盛り上がるようなそういう工夫をいたしましょうというふうには大臣はお答えいただきましたけれども、その地域ですね、地方ですね、それを盛り上げるためには、どんな具体的に、一つの例としてでもいい

です、どんな盛り上げ方を今考えておられる、想定されておられるんでしょうか。

〔委員長退席、理事芝博一君着席〕

○国務大臣(新藤義孝君) これは、国家戦略特区という全国で限定された地区においてどうするかというのを超えまして、やはり全国の千七百を超える自治体をどのように活性化させていくかということと密接につながっていくと思います。私は、その担当する総務大臣であり、地域活性化担当大臣であります。

今、人口五万人以下の自治体が全国で七割でございまして、そして、三割の地域に八割の人口が住んでいる。ですから、五万人以下の千差万別の自治体が全自治体の七割を占めていく中で画一的に地方の制度をこうするからといって、自分の町にそれが有効であるかどうか、それはそれぞれのやり方が違うんです。

ですから、私は、まず一つ一つの地域が自分たちでやりやすい、またやりたい政策というものを今組ませていただいておられます。それは、地域の資源を使うこともありますし、エネルギーを使うこともありますし、また複合的な医療や福祉のサービスの連携をするだとか、いろんな工夫があつていいと思うし、その町のやり方だと思えます。林業によつてじゃ町をもう一回興そうと、こういう地区もございまして。ですから、それはまさに、私たちが今、もう既に画一的な一つの制度によつて全ての地方を活性化するのは極めて難しいと。

ですから、ナショナルミニマムとして、今までの市町村の制度と国からの支援というのはきちっと、今、まずその大前提として既存制度を活用すると。その上で、やはりオーダーメイドといいますか、その町に合ったやり方を、しかも各省が横串を刺して、それも今やっておりますけれども、全庁庁が対応可能なものについてはその地域に投下できるようなそういう仕組みをつくって、一つ一つの町の自立性を高めながら活性化を促してい

きたいと、こんなことを考えております。

そこで、国家戦略特区においても、そういう地域とかかわりのあるものについては強く意識をしていこうと思いますが、いかなせん、それは国家戦略特区の区域というのは限定されてしましますから、全国の自治体に地域活性化を促すための制度、幾つもあります。ですから、合わせ技で日本を元気にしていこうと、こういうことだと思

います。

○江口克彦君 合わせ技がお好きのようでございまして、大臣は。それは、総合的にこういうものは取り組んでいかないとけないという、そういう意味だと思えますけれども。

ただ、私は、原点に返つて、国は国が担うべき役割に特化して地域のことは地域に任せることの方が、これからの時代、また日本の将来にとつて重要なことではないかというふうに思っているんです。

〔理事芝博一君退席、委員長着席〕

国家戦略特区は首都圏だけでなく地方も対象に含むようではありますけれども、地方のことをよく一番知っているのは地方ということになるわけですから、地方に特区を導入して地方のことに国が関与し続けるということよりも、国は国の役割に専念し、そして地域のことは地域に任せる、権限を移譲する。私はずっと主張し続けておりますけれども、道州制の導入こそが国と地方の役割が明確になつて、そして国の方もプロフェッショナルができる、地方もプロフェッショナルができるというふうな、より効果的に我が国の全体の発展が期待できるのではないだろうかというふうに思っております。

道州制については、あした、あさつて、また大臣にいろいろと御質問したいんですけれども、そういうことで、国と地方の役割というものはつきり分ける方向でこれから政治を行っていくというふうなことにしていきたいかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは大きな、国のこれからの統治機構、国と地域、それぞれをどのよ

うに統治していくか、そして活性化しつつ国全体の機能の強化を図っていくか、その観点からもう極めて重要な、そして大きな改革だと思います。私はそれを今研究、担当するといふ道州制の担当大臣も仰せ付かつておまして、幾つもの仕事がございますが、でも、それは同じ流れの中なんです。すね。ですので、これは国民的議論の下で、道州制については、これはまず入れて、後で直してい

きましようでは済みません。もう権限も財源も予算編成も、全てが一括で、まさに銀行がシステムを変更して何月何日をもつて入れ替えるのと同じようにしなければ、これは国家のナショナルミニマムは維持できませんから、ですから非常に精緻な議論をしていかなくてはいけない。

その前に、まずどうあるべきかという議論を、道州制を導入するについては推進すべしという方と慎重な意見の方がいて、その今国民的議論をやつていただいている最中でありまして。ですから、今なかなか、答えは急には、短兵急にえいやで決めていいものではないとも思いますが、しかし、私は担当大臣を拜命して、これは大きな方向性として検討していこうと。しかも、いつとき途絶えておりましたから、今、安倍内閣になつてまた担当大臣が復帰いたしましたので、これはしっかりと、もう強い足並みでこれは取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○江口克彦君 私は参議院議員になる前に経営者でありまして、経営者でいってもシンクタンク一方でやつておりましたので、一年間で大体百七十回、多いときには。大体百回から百五十回、ずっと全国講演して回りましたが、もう、そうすると、東京以外は壊滅状態ですね、どこの町も、どこの県も都道府県も。もう先生方、それぞれ地方御出身の方も多いと思いますけれども、もう本当にこれ、私、心配しているのはオリンピックなんだ。オリンピックで人も物も金も情報もまた一層東京に集中してしまう。もうこれは中央集権という統治機構、国の形だから仕方がないといえ、だけど仕方がないとは言つておれないんで

すよ。私がもう全国回つて講演して、終わつた後、中小企業、お店のおばさんとか、それから御主人なんかから泣かれるんですよ。何とかこの地方を、この地域を、沖縄を、何とか山形を、何とか新潟を、こればかりなんです。

ですから、大臣に、当然大臣そのことは十分御承知になつておられると思いますが、オリンピックが、これは成功させなければいけません。だけれども、同時に、オリンピックを成功させるためには、同時に地方も絶対に活性化させるんだという固い固い決意と、そして政策を展開していかなければ、これ、オリンピックによつて地方は本当に壊滅状態になつてしまつていくことを危機感を持つておられるのか、そして、地方を活性化するための対策を何か持つておられるのか、そのことについて最後にお尋ねいたします。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、人口減少下において、我が国は今後自治体というものの運営が維持できるのかという極めて厳しい状況があると思ひます。ですから、これから人口を一キロメツシユで切りますと、数十年後にはもう自治体を維持できないような、そういう人口減少地域が出てきてしまふのであります。ですから、過疎地を活性化する、少子高齢化であつても暮らしていける、そういう町づくりを考える必要があると思ひます。

私は、もちろんごく数少ないとはいえ、就任以来、いろんな地域、特にそういった人が行つていないところをお邪魔させていただいております。ですから、明治以来、総務大臣が初めて来た村とか幾つも回つておられます。

そこはとてつもなく工夫しています。むしろ、私が住んでいる東京の、大野委員も一緒なんですけれども、私たちの町なんかはもう何もなくなつてやつていけば生きていけない町の危機感とやる気は半端じゃないですよ。ですから、そうした上勝にしても、マグロの大間にしても、隠岐の島にしても、離島だつてそうです、それはすごい効果を上

げつつあります。ですから、町づくりがうまくいっているところは何と人口が社会増になっているんです。そういうところもあるんです。ただ、それは二千人だったり三千人だったりするようなところがございます。

ですから、我々総務省とすれば、それぞれの地域でどんなメニューを使えるかと、これはしっかりとそろえたいと思います。それから、成功事例をきちんと出したいと思えます。そして、自分たちの町にはこういう応用展開が必要だと、これが大事だと思えます。そして、それに対して国も地域と一緒に支援をします。それは、国から補助金がある、交付金がある、お金を受けたらラッキー、お金がなくなったら仕事終わりでは意味がありませんので、これは国のお金を出すことによって、それをきっかけとなつて最終的には自分たちで自由に回していけるような、それが地域の元氣創造プランというものでございまして、今年度始めました。来年度も予算要求しております。様々なそういう工夫をして、簡単に、そんな国の、国家の構造的な課題ですから難しいんですが、でも成功例は出てきている。むしろ厳しい町の方が必死で頑張っている。それをただ、まだ全国の方々は知らない人たちがたくさんいる。だから、私たちとすれば、そういったものをきちんと皆さんにお示ししながら、そしてこの国家戦略特区もそういう町の活性化の一つにもつなげていければいい。

国家として世界に向けて、世界で取り組むものであるとともに、その地域の活性化の起爆剤になるものにもできるならば有り難い。たくさん欲張っているわけですが、結果的にはそうなると思います。そういうものを目指していきたいと思っております。

○江口克彦君 ありがとうございます。

○委員長(水岡俊一君) この際、甘利国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。甘利国務大臣。

○国務大臣(甘利明君) 十一月二十三日、土曜日の慶應義塾大学における私の講演におきまして、現在御審議をいただいております国家戦略特区法案にある諮問会議の人事に関しまして、法案が通つたらという条件付ではありますが、参議院における法案審議の前に誤解を与えるような発言を行ったことにつきまして、心から陳謝を申し上げます。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。質問をいたします。

まず新藤大臣に。国家戦略諮問会議はどのような権限を持ちどのようなメンバーで構成されるのか、また民間有識者の構成比はどうなるのか、お答えください。

○国務大臣(新藤義孝君) 国家戦略特区諮問会議の役割、それは例えば、この国家戦略特区全体に共通する政府全体の指針でございまして基本方針、それから戦略特区の区域指定、また特区ごとの取組の方向性である区域の方針、こういった戦略特区に係る重要事項を定める際に実質的な審議を行い、内閣総理大臣に対して意見を述べるものでございます。

そして、この諮問会議の構成員につきましては、議長は内閣総理大臣でございます。議員は、内閣官房長官、国家戦略特区担当大臣、そして内閣総理大臣が指定をする国務大臣、また内閣総理大臣が任命する民間有識者で構成することとされております。議員の数は十人以上とされております。そして、そのうちの民間有識者は全議員の半数以上でなければならぬとされております。

○山下芳生君 今あつたように、非常に重要な中身を決めるのが諮問会議であります。その諮問会議の人事に関して先ほど甘利大臣から陳謝があつたような事態が起こつたんですが、分かっている人には分かるけれども分からない方には全く分からないので、少し記事について紹介をさせていただきます。

十一月二十四日の日本経済新聞にこうあります。見出しは、「民間議員に竹中氏起用へ 特区諮問会議で経財相」「甘利明経済財政・再生相は二十三日、都内で講演し、地域を限定して大胆な規制緩和や税優遇を認める国家戦略特区の選定などにあたる「国家戦略特区諮問会議」の民間議員に竹中平蔵慶大教授を起用すると明らかにした。」と、こうあるわけですね。

先ほど陳謝されたのは、この発言についての陳謝というふうに理解していいのでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 慶應義塾での講演に関して固有な言葉を挙げたということに関しては、謝罪をいたします。

○山下芳生君 これは慶應義塾大学での講演の身ですから、これについての陳謝だったということだと思いますが、私は、参議院における法案審議のまだ前にそういうことを言っちゃったというのは、もちろん国会を軽視するものであつて、これは陳謝に値すると思ひますが、それだけで済まない問題がある。それは、竹中平蔵氏を選定しようとしているという、この人選の中身についてであります。

竹中平蔵氏は、実は私、ついこの間、本会議でこの法案の審議をする際に具体的に名前を挙げて、竹中平蔵氏と三木谷浩史氏、この二人はいろんな形で利害関係もあるので、こういう方々を民間議員にすべきではないのではないかと、このことをあえて質問させていただいた直後にこの方の名前が甘利大臣から出たので、びっくりしたわけですね。

それで、まず、竹中平蔵氏の少し経歴を紹介しますけれども、小淵内閣のとき、一九九八年、経済戦略会議のメンバーになりました。それから、小泉内閣のときに、二〇〇一年、経済財政政策担当大臣になられ、二〇〇二年、金融担当大臣になられ、二〇〇四年、参議院議員に当選され、同じく二〇〇四年、郵政民営化担当大臣になり、二〇〇五年、総務大臣になられたわけですね。

小泉内閣のときに経済担当の重要閣僚をずっと歴任されたのが竹中さんでありまして、竹中氏は大臣中に小泉・竹中路線と言われる路線で規制緩和路線を進めました。国会では竹中さんは、企業が良くなればやがて雇用、賃金に回ると、もう繰り返して述べてこられたわけですが、確かに二〇〇五年から二〇〇七年に大企業主導の景氣回復局面はありましたけれども、それが賃金の増加にはつながらずに内部留保に回つてしまったわけですね。そのことが今のデフレ不況を生んでいるわけですね。

つまり、この日本経済の不況、景氣の低迷をつくり出した本人だと思ひます。私は、その人に、経済成長のためにといて、またも国家戦略特区の諮問会議という非常に大事なメンバーに据えていいのかと。自分が不景氣をつくり出した自覚も責任も反省もないままの方なんです、この方は。さつさと国会議員も辞めていった方ですよ。そういう方をまたこういうふうな祭り上げていいのかというのを、私は、先言つちやつたという以上、こういう方を指名することが果たしていいのかと、こう思ひますが、甘利大臣の認識を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(甘利明君) 正確に申し上げますと、慶應義塾大学の三田祭の記念講演の講師として御案内をいただきました。講演テーマはアベノミクスの今後、二〇二〇年にオリンピックが来ますから、それを見据えてこれからどういうスケジュールで経済再生が進んでいくかということについての講演であります。

そこで、今この国会にこういう法案がかかっています。こういう法案がかかっていますと、その中で幾つか象徴的に取り上げました。産業競争力強化法も取り上げまして、これが成立をした後にはこういうことが行われていきます。この国家戦略特区法案も、これが成立した後はこういうスケジュールで事が進んでいきますと、先のことをしゃべるわけですから、そういうお話をいたしました。もちろん前提付きであります。

その際に、慶應義塾という場所で講演したものでありますから、若干のサービスピ精神が入ったかもしれないけれども、その検討されている中に

こういう方がいられますと、ここの大学の教授を  
されている竹中さんいろいろな取りざたされて  
いる中にいらつしやいますと。この人は国家戦略  
特区の提唱者でありますから、ですから要するに  
その対象者、検討されている対象者の一人ですよ  
ということをお話をいたしました。

ただ、その後、ぶら下がり会見がございました  
、いずれにしても法案が通った後の話です  
と、そして、法案が通った後に、この担当大臣は  
新藤大臣ですから、新藤大臣を中心に人選が進め  
られていくというふうに理解をしておりますとい  
うことを記者さんの前でお話をいたしました。  
(発言する者あり) 中心的大臣ということで  
やっていらつしやいますから、新藤大臣を中心  
に、もちろん総理が頭になるんですけども、人  
選が進んでいくんではないでしょうかということ  
を話したということです。

○山下芳生君 重大なのは、検討されている中に  
竹中さんがいるんだということを述べたというこ  
とですよ。検討されているんですよ。

そんな、この方を検討する対象にしているのか  
というのを私は問題提起したわけですが、これに  
ついてはお答えなかった。どうですか。

○国務大臣(甘利明君) 業に携わる人というの  
は、いろんな人が競争力会議にいらつしやいまし  
て、産業界の代表です。それぞれ、広義で言え  
ば、規制緩和はそれぞれ事業に関係してくるもの  
であります。また、ビジネスの現場からこういう  
問題がある、ああいう問題があると、幅広くビジ  
ネス全体に共通をしている規制の問題点というの  
は、現場の問題提起というのには大事だと思いま  
す。現場感覚が全くない人がこういう規制緩和を  
せよというような話について、一体その効能が本  
当にあるのかどうかという点もあろうかと思いま  
す。要は、自分の企業に対する利益誘導がなされ  
るかどうかということでありまして、そこはきち  
んと線を引くという対応をしていくということに  
なろうかと思えます。

要は、この人だから、あの人だからいろいろな

議論はありますけれども、私が申し上げたのは、  
少なくともこの国家戦略特区をやるべきだとい  
うことを競争力会議で提唱された方でありませ  
うか、そういう議論の中で取りざたされている一  
人ということを紹介を申し上げたつもりです。

○山下芳生君 竹中さんが大臣のときに規制緩和  
を小泉・竹中路線としてやった結果、非正規が非  
常に増えたということが一つの事実なんですね。  
そういうことをもう一度繰り返すことではないの  
かと。

私、十一月十日にNHKの日曜討論に甘利大臣  
がお出になつていまして、いろいろ意見の違う点  
もありましたけど、おつと思うことをおつしやっ  
ているんですよ。例えば、平均給与が下がってい  
るのは非正規が増えているからだ、こうおつしや  
いました。それから、非正規雇用の増大は社会問  
題だと。結婚できない、子供をつけない方が増  
えていると。これは私、正論だと思いますね。

その非正規が増えたことが賃下げの原因にな  
り、そして、若者にとってはなかなか結婚もでき  
ない、少子化の原因にもなっていると。その大本  
にあるのは小泉・竹中路線で、特に労働法制の規  
制緩和をやつて、一九九〇年、派遣労働者が五十  
万人だったのが、二〇〇八年、ピークには四百万  
人に増えているわけです。これ、自然現象じゃな  
いんです。若者のせいでもないです。労働法制の規  
制緩和、雇用のルールを変えた結果、こうなつた  
んです。

その結果、賃下げになつていまして、結婚でき  
ない、子供をつけない人がいるとお認めになりな  
がら、その中心にいてそういう政策を取つた人を  
またぞろ持ち上げるんですかと、おかしいんと違  
いますかと私言っているんですよ。どうですか。

○国務大臣(甘利明君) 竹中さんがどう小泉内閣  
の当時間与をされて、それがどういう結果につな  
がっているかというこの検証は必要だと思いま  
すが、あの当時行われた労働法制の規制緩和は製  
造業の解禁だったというふうに思います。その結  
果、確かに非正規の比率は上がりました。これは

データで出ていると思います。ただ、当時、失業  
率が相当高くなつて、その近隣の数字としては一  
番高い数字を示しました。

そして、小泉総理の発言を思い起こすんですけ  
れども、とにかく雇用の場をどんな形でもつくつ  
ていくことが大事で、職に就いていない人、失業  
率を下げていくというためにいろいろな手だて  
を講ずるというふうなことをたしか総理がおつ  
しやつたという記憶があるんですよ。総理がど  
も、その結果、確かに失業率は下がつていったと  
思います。ですから、小泉総理の功罪いろいろ  
おつしやいます。私どもからすれば、金融機関が  
不良債権処理を先延ばしにしてちつとも踏み込ん  
でいかないと、そこに公的資金の投入と併せて決  
断を迫らせて不良債権処理をしたと。その後、  
金融機関が資金供給機能、経済の心臓の役を回復  
したということもあるわけでありまして。

功罪はいろいろあるかと思いますが、竹中さん  
の功罪もいろいろあるかと思いますが、それは、総  
合的に失業率がどう変化していったか、今の御指  
摘の非正規が増えていったこともありませうけれ  
ども、失業率が下がつていったという事実もあるわ  
けでありますから、功罪は総合的に検証する必要  
があるのかなというふうに思っております。

○山下芳生君 いいところだけつまみ食いしちゃ  
駄目なんです。全体として失われた二十年の中  
心部分をつくつちやつていくわけですからね、小  
泉・竹中路線です。

それから、製造業のことを言いましたけど、日  
本の製造業の賃金がかろう先進国の中でもずば抜  
けていうか、唯一下がつちやつていっているん  
です。二〇〇〇年と二〇一一年比較しますと、韓国  
は一〇〇%増えています。イギリス、ドイツは四  
割台増えています。アメリカ、カナダも三割台増  
えていますけれども、日本は製造業でこの十年間  
減っているわけですよ、賃金が、労働者の。

そういうことをつくつちやつた大本に非正規の  
増大があるというふうに労働経済白書も言ってい  
るし、甘利さんも言っているわけですから、その

中心人物をまたこうやつて持ち上げるようなこ  
と、本当に無責任だし無反省だと思ふんですが、  
加えて、もうさつき答弁されてしまったけど、こ  
の竹中さんが大臣を辞められた後、二〇〇七年に  
株式会社パソナの特別顧問に就任され、二〇〇九  
年から現在までパソナの会長をされております。  
それで、そういう方にこの規制緩和に携わる諮問  
会議の議員を委ねていいのかと。

二〇〇九年九月八日の中日新聞、こうありま  
す。規制緩和旗振り役、竹中元総務相、派遣大手  
パソナグループの会長に、究極の天下り、ワーキ  
ングプア、原因をつくつたのにと。人材派遣最大  
手のパソナグループ会長に竹中平蔵元総務相が就  
任し、波紋を広げている。格差社会を生んだ元凶  
とも言われている改正労働者派遣法。この法改正  
に深くかわかり、規制緩和の旗振り役として派遣  
業界を急成長させた功労者がはかならぬ竹中氏で  
あったからだ。これぞ究極の天下りかと首をかし  
げる向きは少なくない云々かんぬんという記事が  
いっぱいありまして、週刊ポストでも、パソナの  
売上げが、竹中氏の功労によって、二〇〇三年五  
月期の一千三百五十六億円から二〇〇八年五月期  
の二千三百六十九億円へと一・七倍になったと。

明治大学高木勝教授の談として、自らが旗振りし  
た規制緩和と政策で拡大した派遣業界に、政治家を  
辞めた後とはいえ経営者として就任し、大金を受  
け取るというのはまさにマツチポンプ、これは竹  
中氏の規制改革路線が正しかったか否かの問題で  
はありませぬ、パソナへの再就職そのものが道義  
的に批判されてしかるべきですと、こう言ってお  
られます。

私は、もうそのとおりだと思えます。その道義  
的責任を不問にいたしました、そのままパソナの会  
長のまま、こういうまた諮問会議の議員に選ぶよう  
なことは私はあつてはならない、本会議でもこう  
いう質問しましたら、自民党の多くの方も、それ  
はあつてはならないと大きな拍手いただきました  
けど、そんなことするつもりですか。

○国務大臣(甘利明君) いや、自民党から拍手が

出たというのは知りませんが、それ、今書いてある話は週刊ポストですか。

○山下芳生君 週刊ポストと、これは中日新聞ですね。

○国務大臣(甘利明君) ああ、そうですか。

とにかく、確かに評価の分かれる方であることは私も承知しております。そして、競争力会議のメンバーとして、競争力会議の進行役の大臣としても、正直お話ししますと、今までかなりぶつかったこともございます。

その上で、競争力会議のメンバーというのは多様な、ある程度とんがった人も入っているわけでありまして、それをうまく手綱を引く張って使っていくと。なかなか、停滞する日本経済をブレイクスルーしていくというのは、当たり前前の発想だとなかなか閉塞状況を突破できないということもあります。だから、とんがった人が並べばいいということも言うつもりはありませんが、既成概念を打破するような発想が出てきたら、それをうまく活用する、ハンドリングしていくというのも政権側の役割かなというふうに思っております。

私は、この特区諮問会議メンバーの關係に仮に入ったらしたら、そこら辺の、誰が選ばれるかはまだ断定できませんけれども、どの方々が選ばれようと、うまく手綱を引いて、いいところは使って、ちょっととんがり過ぎるところは抑えて、うまく誘導していきたいというふうに考えております。

個々の人の評価については、この議場の場で私が断定してしまうのもどうかというふうに思っております。

○山下芳生君 選ばないとは言えないわけですよね。

それで、私、とんがっているかどうか聞いているんじゃないんですよ。とんがっている人かどうかはどうでもいいんです。そうじゃなくて、規制緩和によって莫大な利益を上げる直接の業界、人材派遣業界の会長ですよ。そういう方を、その規

制緩和をやる、さつき新藤大臣からお答えありました、戦略を決める、地域を決める、その計画を決める、そのど真ん中に人材派遣会社の会長を入れていいのかわからないことが問われているんですよ。

竹中さんは今でもそのことについて物すごい利益代表的発言されていますよ。三月六日、産業競争力会議、労働力の流動化を促すための手段として正社員を解雇しやすくするようにルール改正すべきだという趣旨のことを言っていて、日本の正社員は世界の中で見ると非常に恵まれたというのか、強く強く保護されていて、容易に解雇ができない。企業は正社員をたくさん抱えるということが非常に大きな財務リスクになっているということ、要するに正社員を解雇しやすいのにしたらどうだということの方ずつと言っていて、それが世論の批判を受けてちょっとトーンダウンしたわけですが。

そうしますと、十月一日、竹中平蔵氏の「成長戦略の当面の実行方針」について」というペーパーで、これまで、国家戦略特区ワーキンググループを中心に、当競争力会議の立地競争力分科会もサポートして、関係省庁との協議を進めてきた。岩盤規制を含め、相当の前進もあつたものの、まだ課題は多い。特に雇用分野は、残念ながら全く前進が見られないと評価せざるを得ない。また、一部ゆがんだ報道により、しっかりと改革が止められる可能性についても危惧している。ゆがんだ報道じゃないですよ、自分が解雇しやすくせいで言っているんですから。解雇特区という語源を作ったのは竹中さんです。そういうことも踏まえて、雇用分野を含め、国家戦略特区を完成させるべく、引き続き全力を尽くしたいと、こう述べて、その後、規制改革会議などでは雇派遣の禁止の見直しが提言されたりしております。

一貫としてこれは雇用の規制緩和をやるべきだ、岩盤規制というのはそこに焦点を当てて、もっと規制緩和をやれと。そのことによってパ

ナは非常に大きな利益を得るチャンスが広がることは間違いないんです。もう直結しているんですよ。とんがっているかどうかじゃないんです。そんな人入れたら、これは国民の信任を得られないでしょうと、そのことを言っているんですが、そう思いませんか。

○国務大臣(甘利明君) 私は、解雇特区なる話が出たときに、解雇特区なるものは絶対につくるとも思いませんし、つくらせませんと明確に申し上げました。労働関係者からも、甘利さんがいるから安心してという御連絡もいただきました。

雇用に関しては、これは労政審で扱うということに手順上なっているわけでありまして。そこでは、関係者がみんな入って、労働関係の者も入って、きちんとそれぞれの立場からの議論が行われるはずであります。その経緯を経て結論が出されるというふうに承知をいたしております。

○山下芳生君 じゃ、確認ですが、労政審を経れば、竹中さんのような直接利益を得ることになるであろう人材派遣会社の会長であつても国家戦略特区諮問会議の議員にしても構わないというのが甘利大臣の認識ですか。

○国務大臣(甘利明君) 見識を持っていらつしやる方は多々いらつしやいますし、そういう方が競争力会議、全て入っていらつしやと思います。

いろいろ個人個人に評価はあります。そして、企業の代表は、いかなる企業の代表といえども規制緩和とかかわってくるわけでありまして。それに就いてビジネス環境が良くなる、そのための特区をつくるわけでありまして、この人は規制緩和とビジネスにかかわってくるけど、この人は絶対ないということはあり得ないわけでありまして、事業者である以上はですね。そういう、全てに対してプラスになると、特定のどこの企業にとつてプラスだということ誘導するつもりはありせん。全てのビジネスにとつてプラスになるような環境整備をしていかなければ日本が立ち行かなくなるわけでありまして。

今、日本は世界の競争に勝たなければなりません。世界で一番ビジネスが立地しやすい環境をつくっていく。と同時に、世界で一番ビジネスマンが、あるいはその家族が住みやすい環境をつくっていく。もちろん、会社があつて従業員がないということはあり得ないわけでありまして、企業を構成するステークホルダーにとつて立地環境の良いところ、そういう日本にしていきたいというふうに考えております。

○山下芳生君 もう時間が来ましたのでやめますけれども、企業が世界で一番活躍しやすい国をつくる、それから日本の産業競争力を強化すると、非常に大きなきれいな話ですが、実態はもうもろ自分の企業がもうけられるチャンスを広げたいというメンバーで構成しようとしている大問題だということを描いて、終わります。

○浜田和幸君 新党改革・無所属の会の浜田和幸です。新藤総務大臣に幾つか質問をさせていただきます。

これまでも、るる、日本経済を強くするという意味で、世界で一番ビジネスがやりやすい環境をつくるんだと、そのための国家戦略特区だということをお話を聞かせていただいて、大変必要発想だと思ひます。とはいいいながら、日本の持つている最先端の技術ですとかサービスですとかそういうものはあえて戦略特区にしないで、海外からどんな日本のそういう優れたサービスや技術を求めて人も企業も来ているわけですね。先ほど国立がんセンターのお話がありましたが、がんセンターに限らず、例えば地方の、群馬大学の重粒子線医学研究センター、こんなところは、もう中東やアジア、アメリカから、もう世界の大金持ちと言われるような人たちがプライベートジェットでやってきて、自分の命を日本の技術で救ってもらう、そういう事例がたくさんあるわけですよね。

ただ、問題は、そういう事例がありながら、まだまだ日本全体の底上げにつながらない。その原因は、やっぱりすばらしい日本発の技術が

あつても、それを世界のスタンダード、デファクトスタンダードにするための国家のバックアップが足りないんじゃないかという受け止め方をしているんです、そこを乗り越えるための方策は何かお考えでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) まさにお説のとおりだと思います。今の群大のやつは、今回、地域活性化総合特区に指定をさせていただきました。ですから、様々な取組がございます。総合科学技術会議における取組もあります。それから、各省が持つっている成長戦略、それは、攻めの農業であったり、農商工連携であったり、それから企業の競争力強化法案もそうでございますけれども、いろんな分野で、やはりそれは日本が、この少子高齢化、人口減少、市場が縮小していく中で私たちの経済を維持するためには、私は経済国境を広げていかななくてはならないと。それからさらに、私たちが世界に貢献できるものを持っていながらそれを国内にとどめているものがあるならば、それは開いていこうと。結果として喜んでいただき、貢献しながら経済を、日本の国に入ってくることもあつてもいいと。様々な工夫があるわけでございますし、既にやってきている、これからもやっていこうと。

ですから私は、この国家戦略特区がなくてもいいじゃないかと、なくても今までも動いてきたんです。でも、これをやることによってまた新しいチャンスがでないか。それは、ですからゼロ、一〇〇でこれがあればほかは要らないではなくてということと合わせ技ということになつてしまふんですけれども、いずれにしても私たちは、そもそも日本再興戦略というあのジャパン・イーズ・バックは、あれは戦略特区のことを書いてあるわけじゃないから、あらゆる分野でもっと競争できるような、また経済を伸ばしていけるようなものに挑戦しましょうと、そういう、その一環として戦略特区があると。ツールであります、日本を元気にさせるためのツールの一つとして新しい取組をやってみてはいいかという提案でございます。

いまして、委員がおっしゃっていることと方向は全く同じものだと思っております。

○浜田和幸君 そこは御指摘のとおりよく分かるんですが、それを実現するための、世界が日本の技術や日本の仕組みをグローバルスタンダードとして受け入れてもらえるような、そういう仕掛けも同時に日本が考えていく、訴えていくということが必要ではないかと。そのための手だてをこの特区と一体化して何かお考えですかという質問なんです。

○国務大臣(新藤義孝君) それは結局、ガラパゴス化と言われるようなものがあります。それから、研究世界一ですけれども、実用化において大きく後れを取る、この再生医療ですね、これもやはり法律上の二つか三つの法律の壁があります。ですから、我々は、まさに委員がおっしゃるような世界標準、若しくは私たちの提案で世界が動くような、そういうものを視野を広げていかなければいけないと。もちろん、企業は生き残りを懸けて世界戦略をやっているんです。でも、それに対してやはりもっとできることがないか。それは、国家戦略としてグローバルスタンダードをつくっていくと、それからコンテンツなども世界展開していくと、今までやっていなかったのと言われてしまうような、あえて、そういう分野はまだたくさん残っているんです。

ですから、やはり市場を広げるために障害となつていて、そこで規制を緩和するかどうかというのは、呼び込むためにも、我々が出ていくためにも重要なツールにはなるんじゃないかなと、このようにも思います。

○浜田和幸君 ということは、やっぱりこの日本の技術や企業をバックアップするために、デファクトスタンダードじゃないけれども、国際的なスタンダードづくりに国としても取り組むと、そういうことですね。

その上で、今IPS細胞の話が出ましたけれども、やっぱり今どうしても最先端の部分に注目が行きがちですね、ライフイノベーションという

ことでですね。しかし、日本には、先ほど大臣御説明あつたように、伝統的な文化や価値観、例えば統合医療、そういうものだって世界から見ると、今までの西洋医学とは全く違った観点で魅力がある。先ほどのお話もありましたよね。ですから、そういう意味での従来とは違う、どちらかというと最先端ではないけれども日本の歴史や文化に根差したそういうすばらしい可能性、これも同時に吸い上げていって、ミックスすることによって新しいスタンダードを日本が世界に発信していくという発想も必要だと思うんですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(新藤義孝君) 私も全く同感であります。やはり日本が世界に誇る、また世界の人から日本に対する評価と、そして日本人が日本に対する評価には、著しい乖離があります。どちらがいいか悪いかはそれだけでございます。ですから、私たちは日本の強み、それから私たちの、世界から知れたがらっている、もつとこういう部分を欲しいというものもきちんと我々意識をして、そして展開していく必要があるというふうに思います。

日本に来てくれる人たちがもつと増える、それだけで大きな経済効果が出ることは間違いないです。観光立国というののもその線からあるわけでありまして、これだけのものを持ちながら、残念ながら観光客の来日数というのは世界の中でずっと下がってしまつていっていると。

ですから、いろんなシーズを探して開拓していくこと、また複合的な視点でこれに取り組んでいくことは重要だと、このように思います。

○浜田和幸君 そういう意味では、例えば途上国、あるいは成長が期待できる地域、日本はこれまでODA、そういう政府のお金でもって人や技術、お金を出して支援してきましたよね。

ですから、先ほどおっしゃった、日本のスタンダードを世界に広めるという意味では、この戦略特区においてもODAの予算、そういったものをうまく絡み合わせていく。あるいは今のODAで

これまで支援、育ててきた海外の専門家がたくさんいるわけですから、そういうところに携わってきた日本の企業や、あるいは日本の海外支援で出かけていった人たちが、そういう人たちをひとつ新しい戦略特区として位置付ける、そういうような発想というのもの、ただ単に特定の技術ということを持つていて地域を選定するんじゃないかと、少し柔軟な発想でこの特定地域の選び方ということも考えていただく余地があるのかどうか、お願いします。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、余地は限りなくあると思います。ただ、それはどのタイミングでどういう制度を入れるかでございますね。

ODAというお話がありました、ODAは国内において使うことはあり得ませんから、しかし、ODAを活用したまたJICA等の人材の交流ですとか人材研修事業とか、そういうものをうまく合わせ技で日本がその受皿をつくり、また対外的に進出する拠点をつくつた中に今までの知見や今までのその関係を生かした、またそこに人材を活用するとか、いろんな展開は可能だと、このように思います。ですから、それは柔軟に考えていくと。

午前中からの答弁の中でも申し上げたと思いますが、これをやりますと、ですからその枠の中で決めちゃつて、もう今度は、決めちゃうと、あとそれに合致しないから駄目ですではなくて、とにかく目的は一つなんです。日本の経済をもうちょっと大きくしようと、それから将来の成長可能性のあるものをきちんと確実な分野にしていこうではないかという中でこれはいろんな取組があつてもいいと。是非、アイデアを出していただければ有り難いというふうに思います。

○浜田和幸君 午前中の大臣のお話の中で、日本は森林大国であると。確かに、国土の七五%近くが森林。森林を守っていくためには、水源地、水が欠かせませんよね。

今、この数年ですけれども、世界では水の先物取引市場というのが大変活性化してきていま

す。ですから、石油とか天然ガスとか、そういう資源の中に水というものが大変大きなウエートを占めるようになってきているわけですから、A、B、Cの三ランクで区分けをすれば、世界のヘッジファンド、投資ファンドの中で日本の水はトップAのランクを受けている、とても投資のしがいのある。ただ、なかなか日本の国内では森林を守ると同時に水源地を守るという意識は、どうも若干低調で、特に海外からの水源地の買収、森林の買収、様々な問題が今議論になっています。

そういう中で、水と例えばそういう自然のものも戦略的な、重要な要素として育て、あるいは守っていく、そういうのもこの戦略特区の中の位置付けとしてはちゃんと、何というか、重要性というか意味付けというか、その支援というか、対象になると考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) 私もかつて議員立法で、水資源を守るための立法と一緒に、かかわりました。また、それは安全保障上の問題も含めて重要な課題だと思っております。

あわせて、今この日本の自然の水をどう守っていくか、また活用していくかということに併せて、世界における水問題というのは我々日本人が思っている以上に大きなウエートを占めています。大体において、地球上にある水の中で人類が使っているものはごく僅かですから、その貴重な資源をどうやって有効に使っていくか。

そして、水道事業などにもICTを活用して事業の効率化を図るというプロジェクトもございいます。それから、スマートシステムで、下水から上水、そして降った雨を再活用するためのそういうサイクルというのも、日本というのは実は水問題についてはすごい技術を持っているんです。ですから、例えばそういうものを技術開発する、展開する、そして特区の中でそんなものを実用化できたとして、それは今度、特区から離れて日本の国際展開として外に出していけばいいわけですし、幾つかのウオータービジネスに参画する動きもございいます。それは決してハイテクだけとは限

りません。  
是非、今委員はいろんなことを御承知でお話をいただいたに思いますが、そういう分野も含めた柔軟に可能性を追求できるプロジェクトにしていきたいと、このように考えております。

○浜田和幸君 ありがとうございます。  
是非、そういう日本の底力を底上げするには、ある意味では官民一体となった超党派の、しかもグローバルな視点を持った取組が欠かせないと思えます。是非この戦略的な価値観を持った特区、前進させていきたいと思えます。

それで、ただ、こういう地域を特定して特区として指定していくとなると、やっぱり今でも地域の格差、先ほどのような議論になりました。すよね、そういう地域間の格差ということが更に固定化、拡大してくるという可能性もあると思うんです。ですから、そういう資源があったりすれば、技術を持った人がいるような地域は国からの支援が得られて、どんどん元気になるかも分かります。けれども、なかなかそうじゃない。すばらしい個別の事例は今御紹介いただきましたけれども、そういう事例はやっぱり一部だと思えます。

日本全体としての特区の恩恵が行き渡るような、この格差という問題をどうやって乗り越えるか、そのための手だてをどういうことをお考えになつていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣(新藤義孝君) これは私、まだ具体的なお話を申し上げるわけにいかないんですが、今度の国家戦略特区、もちろん国力、総力を挙げて取り組むものであります。ですから、大きな取組になると思えます。

しかし、そこには大きな会社、大きな組織のみが参加するとは限らないと思っております。私は、これから諮問会議等で議論していただく中で、いかに国民の参加性を高めるかというのはとても重要だと思えます。そして、それは地域の参加性にもつながっていくと思えます。特区とし

て指定する地域は限られてまいります。しかし、それに協力をする、そこ一緒に作業する企業や地域というのはいくらあってもいいと思うんです。ですから、特区を成功させることでその周辺や関連の地域、団体にその効果が出るように、そういう設計を是非してみたいものだ。どうしたらいいかは知恵が、私一人で考え付くわけもありません。みんなそういう議論をしましうというのを今までもやってきました。

それから、せっかく二百の御提案いただきましたが、選べるのは、幾つかは分かりませんが、いづれにしても少ない数です。であるならば、そういう御提案を、例えば提案の中で、規制緩和一本です。それから、準特区といいますが、そういう形で展開もできるようなし、既存事業でこれはできるんじゃないかというのについてはそういう連携もしよう。御提案いただいた、選びませんでした、それではという、それで終わりではなくて、せっかくのいろんなアイデアがあるわけですから、それは活用していきたい。また、それは第二弾、次なる、もう少し期間を長く考えていただく。まずは一回やってみる。それはスピードを上げて成果を出さなきゃなりません。その結果においては次なるものも当然出てきていいと、こういうふうな思っているわけでございます。

○浜田和幸君 ありがとうございます。  
是非そういう、せっかくのいろんな地域からのアイデアあるわけですから、それが、その漏れたものの中にもお宝が眠っている可能性は大にあると思うので、そういうアイデアを言ってみれば生かせるような工夫、長期的には是非お考えいただきたいと思えます。

それで、実はPPPもこれは絡んでくると思うんです。すよね、日本の市場をもうオープンにしたいということになると、海外からのいろんな企業やあるいは人が入ってくる、そういう中に、日本の国家戦略特区の中で今まで日本になかったようなサービスやアイデア、商品というものがどんどん

入ってくる。当然、それによって日本がもつともっと市場が開ければ逆に日本から海外にも行けるわけですが、しかし、このPPPがもたらす様々な、言ってみれば想定していなかったようなアメリカ発のスタンダード、これは医療にかかわってくるし、法律にもかかわってくる、教育、あらゆる部分にかかわってきます。すよね。そういった、今PPPで一方の議論が進んでいる、その中身とこの国家戦略特区との整合性というのか、どちらに重きを置くのかということになった場合に、どういう判断で採用するということをお考えなのか、基本的な考えをお聞かせいただければと思えます。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、まず国家戦略特区もPPPも我が国の経済の成長を促すという意味においての同じ方向の取組であります。

しかし、PPPを意識した特区であるとか、PPPの決められた内容の実験場として特区があるということは今考えておりません。これは経済統合ルールであって、経済連携協定という国際貿易のルールを決めることと、それから特区の中でやることとはこれは別のものとして今考えております。

ただ、結果としてどんな連携ができてくるかは、それは、そもそものPPPになるのか、どんな戦略特区になるのか、そしてそれがどこかでクロスするといいますが、そういう場合もないわけではないと思えます。ただ、私どもは、やはりこの日本という国を、これから将来の安心とまた希望を持てる状態にするためには構造的な課題があります。少子高齢化プラス人口減少です。これをどのように解決していくか。あわせて、資源のない国と言われていますが、私はこの分野

だつて新しいフロンティアがあると思っております。ですから、そういうありとあらゆるものを含めて成長を促していく、そのきっかけづくりの一つずつだと、このように受け止めているわけでございます。  
○浜田和幸君 ありがとうございます。

今、国内では、T P Pに対する、ある種準備するというか、日本の国益、守るべきところは守る、攻めるところは攻めるという形で、守らなければいけないという、そういう考え方もかなり根強く残っていますよね。そういうまあ言ってみれば外からの日本市場に対する強力な進出というのか、そういうものに、この国家戦略特区、ある意味では日本の大事な虎の子の技術ですとかアイデア、そういった地域の特性といったものを、守るためのそういう防波堤というか、そういう具合にも外から見られるとなると、これはまた逆に、日本が閉ざされた世界というか、そういう形でもまた国際社会とのあつれきが出てくる可能性もあるんですね。ですから、そこは国内だけではなく外に向かって、この戦略特区の重要性というかが開かれていく度合いというものをきっちりアピールすることが必要だと思んですが、その点は何がお考えはおありですか。

○国務大臣(新藤義孝君) 非常にそこは私も意識しています。

やはり、この今度の国家戦略特区が付け焼き刃若しくは見た目のパフォーマンスであるならば、市場はすぐに見破ると思います。そして何よりも、そんな国を大きく変えるような取組が例えば何か月とか半年とかで成果が出るなどということとは、これはないんですね。世界でやっぱ指折りのプロジェクトって、考えてみたらもう二十年やっていきますとか、今になってオランダのフードバレーすごいというけれども、二十年やっていきますから。

ですから、大事なことは、国の本気を示すというの、将来のあるべき姿を示し、それに対して確実に実行していく、そして柔軟な体制をもって受け入れつつ進化していくと。またそれは、そうはいっても、まずは国民や世界から御期待をいただかなければ進みませんから、これはスピーディーに最初のやっぱスタートダッシュもやりたいと、そういう中でございますので、やはり今度のプロジェクトが世界から評価される、日本が

そんなことを始めるなら私たちもそこに入りたいたいというようなものにしていかなくてはいけない。とするならば、じゃ、人を世界から引き込んできたときに、日本で住めますか、日本で買物できますか、病院に行けますか、学校へ行けますか、そしてそれは世界の人が住むに足りる居住環境になっていくのか、都市機能はありますか、こういうふうになってくると、そこにいるんな規制の緩和をこの中で入れようじゃないかというふうになっていくということでございます。

○浜田和幸君 ありがとうございます。

是非世界から、世界で一番ビジネスがしやすい、住みやすい、そういう社会に変えていくということ、大変大きな事業だと思います。

それで最後に、今やっぱ日本の企業にとってこういう特区で支援体制を組んでいただくのはとても期待する部分が大いだと思うんですが、と同時に、税制上の例えば法人税の減税とか様々な、そういうところに対して、やはり、特区もいろいろけれども、税制面でも支援体制というものがなくないかなあ思い切った特区に対する関与はできないという声もよく聞くんですが、その辺りについては何か対策をお考えでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) この国家戦略特区は、大胆な規制改革、そしてそれに伴う事業を実施すると、必要なそこに税制措置も行うという組立てになっているんです。残念ながら、この時期ではまだ具体的なプロジェクトが決まらないまま個別の税制措置については検討のしようがない。しかし、その上でも、まずは規制緩和の項目は十八項目、メニューはそろえさせていただきました。これは十八で終わらせません。もっとどんどん増やせばいいと思います。具体的なプロジェクトが分からないまま、その折衝によって緩和できる項目が十八あると。それは、どれを使っていたでもいいしということでお考えいただければいいわけでございます。

この年末の税調プロセスで、やはり企業の競争力を高めるための税制措置というのは、これは提

案をしていきたい、または是非御議論をいただきたい、このように思っているわけでございまして、そういったものを踏まえて、これは財政措置というのは実は余り大きなものと考えていないんです。これは、税制や規制を緩和することで、自分たちの取組で大きくできる、そういうものでなければいけない。ですから、予算措置というのは既存の制度を使うものは考えておりますけれども、それ以上の特別に何か……

○委員長(水岡俊一君) 大臣、時間を過ぎておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○国務大臣(新藤義孝君) はい。

お金をつぎ込むとかそういうことではなくて、いろんな制度を工夫して効果を上げたいと、このように思っております。

○浜田和幸君 ありがとうございます。是非ともこの成立に向けて御尽力いただければと思いますし、応援したいと思っております。

○山本太郎君 新党今はひとり、山本太郎と申します。よろしく願います。

今日は、まず、新藤大臣に、国家戦略特区法案と憲法九十五条の関連についてお聞きしたいと思います。よろしく願います。

十一月十四日、衆議院内閣委員会の参考人質疑で参考人の北海道大学山口二郎教授が、今回の特区法案について、憲法九十五条の規定、一の地方公共団体にのみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することができないとの問題があると発言されました。この点について、十一月二十日、衆議院内閣委員会でも新藤大臣は、今御指摘の憲法九十五条に言う一つの地方公共団体のみに適用される特別法とは、これは一又は二以上の特定の地方公共団体についてのみ適用があり、その特定の普通地方公共団体について、他の同種の地方公共団体に対する一般的取扱いと異なった取扱いを規定する法律のこと、このように解釈をし

ておりますと答弁されました。

この答弁、そのとおりでよろしいでしょうか。変更はないか、大臣の御確認、よろしく願います。

○国務大臣(新藤義孝君) 変更はございません。

○山本太郎君 ありがとうございます。

同じ答弁の中で、新藤大臣、このようにおっしゃっています。そして、この国家戦略特区法案というのは、一定の要件を備えた区域について、政令により、国家戦略特区、国家戦略特別区域として指定することであり、具体的な地方公共団体を法律で特定するものではない、こういうこととございまして、憲法九十五条に規定するそうしたものには該当しない、このように考えているわけでございますと答弁されました。

要するに、具体的な地方公共団体を法律で特定せず政令で指定するので憲法九十五条には該当しないということですが、新藤大臣、この答弁、そのとおりでよろしいでしょうか。御確認、お願いします。

○国務大臣(新藤義孝君) そのとおりでございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。なるほど、分かりました。

ということは、この政令で地域指定する場合でも、一又は二以上の特定の地方公共団体についてのみ適用がある場合は憲法九十五条が該当して、住民投票による同意が必要になるということでしょうか。あつ、その逆や。そうですね、済みません。失礼しました。

では、その先に行きます。申し訳ないです。あつ、もう一回この場合手を挙げた方がいいですよ。

○委員長(水岡俊一君) いえいえ、続けてください。どうぞ。

○山本太郎君 済みません。緊張しています。ありがとうございます。

北海道大学の山口二郎教授、先ほど指摘した参考人質疑、国家戦略特区の指定、言わば行政の意

思決定によつて特定地方公共団体の住民が本来持つべき権利を侵害するという危険がある。したがつて、特区の地域指定あるいはその特区の中身でどのような規制緩和を行うのかということについて地方からの意見を述べる機会を保障する、あるいは地方の側の同意を得るという手続を課すといった点でもう少し議論を深めていただきたいという発言をされました。私も全く同じ意見でございます。

新藤大臣、私は、国家戦略特区の指定によつて当該地方公共団体や近隣の地方公共団体あるいはそのほかの地方公共団体などで不利益を受ける、あるいは不利益を受けるおそれのある地方公共団体の長と議会と住民、企業法人も含めて、きちんと地方の意見を述べる機会を保障する、あるいは地方の側の同意を得る手続を課すべきだと思ひますけれども、御意見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(新藤義孝君) まず、不利益を受けるようなことのないようにしてはいいけない。そして、国家戦略特区という新しい経済の実験場であり起爆点となるプロジェクトであります。それによつてその周辺の地域経済にも好影響が出るようなものにしてほしい、このように思ひているわけであります。

そして、地域の声というのは、その地域を代表する公共団体の長の方が特区の進捗管理をする特区会議、統合推進本部と呼んでおりますけれども、そこに入つて、そしてその長の同意を得て事業が進んでいくことになりまして、これは地域の声もしっかりと受け止めていきます。

また、そもそも地域からの御要望もそういったことで受け付けて、御要望も踏まえた上でのこれから区域の決定になっていくわけでありまして、既に地域の声が入つた状態で進んでいくというふうに御理解いただければいいと思ひます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

昨日、担当の方の説明では、関係地方公共団体、これは都道府県だけの場合もあるということなんですけれども、区域指定、区域方針の決定な

どでは必ず都道府県と市町村、この両方を関係地方公共団体とすべきと思うんですけれども、大臣の御意見聞かせてください。

○委員長(水岡俊一君) 大臣じゃなくてもいいですか、山本さん。

○山本太郎君 分かりました。

○政府参考人(川本正一郎君) お答えを申し上げます。

今御指摘のように、特区の指定の場合、それから特区ごとになんという事業を行つてどういう特区にしていくかを定める区域方針を定める場合に、関係地方公共団体の意見を聴くというふうにしてあります。特区の中身にもよりますが、当然、都道府県知事、それから必要に応じて市町村の首長さんから御意見を聴くということになるかと思ひます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

先週、土曜日ですが、十一月二十三日の新聞報道、これありました。国家戦略特別区域の指定、これ来年一月にも三か所から五か所、候補地は東京など首都圏、大阪府・市など近畿圏、愛知県の東海圏などに加えて沖縄、新潟が浮上などと報道されていましてけれども、これらの地域が指定される可能性があるのかどうか、大臣、お聞かせ願ひますか。

○国務大臣(新藤義孝君) この新聞記事は私も拝見いたしました。全くこのようにすることを決めたような事実はございません。どうしてこういう記事になるのか我々も不思議なんです。ありますし、また、この中には誰がどこを推したとかと書いてあります。全くそんなことはございません。これはこれから決めていくことでございますので、新聞報道は報道でありまして、私どもとすれば、きちんとずつと説明をさせていただいておきますように、この必要な地域、そしてまずコンセプトを定めて、諮問会議の中で地域を絞り込んでまいりたいと、このように考えております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

この法案を、スピード感を持って特区推進して

いきたいというお気持ちは十分伝わってくるんですけども、たとえこのことに関して時間が掛かつたとしても、住民の意向というものを関与させる仕組み、盛り込んでいただきたいんですね。というのは、その土地その土地の自治体の長が絡んでいられるから大丈夫だろうと、代表しているから大丈夫なんだろうということではなく、規制緩和だつたりいろいろなことによつて地域住民の権利というものがなにかしらにされる可能性があるということをお心配してあります。

一番はやっぱり意思決定の中というものの住民の関与がないんだろうな。基礎自治体では、議会の関与、それから審議会、住民説明会、パブリックコメントなど様々な形で住民が関与する機会というのがあると思うんですが、国家戦略特別区域会議の構成員、ここに入る人たちが規制を緩和することで利益を上げることのできる利害関係者ばかりになるおそれがあるんじゃないかな、このように心配してあります。このままだとちやうたら経済版NSCみたいな形になっちゃうんじゃないかなとも心配してあります。

国家戦略特別区域諮問会議、先ほども出てきましたよね、この話。これの民間議員、これになられる、そういう方々がある人材派遣会社パソナの竹中平蔵さん、これ今行われる雇用規制なんかの話も出てきていますけれども、これ有期の雇用で期間を最長五年から十年にしようじゃないかという話もありましたよね。これって明らかに利害関係者と言つてもおかしくないんじゃないかなと思ひます。

何かそういうところのテンポは速いんですけれども、住民に対する配慮であつたりとか、そういう人たちがどんどん入ってくるという部分を、もっと意向を関与させるような仕組みづくりというものを考えていただきたいと思ひました。済みません、ちよつと長かつたですけれども、自分の感想です。申し訳ないです。

続きまして……(発言する者あり) 済みません、感想というのか、要望というのか。

続きまして、私が十一月十二日、これ内閣に提出しました特定秘密保護法案に関する質問主意書についてお伺ひしたいと思ひます。

その前に、今日午前十一時十五分、衆議院の特別委員会、これ十分な議論がされたとも言えないと思ひます。けれども、特定秘密保護法案、強行採決されました。とんでもなくひどい話だと思ひます。参議院に送られてきたら、是非、慎重の上にも慎重を重ねて、慎重な審議を重ねてよろしくお願ひいたしますということを伝えたいです。

そして、一度、質問主意書の話に戻らせていただきます。

先週金曜日、閣議決定を経て、昨日、答弁書、配付されました。ところが、内閣官房から連絡があつたんですよ。答弁書に間違いがあつたので訂正したいということでした。

内閣官房に伺ひます。答弁書のどこが間違つてたのか、なぜそのような間違いが起つたのか、再発防止策どうするべきなのか、お答えいただけますか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

山本先生から提出いただきました特定秘密の保護に関する法律案に関する質問主意書に対して、本年十一月二十二日付けの答弁書におきまして、特定秘密保護法案における行政機関の長につきまして、本年八月に廃止されました社会保障制度改革国民会議を誤って記載したものでございます。改めておわび申し上げます。

本件誤りは、内閣官房内閣情報調査室職員が同国民会議の廃止の確認を怠つたことにより生じたものでございますが、二度とこのようなことがないよう、今後答弁書の作成及び審査に一層の細心の注意を払い、また、本件のように、関係省庁に確認可能な事項については、当該関係省庁に重ねて確認などをして再発防止に万全を期したいと考えております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

○委員長(水岡俊一君) 山本太郎君、どうぞ。

○山本太郎君 失礼しました。済みません。  
もう本当にびっくりしたんですよね。閣議決定  
経たものの中にもう既に閉鎖された機関も含まれ  
ていたということに本当に腰を抜かしそうになり  
ました。

このことなんですけれども、結局どうしてこ  
ういう事態が起こるのかという、やっぱり一つ一  
つしっかりと検証していかないんだという、機械  
的に行政機関の長をリストアップしてこういう  
事なのかと、そういう結果から生まれた今回の出来  
事なのかという印象を受けました。秘密  
指定を都合よく際限なく広げたいという思惑、そ  
の危険性というものがはつきりと浮かび上がった  
案件なんじゃないかなと思います。

続いての質問に行かせていただきます。  
質問主意書の答弁書、閣議決定文書であると承  
知しています。質問主意書の答弁書は閣議決定文  
書である。その際、内閣法制局のチェックを受  
けるというふうに聞いているんですよね。  
内閣法制局に伺わせてください。今回の答弁書  
についてどのようにチェックされましたか。なぜ  
間違いをチェックできなかったのか、再発防止策  
はどうするのか、お答えください。

○政府参考人(林徹君) お答えいたします。  
内閣法制局といたしましては、所管省庁が作成  
する質問書に対します答弁書の案文につきまして  
は、法律問題を中心として必要な意見を述べてい  
るところでございます。

お尋ねの答弁書につきまして、先ほど内閣官  
房の方からお話ございましたように、内閣官房  
において作成をいたしました答弁書の案文を検討  
したところでございますが、この中に記載をされ  
ておりました社会保障制度改革国民会議が本年八  
月二十一日を限りに廃止されておりましたことを  
見落としたものでございます。

私どもといたしましては、答弁書の案文の審査  
につきましては誤りのないよう一層注意深く検  
討作業を行うようにしてまいりたいと考えている  
ところでございます。

以上でございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

○委員長(水岡俊一君) まだ指名しておりませ  
ん。

○山本太郎君 あつ、済みません。

○委員長(水岡俊一君) 山本太郎君。

○山本太郎君 ありがとうございます。済みませ  
ん。

今回の質問主意書、この第一番目で私は、本  
案でいう特定秘密の指定権者であり、特定秘密の  
取扱者に対する適性評価の実施者である行政機  
関の長、これの具体的な役職名、全て明らかにされ  
たい、このように質問しました。

そうしたら、答弁書、こんなものが返ってき  
たんですよ。「お尋ねの特定秘密の保護に関する  
法律案(以下「本法案」という。)における行政機  
関の長は、内閣総理大臣、内閣法制局長官、原子  
力防災会議、安全保障会議、中心市街地活性化本  
部長、地球温暖化対策推進本部長、高度情報通信  
ネットワーク社会推進戦略本部長、都市再生本部  
長、知的財産戦略本部長、構造改革特別区域推進  
本部長、地域再生本部長、郵政民営化推進本部  
長、道州制特別区域推進本部長、総合海洋政策本  
部長、宇宙開発戦略本部長、総合特別区域推進本  
部長、社会保障制度改革国民会議、人事院、宮内  
庁長官、公正取引委員会、国家公安委員会、金融  
庁長官、消費者庁長官、総務大臣、公害等調整委  
員会、消防庁長官、法務大臣、公安審査委員会、  
公安調査庁長官、外務大臣、財務大臣、国税庁長  
官、文部科学大臣、文化庁長官、厚生労働大臣、  
中央労働委員会、農林水産大臣、林野庁長官、水  
産庁長官、経済産業大臣、資源エネルギー庁長  
官、特許庁長官、中小企業庁長官、国土交通大  
臣、運輸安全委員会、観光庁長官、気象庁長官、  
海上保安庁長官、環境大臣、原子力規制委員会、  
防衛大臣、警察庁長官及び会計検査院のほか、本  
法案第二条第四号及び第五号の政令で定める機  
関について、その機関ごとに政令で定める者(合議  
制の機関にあつては、当該機関)である。」と書

いてあります。長いでしょう。すごい多いです  
ね。(発言する者あり) 本当にそうなんです。  
これ、ちょっと待ってくださいと。安全保障上  
の問題でしたよね、これ、秘密指定されるって。  
じゃ、観光庁に安全保障上の秘密ってどんなもの  
があるんだという話だと思いませんか。文化庁  
に安全保障上の秘密って一体どんなことがあるん  
だという、本当に驚きというのか、これ全部で五十  
三機関なんですか。すごい数ですよ。これ  
で本当に安全保障上の問題なの。安全保障と  
いうのは建前だけで、都合悪いことはいつでも隠  
せる下準備ということをしているんじゃないかと  
いうふうに疑ってしまうんじゃないかと思うん  
ですよ。そうなんです。

この中にも気象庁というものがありましたよ  
ね。これ、原発の事故情報は秘密にしないみたい  
なことが何か言われていたんですけど、それ本当  
のか。既に二〇一一年の三・一一のとき、気  
象庁、これ、風向きとか出すのをやめていますよ  
ね、福島原発の周辺、風向風速計が壊れたとい  
つてその風向きを隠した。どうして隠したと言  
えるか。IAEAにはその情報を提供し続けていたか  
ら。それだけじゃない。放射性物質の拡散予測、  
国民には発表しなかった放射性物質の拡散予測、  
それをIAEAに提供し続けていたんですよ。  
道理で、これだけ多くのもの、これだけ多くの  
五十三機関、五十二機関、まあ一つ間違いがあ  
りましたからね、一つ間違いがあった、社会保障制  
度改革国民会議というのはいずれに廃止されてい  
て間違いだったの、全五十三機関ではなく五十  
二機関、その中の一つの気象庁という部分を取  
ったとしても、それだけ国民に情報を開示しなかつ  
た。

気象庁は税金で賄われているんですよ。だと  
したら、風向きであつたりとか放射性物質であつ  
たりとか、そのような拡散予測は国民に提供され  
るべきだと思いませんか、そのようなもの  
も隠されていた。気象庁だけの判断とは思えな  
い。この情報があれば無駄な被曝をし

た人ももっとと少なかつたはずなんです。  
これだけの五十三機関が本気になって自分たち  
に、自分たちにとつてというのか、分らないで  
す、一握りの権力者なのかもしれない、時の政権  
なのかもしれない、ある力を持った官僚なのかも  
しれない、そういう人たちにコントロールされ  
て、この五十三機関からの情報が都合の悪いこと  
は秘密とされてしまったならば、一体どんな世の  
中になるんでしょうね。こんな法案を作られる前  
からもう既に秘密保全完璧じゃないですかとい  
う心配があると思いませんか。

先ほど一番最後に言いましたよね、最後の。本  
法案第二条第四号及び第五号の政令で定める機  
関、これ、平成二十四年の十月一日現在で行政機  
関でどれぐらいあるのかという話なんですけれど  
も、百一あるんですよ。この百一ある行政機関  
のうち政令で定める特定の行政機関は警察庁のみ  
ということなんですけれども。

じゃ、特定秘密保護法案における行政機関、五  
十二の機関プラス警察庁、合計五十三機関とい  
うことでよろしいんでしょうか。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

本法案では、第二条で行政機関について規定し  
た上で、第三条第一項に規定する行政機関の長が  
特定秘密を指定するものと規定しております。具  
体的な行政機関につきましては、本法案第二条の  
規定により行政機関に該当するもののほか、先生  
御指摘の本法案第二条四号の政令及び二条五号の  
政令で定めるものが行政機関となりますが、これら  
におきましては、国家行政組織法八条の三の特別  
の機関である警察庁のみを想定しております。

しかしながら、本日の衆議院の国家安全保障特  
別委員会が可決された修正案におきましては、本  
法案第三条にたし書が追加され、内閣総理大臣  
が有識者の意見を聴いて政令で定める行政機関の  
長を特定秘密の指定権者から除外することとされ  
ております。このため、警察庁について特定秘密  
の指定権者をどのように定めるかを、現時点では

確たることを申し上げることは困難でございます。

○山本太郎君 なるほど、困難ということですが、でも、じゃ、この後も増え続ける可能性もあるということですね。今決めることは困難、今はつきりした数は分らないよということをおっしゃったと思うんですよ。

今、五十二プラス検察庁ということでも五十三ですかという話をしたんですけれども、そこはちよつと分らないということなんですけど、ということとは、この後も増える可能性というのはありますかね。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

先ほど申し上げましたように、当初の政府案におきましては検察庁のみを想定しておりましたが、その検察庁につきましても、修正案を踏まえて含めるかどうかを検討していきたいと考えております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

僕が聞きたかったのは、この百一に及ぶ行政機関のうち、この後、例えば閣議決定だったいろいろなことによつて、この中に含まれる、今五十二プラス検察庁ということでお話をしましたけれども、これが、この百一に及ぶ行政機関のうちから、もつとその中から秘密を指定できる人というのは増えていく可能性があるかということとちよつとお聞きしたかったんです。済みません、通告はないものなんですけれども。

○政府参考人(鈴木良之君) お答えします。

本法案二条四号の政令及び二条五号の政令で定める行政機関としては、政府案の決定時におきましては、現時点におきましては検察庁のみを想定しております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

本当に、何といいますが、確実に秘密にしなきゃならないもの、国を守るためには必要だということはあると思うんですね。でも、何を秘密にするかも分からないって、取りあえず何でも秘

密にできるようにしちまおうぜというようなお願いがぶぶんするというのがすごく怖いと思うんです。

もう既に、外国であつたりとか外国の機関であつたりという部分に関して、情報の共有は十分にできていると思うんですね。事故後のSPED Iを思い出してみてください。アメリカ軍には三日後に発表された、通達された。日本人には教えてくれなかった。それと同じように、先ほど言いました、この気象庁の風向き、福島原発周辺の、そのことも何日も隠し続けた。国民には発表しない放射性物質の拡散予測までIAEAに渡していた。もう既に秘密保全もされているし、外国の機関、外国の国との秘密の共有も十分にできているじゃないかという話なんですよ。

本当に、この法案、何とか慎重に慎重に時間を掛けて皆さんで審議していただけるように、本当にお願いいたします。

ありがとうございます。質問を終わらせていただきます。

○委員長(水岡俊一君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

十一月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、青少年健全育成基本法の制定に関する請願 (第一七六号)(第一八一号)(第一八二号)

第一七六号 平成二十五年十一月五日受理

青少年健全育成基本法の制定に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市 増淵賢一 外五十六名

紹介議員 高橋 克法君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第一八一号 平成二十五年十一月六日受理

青少年健全育成基本法の制定に関する請願

請願者 山口県宇部市 岩村誠 外百名

紹介議員 北村 経夫君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第一八二号 平成二十五年十一月七日受理

青少年健全育成基本法の制定に関する請願

請願者 神戸市 石崎淳一 外千三百三十五名

紹介議員 鴻池 祥肇君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家戦略特別区域法案

(小字及び一は衆議院修正)

国家戦略特別区域法案

国家戦略特別区域法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 国家戦略特別区域基本方針(第五条)

第三章 区域計画の認定等(第六条―第十一<sup>二</sup>条)

第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等(第十二<sup>三</sup>条―第二十七<sup>八</sup>条)

第五章 国家戦略特別区域諮問会議(第二十八<sup>九</sup>条―第三十五<sup>六</sup>条)

第六章 雑則(第三十六<sup>七</sup>条―第四十<sup>〇</sup>条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もつて国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

2 この法律において「特定事業」とは、○次に掲げる事業をいう。

一 別表に掲げる事業で、第十二条から第二十七<sup>七</sup>条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる内閣府令で定める事業であつて第二十七<sup>八</sup>条第一項に規定する指定金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの

3 この法律において「規制の特例措置」とは、○<sup>三</sup>法律により規定された規制についての第十二<sup>二</sup>条から第二十四<sup>五</sup>条までに規定する法律の特例に

関する措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)により規定された規制についての第二十五<sup>六</sup>条の規定による政令若しくは内閣府令(告示を含む。)(主務省令(第三十八<sup>九</sup>条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。))又は第二十六<sup>七</sup>条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 この法律において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村(特別区を含む。第十七<sup>八</sup>条及び第十八<sup>九</sup>条を除き、以下同じ。))又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四<sup>一〇</sup>条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局を含むものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

(基本理念)

第三条 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成は、国が、これらの実現のために必要な政策課題の迅速な解決を図るため、適切に国家戦略特別区域を定めるとともに、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを基本とし、地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

(関連する施策との連携)

第四条 国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たっては、構造改革特別区域(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。)(第三<sup>一〇</sup>条第三項及び第三十七<sup>八</sup>条第二項において同じ。))における経済社会の構造改革の推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

第二章 国家戦略特別区域基本方針

第五条 政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針(以下「国家戦略特別区域基本方針」という。)を定めなければならない。

2 国家戦略特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項

二 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針

三 国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

四 第八条第一項に規定する区域計画の同条第七<sup>一</sup>項の認定に関する基本的な事項

五 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

六 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成

の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、国家戦略特別区域基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、国家戦略特別区域基本方針を変更しなければならない。

6 第三<sup>一〇</sup>条及び第四<sup>一</sup>項の規定は、前項の規定による国家戦略特別区域基本方針の変更について準用する。

7 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、第二<sup>一</sup>項第六号に規定する提案の募集を行うものとする。

第三章 区域計画の認定等

第六条 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針(以下「区域方針」という。)を定めるものとする。

2 区域方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題

二 前号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施される事業に関する基本的な事項

三 前二<sup>二</sup>号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に必要となる事項

3 内閣総理大臣は、区域方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、区域方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に送付しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、区域方針を変更しなければならない。

6 第三<sup>一〇</sup>条及び第四<sup>一</sup>項の規定は、前項の規定による区域方針の変更について準用する。

(国家戦略特別区域会議)

第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画(第三<sup>一〇</sup>条第二号において単に「区域計画」という。)(の作成、第十<sup>一〇</sup>条第一項に規定する認定区域計画(同号において単に「認定区域計画」という。))の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に必要となる協議(第四<sup>一</sup>項及び第五<sup>二</sup>項において「区域計画の作成等」という。)を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

一 国家戦略特別区域担当大臣(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一<sup>一</sup>項第三号の二に掲げる事項に関する事務及び同条第三<sup>三</sup>項第三号の七に掲げる事務を掌理するもの)をいう。以下同じ。)

二 関係地方公共団体の長

2 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する

の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、国家戦略特別区域基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、国家戦略特別区域基本方針を変更しなければならない。

6 第三<sup>一〇</sup>条及び第四<sup>一</sup>項の規定は、前項の規定による国家戦略特別区域基本方針の変更について準用する。

7 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、第二<sup>一</sup>項第六号に規定する提案の募集を行うものとする。

三 前二<sup>二</sup>号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に必要となる事項

3 内閣総理大臣は、区域方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、区域方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に送付しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、区域方針を変更しなければならない。

6 第三<sup>一〇</sup>条及び第四<sup>一</sup>項の規定は、前項の規定による区域方針の変更について準用する。

(国家戦略特別区域会議)

第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画(第三<sup>一〇</sup>条第二号において単に「区域計画」という。)(の作成、第十<sup>一〇</sup>条第一項に規定する認定区域計画(同号において単に「認定区域計画」という。))の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に必要となる協議(第四<sup>一</sup>項及び第五<sup>二</sup>項において「区域計画の作成等」という。)を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

一 国家戦略特別区域担当大臣(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一<sup>一</sup>項第三号の二に掲げる事項に関する事務及び同条第三<sup>三</sup>項第三号の七に掲げる事務を掌理するもの)をいう。以下同じ。)

二 関係地方公共団体の長

2 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する

の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、国家戦略特別区域基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、国家戦略特別区域基本方針を変更しなければならない。

6 第三<sup>一〇</sup>条及び第四<sup>一</sup>項の規定は、前項の規定による国家戦略特別区域基本方針の変更について準用する。

7 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、第二<sup>一</sup>項第六号に規定する提案の募集を行うものとする。

の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、国家戦略特別区域基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、国家戦略特別区域基本方針を変更しなければならない。

6 第三<sup>一〇</sup>条及び第四<sup>一</sup>項の規定は、前項の規定による国家戦略特別区域基本方針の変更について準用する。

7 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、国家戦略特別区域基本方針に基づき、第二<sup>一</sup>項第六号に規定する提案の募集を行うものとする。

と認める特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。

3 国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、必要と認めるときは、協議して、次に掲げる者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えることができる。

一 国の関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)

二 国家戦略特別区域会議が作成しようとする区域計画又は認定区域計画及びその実施に關し密接な関係を有する者

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 国家戦略特別区域会議は、区域計画の作成等を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

6 国家戦略特別区域会議において協議が調った事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 国家戦略特別区域会議の庶務は、内閣府において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、国家戦略特別区域会議の運営に關し必要な事項は、国家戦略特別区域会議が定める。

(区域計画の認定)

第八条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画(以下「区域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略特別区域の名称  
二 第六条第二項第一号の目標を達成するため、に国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項

三 前号に規定する特定事業<sup>三</sup>との第十二条から第二十六<sup>七</sup>条までの規定による規制の特例措置の内容  
四 前二号に掲げるもののほか、第二号に規定する特定事業に関する事項

五 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果  
六 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に前項第二号に規定する特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定事業の内容及び当該特定事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者について公表しなければならない。

4 前項の規定による公表があつた場合において、当該特定事業を実施しようとする者(当該公表がされた者を除く。)は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に対して、自己を当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる。

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出をした者が実施しようとする特定事業が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認めるときは、当該申出に応じるものとする。

6 区域計画は、国家戦略特別区域会議の構成員

が相互に密接な連携の下に協議した上で、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び前条第二項に規定する構成員(以下「国家戦略特別区域担当大臣等」という。)の全員の合意により作成するものとする。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること。

二 区域計画の実施が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

8 内閣総理大臣は、前項の認定(以下この条及び次条第一項において単に「認定」という。)を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる。

9 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。)に關する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長(以下この章において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該特定事業が、法律により規定された規制に係るものにあつては第十

二条から第二十四<sup>五</sup>条までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第二十五<sup>六</sup>条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で又は第二十六<sup>七</sup>条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条

例で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

10 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定区域計画の変更)

第九条 国家戦略特別区域会議は、認定を受けた区域計画(以下「認定区域計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第十項までの規定は、前項の認定区域計画の変更について準用する。

(構造改革特別区域法の特定事業)

第十条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。

一 国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする構造改革特別区域法第二条第二項に規定する特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項

二 前号に規定する特定事業<sup>三</sup>との構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置の内容

三 第一号に規定する特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域(第三項において「特定事業実施区域」という。)の範囲

2 前項各号に掲げる事項を記載した区域計画について第八条第一項の規定による認定の申請があつた場合における同条の規定の適用については、同条第九項中「以下この項において同じ。」とあるのは「及び第十条第一項第一号に規定する特定事業(以下この項において「特定事業等」という。)(一)、「当該特定事業」とあるのは「当該特定事業等」と、「第十三条から第二十五<sup>六</sup>条まで」とあるのは「第十三条から第二十五<sup>六</sup>条まで及び構造改革特別区域法第四章」と、<sup>二</sup>「又は」とあるのは「二、構造改革特別区域基本方針(構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。に即して構造改革特別区域法第三十四<sup>四</sup>条の規定による政令若しくは主務省令で」と、「(一)条」とあるのは「(一)条で又は同法第三十五<sup>五</sup>条の規定による政令若しくは主務省令で定めるところにより政令で」とする。

3 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたもの(第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項及び第五項において同じ。)については、第八条第七項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。)を構造改革特別区域法第四<sup>四</sup>条第九項の認定同法第六<sup>六</sup>条第一項の変

条第五項及び第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項を除く。）及び第十三条同条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。）中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法平成二十五年法律第 号 第七條第一項に規定する国家戦略特別区域會議をいう。）に係る関係地方公共団体」と、同法第十二條第五項 第二項及第三項、第二十四條第二項及び第五項並びに第二十九條第二條及第三項中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域會議に係る関係地方公共団体」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中表表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|                                 |                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二十条第一項                         | 地方公共団体の                                                               | 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第二十三条第一項                        | 市町村(地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。) | 国家戦略特別区域会議                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 第二十三条第二項                        | 市町村の区域                                                                | 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村(地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。)                                                                                                                                                                          |
| 第二十三条第三項                        | 市町村(                                                                  | 国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。に係る関係地方公共団体である市町村(                                                                                                                                                                                           |
| 第二十四条第一項<br>第一号から第三号<br>まで及び第六項 | 地方公共団体                                                                | 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第二十八条第四項                        | 場合、同項                                                                 | 場合、国家戦略特別区域法第二条第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域(同法第十条第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。))内に所在しないこととなるものに限る。がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。の認定があつた場合、第一項 |
| 第二十八条第二項<br>第一号及び第二<br>号        | 地方公共団体                                                                | 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第二十八条第二項<br>第三号                 | 又は同項                                                                  | 、国家戦略特別区域法第二条第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。の認定があつた場合又は第一項                                                   |
| 第二十九条第一項                        | 地方公共団体の教育委員会                                                          | 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第二十九条第四項                        | 地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校                                              | 国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この項において同じ。に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校                                                                                                                                                                    |
|                                 | 地方公共団体の長がその施設を管理する学校                                                  | 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する学校                                                                                                                                                                                                                                    |
|                                 | 地方公共団体の長がそ                                                            | 国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七条                                                                                                                                                                                                                                   |

|          |         |                                       |
|----------|---------|---------------------------------------|
| 第三十二条第一項 | 地方公共団体が | の施設を管理する公立<br>の施設を管理する公立学校            |
| 第三十三条    | 地方公共団体が | 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体を<br>国家戦略特別区域会議が |
|          | 地方公共団体の | 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の                |

- 4 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたものについては、同項の認定を構造改革特別区域法第四十九条の認定と、第八条第七項の認定を受けた区域計画を同法第四十九条の認定を受けた構造改革特別区域計画と、第一項第二号の規制の特例措置(同法第十八条の規定によるものに限る。)を同法第二十三条の規制の特例措置(同法第十八条の規定によるものに限る。)とみなして、同法第十八条第二項及び第十八条同項に係る部分に限る。)の規定を適用する。この場合において、同項中「地方公共団体」とあるのは、国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第...号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。)に係る関係地方公共団体と、同法第十八条第二項中「同法第十八条第二項」とあるのは、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第...号)第十条第四項の規定により読み替えて適用される構造改革特別区域法第十八条第二項とする。
- 5 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたものについては、第一項第二号の規制の特例措置を構造改革特別区域法第二十三条の規制の特例措置とみなして、同法第四十七条の規定を適用する。
- 6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画についての法律及び構造改革特別区域法の規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。(認定の取消し)
- 第十〇条 内閣総理大臣は、認定区域計画(認定区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第十二条及び第十七条第四項第一号を除き、以下単に「認定」という。)を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。
- 2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、

- 3 前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。
- 3 第八条第十項の規定は、第一項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。(認定区域計画の進捗状況に関する評価)
- 第十二条 国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等
- 第十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業(その一部が旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。))として政令で定める要件に該当する事業をいう。以下この条及び別表の一の項において同じ。)を定めた区域計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定(第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。))を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたとき

- は、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行うとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。)の認定(以下この条において「特定認定」という。)を受けることができる。
- 2 特定認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める添付書類を都道府県知事に提出しなければならない。一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 その行おうとする事業の内容
  - 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
  - 3 都道府県知事は、特定認定の申請に係る事業が第一項の政令で定める要件に該当すると認めるときは、特定認定をするものとする。
  - 4 特定認定(次項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項において同じ。)を受けた者(以下この条において「認定事業者」という。)が行う当該特定認定を受けた事業(第八項及び第九項第三号において「認定事業」という。)については、旅館業法第三条第一項の規定は、適用しない。
  - 5 認定事業者は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
  - 6 第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。
  - 7 認定事業者は、第二項第一号に掲げる事項の変更又は第五項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定

- めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 8 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。
  - 9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消すことができる。一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めないこととするものに限る。)の認定があったとき。
  - 二 第十〇条第一項の規定により認定区域計画(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めたものに限る。)の内閣総理大臣認定が取り消されたとき。
  - 三 認定事業者が行う認定事業が第二項の政令で定める要件に該当しなくなったと認めるとき。
  - 四 認定事業者が不正の手段により特定認定を受けたとき。
  - 五 認定事業者が第五項又は第七項の規定に違反したとき。
  - 六 認定事業者が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 第十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高度医療提供事業(国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であつて、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業をいう。以下この条及び別表の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県

は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十條の四第十三項の規定により当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画が公示された後に、当該国家戦略特別区域高度医療提供事業の実施主体として当該区域計画に定められた者から当該国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、当該申請に係る当該医療計画において定められた同条第二項第十一号に規定する基準病床数に次項の病床数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床の病床数を定めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略建築物整備事業(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九條第二項の規定に基づく条例で同法第四十八條第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域内の特別用途地区(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。)内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の三の項において同じ。)を定めたる区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略建築物整備事業の実施主体として当該区域計画に定められた地方公共団体に対する建築基準法第四十九條第二項の承認があつたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に

掲げる事項として、国家戦略建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九條第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八條第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

第十五条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略住宅整備事業(建築基準法第五十二條第一項の規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の項において同じ。)を定めたる区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物であつて次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、その全部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた次項第二号の数値を、その一部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた同項第三号の算出方法により算出した数値を同法第五十二條第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び同条第三項から第七項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するとき、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。次項及び第五項において同じ。)は、当該区域計画に定められた次項第二号の数値以下でなければならない。

一 当該区域計画に定められた次項第一号の区域内にあること。

二 その敷地内に当該区域計画に定められた次項第四号の要件に該当する空地を有し、かつ、その敷地面積が当該区域計画に定められ

た同項第五号の規模以上であること。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略住宅整備事業に係る次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略住宅整備事業を実施する区域

二 その全部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値

三 その一部を住宅の用途に供する建築物の容積率の最高限度の数値の算出方法

四 建築物の敷地内に設けられる空地の要件

五 建築物の敷地面積の規模

3 前項各号に掲げる事項は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないよう定めなければならない。

4 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域(同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。)内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

5 第二項第三号の算出方法は、当該建築物の容積率の最高限度の数値が同項第二号の数値未満であつて当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じたものとなるよう定めなければならない。

6 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略住宅整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略住宅整備事業に関する事項について、当該区域計画に定めようとする第二項第一号の区域を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会(当該区域が市町村都市計画審議会が置かれていない市町村(建築基準法第四條第一項又は第二項の規定により建築主事を置いた市町村に限る。)の区域内にある場合にあつては、当該市町村都市計画審議会に付議し、その議を経なければならない。

(道路法の特例)

第十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二

項第二号に規定する特定事業として、国家戦略道路占用事業(国家戦略特別区域内において、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二條第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下この項及び次項において「施設等」という。)のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路(同法による道路をいう。以下この項及び次項において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であつて、同法第三十二條第一項又は第三項の許可に係るものを促進する事業をいう。以下この条及び別表の五の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域に係る道路管理者(同法第十八條第一項に規定する道路管理者をいう。)は、同法第三十三條第一項の規定にかかわらず、当該国家戦略道路占用事業に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二條第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三條第二項に規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二條第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路法第三十三條第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

二 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略道路占用事業に係る施設等の種類ごとに当該施設等を設ける道路の区域を定めるものとする。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦

略道路占用事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該区域計画に定めようとする前項の区域を管轄する都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

4 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第十六条第一項に規定する措置を記載した書面を添付して」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

（農地法等の特例）

第十七条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、農業法人経営多角化等促進事業（国家戦略特別区域において農業を行う法人が、その農業経営の多角化及び高度化を図ることを促進する事業をいう。以下この条及び別表の六の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域内にある農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長は、農業生産法人（農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。第三項において同じ。）以外の法人で、次に掲げる要件の全てを満たしているもの（第三項において「特例農業法人」という。）が当該区域内にある農地等について同法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合には、同条第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許

可をすることができる。

一 その法人が、農地法第二条第三項第三号に係る部分を除く。）に規定する要件を満たしていること。

二 その法人の常時従事者（農地法第二条第三項第二号に規定する常時従事者をいう。）たる構成員が理事等（同項第三号に規定する理事等をいう。以下この項において同じ。）の数の過半を占め、かつ、当該過半を占める理事等のうち一人以上の者が、その法人の行う農業（同条第三項第一号に規定する農業をいう。）に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

三 その法人がその生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定める事業を行うと認められるものであり、かつ、その法人の前号の過半を占める理事等のうち一人以上の者が当該事業に従事すると認められるものであること。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、農業法人経営多角化等促進事業を実施する区域を定めるものとする。

3 前項の区域においては、特例農業法人（第一項の規定によりされた農地法第三条第一項の許可を受けたもの並びに農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合（農業生産法人が合併によつて解散し、又は分割をした場合において、当該合併によつて設立し、若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割によつて農地等について同項本文に掲げる権利を承継した法人が農業生産法人でない場合を含む。）におけるその法人及びその一般承継人で、第一項各号に掲げる要件の全てを満たしているものに限る。）は、同法（第二条第三項及び第三条第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）を除く。）の規定の適用については、農業生産法人とみなす。この場合において、同法第六条第一項中「農業生産法人でなくなった」とあるのは「農業生産法人要件

（第二条第三項に規定する要件をいう。以下同じ。）又は特例農業法人要件（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第十七条第一項各号に掲げる要件をいう。以下同じ。）のいずれをも満たさなくなった」と、「農業生産法人でない」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれをも満たさない」と、同条第二項中「第二条第三項各号に掲げる要件」とあるのは「特例農業法人要件」と、「とき」とあるのは「とき（農業生産法人要件を満たす見込みがある」と認めるときを除く。）」と、同法第七条の見出し及び同条第一項中「農業生産法人でなくなった」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれをも満たさなくなった」と、同条第五項中「第二条第三項各号に掲げる要件のすべて」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれかと」と、同法第十八条第二項第四号中「農業生産法人でなくなった」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれをも満たさなくなった」とする。

4 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第二項の区域を変更するもの又は第八条第二項第二号に規定する特定事業として農業法人経営多角化等促進事業を定めないこととするものに限る。）の認定

二 第十〇条第一項の規定による認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として農業法人経営多角化等促進事業を定めなかったものに限る。）の認定の取消し

5 第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の

十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。次条第六項において単に「指定都市」という。）にあつては区又は区長に適用する。

第十八条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、農地等効率的利用促進事業（農地等の権利移動の許可に係る市町村の権限について、市町村長及び当該市町村の農業委員会がこの項の規定による合意をすることにより、国家戦略特別区域において、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進を図る事業をいう。次項及び別表の七の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、市町村長と当該市町村の農業委員会との間で、当該区域計画に定められた次項の区域内にある農地等であつて当該農業委員会が管轄するものについての農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る当該農業委員会の事務（同条又は同法第三条の二の規定により農業委員会が行うこととされている事務に限り、これらの事務に密接な関連のある事務であつて、同法その他の法令の規定により農業委員会が行うこととされているものうち、政令で定めるものを含む。）の全部又は一部（以下この条において「特例分担事務」という。）を当該市町村長が行うことにつき、その適正な実施に支障がなく、かつ、農地等を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農地等についての権利の取得の促進に資すると認めて、合意がされた場合には、当該市町村長は、農地法その他の法令の規定にかかわらず、当該区域において特例分担事務を行うものとする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、農地等効率的利用促進事業

を実施する区域を定めるものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による合意をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。当該合意の内容を変更し、又は解除したときも、同様とする。

4 第一項の規定により特例分担事務を行う市町村長は、農林水産省令で定めるところにより、同項の規定による合意の当事者である農業委員会に対し、特例分担事務の処理状況を報告するものとする。

5 第一項の規定により市町村長が特例分担事務を行う場合における農地法第五十条及び第五十八条第一項の規定の適用については、同法第五十条中「農業委員会」とあるのは「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第十八条第一項の規定により同項に規定する特例分担事務を行う市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは「うち国家戦略特別区域法第十八条第一項の規定により市町村長が行うもの」とする。

6 第一項及び前三項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市にあつては区又は区長に適用する。  
(土地区画整理法の特例)

第十九条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略土地区画整理事業(国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために次の表の上欄に掲げる者を実施主体として行われる土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。以下この項において同じ。)であつて、同表の中欄に掲げるものをいう。以下この条及び別表の八の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、それぞれ当該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる認可があつたものとみなす。

|                                                              |                                                                                                              |                      |
|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 土地区画整理法第九條第五項に規定する個人施行者(第三項において単に「個人施行者」という。)                | 土地区画整理法第四條第一項の規程又は規約及び事業計画が定められており、かつ、同法第七條の承認は、当該承認又は当該同意が得られている土地区画整理事業                                    | 土地区画整理法第四條第一項の認可     |
| 土地区画整理法第十四條第一項の規定により設立された土地区画整理組合(以下この条において単に「土地区画整理組合」という。) | 土地区画整理法第十四條第一項の定款及び事業計画が定められており、かつ、同法第十八條の同意が得られており、かつ、同法第十七條において準用する同法第七條の承認を要する場合にあつては、当該承認が得られている土地区画整理事業 | 土地区画整理法第十四條第一項の認可    |
| 土地区画整理法第五十一條の九第五項に規定する区画整理会社(第三項第二号において単に「区画                 | 土地区画整理法第五十一條の二第一項の規程及び事業計画が定められており、かつ、同法第五十一條の六の同意が得られており、かつ、同法第五十一條の五において準用する同法第七條の承認を要する場合                 | 土地区画整理法第五十一條の二第一項の認可 |

|            |                                                                                  |                                                                                |                      |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 整理会社」という。) | 都道府県又は市町村(土地区画整理法第三條第四項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第三項において同じ。)                      | 土地区画整理法第五十五條第一項から第六項までに規定する手続が行われている土地区画整理事業                                   | 土地区画整理法第五十二條第一項の認可   |
| 「機構等」という。) | 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(土地区画整理法第三條の二又は第三條の三の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。以下この条において同じ。) | 土地区画整理法第七十一條の二第一項の施行規程及び事業計画が定められており、かつ、同法第七十一條の三第三項の規定による意見の聴取が行われている土地区画整理事業 | 土地区画整理法第七十一條の二第一項の認可 |

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略土地区画整理事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略土地区画整理事業の内容について、当該国家戦略土地区画整理事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者(当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除き、当該実施主体として土地区画整理組合を定めようとする場合にあつては、土地区画整理法第十四條第一項の定款及び事業計画を定めた者とする。)(の同意を得なければならない。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略土地区画整理事業(個人施行者又は都道府県若しくは市町村を実施主体とするものを除く。)を定めようとするときは、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業計画、規程又は施行規程(以下この条において「事業計画等」という。)(を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定により縦覧に供された事業計画等に係る国家戦略土地区画整理事業に関する土地若しくはその土地に定着する物件又は当該国家戦略土地区画整理事業に関する水面について権利を有する者は、当該事業計画等について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、国家戦略特別区域会議に意見書を提出することができる。ただし、都市計画(都市計画法第四條第一項に規定する都市計画をいう。以下同じ。))において定められた事項については、この限りでない。

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により

意見書の提出があった場合において、当該意見書に係る国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が機構等であるときは、遅滞なく、当該意見書について、当該国家戦略土地区画整理事業の施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。）を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

6 国家戦略特別区域会議は、第四項の規定により意見書の提出があった場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、当該意見書に係る国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者（当該者が土地区画整理組合である場合にあつては、土地区画整理法第十四条第一項の定款及び事業計画を定めた者。第八項において同じ。）に対し事業計画等に必要の修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないとき認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならぬ。

7 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

8 国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が、第六項の規定により事業計画等に修正（当該者が機構等である場合にあつては、土地区画整理法第七十一条の第三十項の政令で定める軽微な修正を除く。）を加え、その旨を国家戦略特別区域会議に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に第三項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

（都市計画法の特例）

第二十二〇条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市計画建築物等整備事業（都市計画の決定

又は変更をすることにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の九の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項を定めるものとする。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を、当該区域計画に当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならぬ。

4 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項の案について、国家戦略特別区域会議に、意見書を提出することができる。

5 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる国家戦略都市計画建築物等整備事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に前項の規定により提出された意見書の要旨を提出し、当該国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならぬ。

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業（国土

交通大臣又は都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。）当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する都道府県の都道府県都市計画審議会

二 国家戦略都市計画建築物等整備事業（市町村が定める都市計画の決定又は変更に係るものに限る。）当該国家戦略都市計画建築物等整備事業を実施する区域を管轄する市町村の市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村を包括する都道府県の都道府県都市計画審議会）

6 区域計画に国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法（第七十七条第一項及び第二項、第十八条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

第二二一条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略開発事業（国家戦略特別区域内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市計画法第四十二条第二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除く。）に関する事業をいう。以下この条及び別表の十の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略開発事業の実施主体に対する同法第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略開発事業の内容について、当

該国家戦略開発事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならぬ。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業（都市計画法第三十二条第一項の同意を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共施設の管理者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならぬ。

4 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業（都市計画法第三十二条第二項の規定による協議を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者（当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。）に協議しなければならぬ。

第二二二条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略都市計画施設整備事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市計画法第四十六条第六項に規定する都市計画施設の整備に関する事業であつて、同法第六十条第一項第三号に掲げる事業計画が定められているものをいう。以下この条及び別表の十一の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、政令で定めるところにより、当該国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対する同法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認があつたものとみなす。

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画施設整備事業を定めようとするとき

は、あらかじめ、当該国家戦略都市計画施設整備事業の内容について、当該国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。）の同意を得なければならない。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略都市計画施設整備事業（都市計画法第五十九条第六項の規定による意見の聴取を要するものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共の用に供する施設を管理する者又は同項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者（当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。）の意見を聴かなければならない。

（都市再開発法の特例）

第二十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略市街地再開発事業（国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために次の表の上欄に掲げる者を実施主体として行われる市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下この項において同じ。）であつて、同表の中欄に掲げるものをいう。以下この条及び別表の十二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、それぞれ当該実施主体に対する次の表の下欄に掲げる認可があつたものとみなす。

|                                                    |                                                                                                                              |                                                                                                                                            |                                                                                                                                                               |                    |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者第三項において単に「個人施行者」という。      | 都市再開発法第七条の九第一項の規程又は規約及び事業計画が定められており、かつ、同法第七条の十二又は第七條の十三第一項の同意を要する場合にあつては、当該同意が得られている市街地再開発事業                                 | 都市再開発法第七条の九第一項の規程又は規約及び事業計画が定められており、かつ、同法第十二條第一項において準用する同法第七条の十二の同意又は同法第十三條の規定による参加の機会の付与を要する場合にあつては、当該同意が得られており、又は当該参加の機会が与えられている市街地再開発事業 | 都市再開発法第十一条第一項の定款及び事業計画が定められているとともに、同法第十四條第一項の同意が得られており、かつ、同法第十二條第一項において準用する同法第七条の十二の同意又は同法第十三條の規定による参加の機会の付与を要する場合にあつては、当該同意が得られており、又は当該参加の機会が与えられている市街地再開発事業 | 都市再開発法第十一条第一項の認可   |
| 都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社（第三項第二号において単に「再開発会社」という。） | 都市再開発法第五十条の二第二項の規程及び事業計画が定められており、かつ、同法第五十条の四第一項の同意が得られており、かつ、同法第五十条の六において読み替へて準用する同法第七条の十二の同意を要する場合にあつては、当該同意が得られている市街地再開発事業 | 都市再開発法第五十条の二第二項の規程及び事業計画が定められており、かつ、同法第五十条の四第一項の同意が得られており、かつ、同法第五十条の六において読み替へて準用する同法第七条の十二の同意を要する場合にあつては、当該同意が得られている市街地再開発事業               | 都市再開発法第五十条の二第二項の規程及び事業計画が定められており、かつ、同法第五十条の四第一項の同意が得られており、かつ、同法第五十条の六において読み替へて準用する同法第七条の十二の同意を要する場合にあつては、当該同意が得られている市街地再開発事業                                  | 都市再開発法第五十条の二第一項の認可 |
| 地方公共団体 都市再開発法第二条の二第四項の                             | 都市再開発法第五十三条第一項及び同条第二項において読み替へて準用する同法第十六條第二項から第五十一條第一項の認可                                                                     | 都市再開発法第五十三条第一項及び同条第二項において読み替へて準用する同法第十六條第二項から第五十一條第一項の認可                                                                                   | 都市再開発法第五十三条第一項及び同条第二項において読み替へて準用する同法第十六條第二項から第五十一條第一項の認可                                                                                                      | 都市再開発法第五十一条第一項の認可  |

|                                                                                         |                                                                                                        |                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第三項において同じ。）                                                     | 五項までに規定する手続が行われており、かつ、同法第五十三條第四項において読み替へて準用する同法第七条の十二の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が行われている市街地再開発事業           | 一項の認可             |
| 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（都市再開発法第二条の二第五項又は第六項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第三項第三号において「機構等」という。） | 都市再開発法第五十八條第一項の施行規程及び事業計画が定められており、かつ、同条第三項において読み替へて準用する同法第七条の十二の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が行われている市街地再開発事業 | 都市再開発法第五十八條第一項の認可 |

|                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略市街地再開発事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略市街地再開発事業の内容について、当該国家戦略市街地再開発事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者（当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除き、当該実施主体として市街地再開発組合を定めようとする場合にあつては、都市再開発法第十一条第一項の定款及び事業計画を定めた者とする。）の同意を得なければならない。 | 3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略市街地再開発事業（個人施行者又は地方公共団体を実施主体とするものを除く。）を定めようとするときは、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業計画（規程又は施行規程（以下この条において「事業計画等」という。）を二週間公衆の縦覧に供しななければならない。）を二週間公衆の縦覧に供しななければならない。 | 4 前項の規定により縦覧に供された事業計画等に係る国家戦略市街地再開発事業に係る土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者、都市再開発法第九條第五号の参加組合員、同法第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者又は同法第五十八條第三項において読み替へて準用する同法第五十二條第二項第五号の特定事業参加者は、当該事業計画等（同法第九條第五号の参加組合員にあつては前項第一号の事業計画に限り、同法第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者にあつては前項第二号の規程又は事業計画に限り、同法第五十八條第三項において読み替へて準用する同法第五十二條第二項第五号の特定事業参加者は、当該事業計画等に（同法第九條第五号の参加組合員にあつては前項第一号の事業計画に限り、同法第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者にあつては前項第二号の規程又は事業計画に限り、同法第五十八條第三項において読み替へて準用する同法第五十二條第二項第五号の特定事業参加者は、当該事業計画等に）について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、国家戦略特別区域会議に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。 | 5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により |
| 一 市街地再開発組合 都市再開発法第十一条第一項の事業計画                                                                                                                                                                                                       | 二 再開発会社 都市再開発法第五十条の二第二項の事業計画                                                                                                                                                                                                      | 三 機構等 都市再開発法第五十八條第一項の施行規程及び事業計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 四 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により |

意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、当該意見書に係る国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者(当該者が市街地再開発組合である場合にあつては、都市再開発法第十一条第一項の定款及び事業計画を定めた者。第七項において同じ。)に対し事業計画等に必要となる修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないとき、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

6 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

7 国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者が、第五項の規定により事業計画等に修正を加え、その旨を国家戦略特別区域会議に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に第三項からこの項までに規定する手続を行うべきものとす。

#### (都市再生特別措置法の特例)

第二十四条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略民間都市再生事業(国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十条第一項に規定する都市再生事業であつて、同項に規定する民間都市再生事業計画が作成されていものものをいう。以下この条及び別表の十三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対する同法第二十一条第一項の計画の認定があつたものとみなす。

2 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略民間都市再生事業を定めようとするときは、あらかじめ、当該国家戦略民間都市再生事業の内容について、当該国家戦略民間都市再生事業の実施主体として当該区域計画に定めようとする者(当該国家戦略特別区域会議を組織する国家戦略特別区域担当大臣等であるものを除く。)の同意を得なければならない。

3 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略民間都市再生事業を定めようとするときは、あらかじめ、都市再生特別措置法第二十一条第三項に規定する公共施設の管理者等(当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。)の意見を聴かなければならない。

#### (政令等で規定された規制の特例措置)

第二十五条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表の十四の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

#### (地方公共団体の事務に関する規制の特例措置)

第二十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、地方公共団体事務政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制(関係地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。)に係る事業をいう。以下この条及び別表の十五の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等

規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

#### (国家戦略特区支援利子補給金の支給)

第二十七条 政府は、認定区域計画に定められている第二号第二項第二号に規定する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う銀行その他の内閣府令で定める金融機関であつて、当該貸付けの適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの(以下この条において「指定金融機関」という。)が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金(以下この条において「国家戦略特区支援利子補給金」という。)を支給する旨の契約(以下この条において「利子補給契約」という。)を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国家戦略特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の子算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする国家戦略特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、国家戦略特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により国家戦略特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた国家戦略特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高(当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする)を支給する。

6 利子補給契約により政府が国家戦略特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

#### 第五章 国家戦略特別区域諮問会議(設置)

第二十八条 内閣府に、国家戦略特別区域諮問会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第二十九条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国家戦略特別区域の指定に關し、第二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 二 国家戦略特別区域基本方針に關し、第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- 三 区域方針に關し、第六条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する

事項を処理すること。

四 区域計画の認定に関し、第八条第八項第九条第二項において準用する場合を含むに規定する事項を処理すること。

五 第三十六条第二項に規定する雇用指針に關し、同項に規定する事項を処理すること。

六 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要事項について調査審議すること。

七 第一号から前号までに規定する事項に關し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第三十〇条 会議は、議長及び議員十人以上をもって組織する。

(議長)

第三十一条 議長は、内閣総理大臣をもって充て

る。

議長は、会務を総理する。

議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する。

(議員)

第三十二条 議員は、次に掲げる者をもって充て

る。

一 内閣官房長官

二 国家戦略特別区域担当大臣

三 前二号に掲げる者のほか、國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

四 経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に關し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

議長は、必要があると認めるときは、第三十

〇条及び前項の規定にかかわらず、前項第一号から第三号までに掲げる議員である國務大臣以外の國務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に會議に参加させることができる。

三 第一項第四号に掲げる議員の数は、同項各号に掲げる議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

四 第一項第四号に掲げる議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第三十三条 前条第一項第四号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 前項の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第三十四条 會議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

二 會議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十五条 この章に定めるもののほか、會議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雜則

(個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助)

第三十六条 国は、国家戦略特別区域において、個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。次項において同じ。)を未然に防止すること等により、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済

活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに事業所を設置して新たに労働者を雇い入れる外国会社その他の事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

二 前項に規定する情報の提供、相談及び助言は、事業主の要請に応じて雇用指針(個別労働関係紛争を未然に防止するため、労働契約に係る判例を分析し、及び分類することにより作成する雇用管理及び労働契約の在り方に関する指針であつて、會議の意見を聴いて作成するものをいう。)を踏まえて行うものを含むものでなければならない。

三 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域會議に対し、当該国家戦略特別区域會議に係る援助の実施状況に関する情報を提供することとする。

四 国家戦略特別区域會議は、第一項に規定する援助の実施に關し、内閣総理大臣及び関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

五 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域會議に対し、当該国家戦略特別区域會議に係る援助の実施状況に関する情報を提供することとし、前項の意見について意見を述べるものとする。

六 国家戦略特別区域會議は、前項の規定により内閣総理大臣及び関係行政機関の長が述べた意見を尊重するものとする。

(構造改革特別区域において実施される事業との連携)

第三十七条 内閣総理大臣は、第五条第七項の規定による募集に応じ行われた提案であつて、構造改革特別区域法第二条の二に規定する構造改革の推進等に資すると認めるものについては、同法第三条第四項に規定する提案とみなして、同項の規定を適用する。

二 構造改革特別区域において実施される事業であつて、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形

成に資するものについては、〇内閣総理大臣及びより効果を上げるよう、  
び関係行政機関の長は、その円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

(主務省令)

第三十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(命令への委任)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第四十条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 第三章、第四章及び第三十六<sup>七</sup>条の規定 公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日

二 附則第五条及び第六条の規定 この法律の公布の日又は産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第七条の規定 この法律の公布の日又は農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、一定の期間内に終了すると見込まれる事業の業務(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。)に就く労働者であつて、使用者との間で期間の定めのある労働契約を締結するもの(その年収が常時雇用される一般の労働者と比較して高い水準となることが見込まれる者に限る。)その他これに準ずる者について、期間の定めのある労働契約の期間の定めのない労働契約への転換に係る労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間の在り方及び期間の定めのある労働契約の締結時、当該労働契約の期間の満了時等において労働に関する法令の規定に違反する行為が生じないようにするために必要な措置その他必要な事項であつて全国において実施することが適切であるものについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置(第三項において「特定措置」という。)を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 政府は、特定措置を講ずるために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。

4 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、地域の特性に応じた多様な教育を実施するに当たり、公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する公立学校をいう。以下この項において同じ。)の教育水準の維持向上及び公共性の確保を図りながら、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、関係地方公共団体との協議の状況を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

5 6 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(訓令又は通達に関する措置)

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国家戦略特別区域に関するものについては、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正)

第四条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六条のうち復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表」を「表新型

インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の項の次に改める。

(産業競争力強化法の一部改正)

第五条 産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

附則第四十四条のうち復興庁設置法附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表」を「表国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)の項の次に改める。

附則第四十五条を削る。

(産業競争力強化法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 産業競争力強化法の施行の日が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の施行の日前である場合には、前条のうち産業競争力強化法附則第四十四条の改正規定中「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)」とする。

(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第七条 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「事項」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国家戦略特別区域(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第二条

第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。第三項第三号の七において同じ。)における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第三号の六の次に次の一号を加える。

三の七 国家戦略特別区域の指定に関することと、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第二十八

七条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第四条第三項第六号の二中「第一項第三号の二」を「第一項第三号の三」に改める。

|            |         |
|------------|---------|
| 第十八条第二項の表中 |         |
| 中央防災会議     | 災害対策基本法 |
| を          |         |
| 中央防        | 国家戦     |

(国と地方の協議の場に関する法律の一部改正)

第九条 国と地方の協議の場に関する法律(平成二十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項第二号中「第四条第一項第三号の二」を「第四条第一項第三号の三」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(復興庁設置法の一部改正)

第十条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

|                                |                     |                                                |
|--------------------------------|---------------------|------------------------------------------------|
| 国家戦略特別区域法<br>(平成二十五年法律<br>第 号) | 第三十八 <sup>九</sup> 条 | 又は各省の内閣府令<br>、復興庁又は各省の内閣<br>府令(告示を含む)、復興<br>庁令 |
|--------------------------------|---------------------|------------------------------------------------|

(復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定)

第十一条 この法律の公布の日が産業界競争力強化法の公布の日前である場合には、附則第五条(産業界競争力強化法附則第四十四条の改正規定に係る部分に限る。)及び第六条の規定は、適用しない。

別表(第二条関係)

| 項  | 事                   | 業 | 関係条項                 |
|----|---------------------|---|----------------------|
| 一  | 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 |   | 第十二 <sup>三</sup> 条   |
| 二  | 国家戦略特別区域高度医療提供事業    |   | 第十三 <sup>四</sup> 条   |
| 三  | 国家戦略建築物整備事業         |   | 第十四 <sup>五</sup> 条   |
| 四  | 国家戦略住宅整備事業          |   | 第十五 <sup>六</sup> 条   |
| 五  | 国家戦略道路占用事業          |   | 第十六 <sup>七</sup> 条   |
| 六  | 農業法人経営多角化等促進事業      |   | 第十七 <sup>八</sup> 条   |
| 七  | 農地等効率的利用促進事業        |   | 第十八 <sup>九</sup> 条   |
| 八  | 国家戦略土地地区画整理事業       |   | 第十九 <sup>二〇</sup> 条  |
| 九  | 国家戦略都市計画建築物等整備事業    |   | 第二十 <sup>二一</sup> 条  |
| 十  | 国家戦略開発事業            |   | 第二十一 <sup>二二</sup> 条 |
| 十一 | 国家戦略都市計画施設整備事業      |   | 第二十二 <sup>二三</sup> 条 |
| 十二 | 国家戦略市街地再開発事業        |   | 第二十三 <sup>二四</sup> 条 |

十三 国家戦略民間都市再生事業

第二十<sup>五</sup>条

十四 政令等規制事業で第二十五<sup>六</sup>条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの

第二十五<sup>六</sup>条

十五 地方公共団体事務政令等規制事業で第二十六<sup>七</sup>条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの

第二十六<sup>七</sup>条

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、子ども・子育て支援新制度に関する請願(第一八四号)(第一八五号)(第一八六号)

一、税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願(第一八七号)

一、青少年健全育成基本法の制定に関する請願(第二八八号)(第二八九号)

一、子ども・子育て支援新制度に関する請願(第三〇九号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決促進に関する請願(第三一〇号)

第一八四号 平成二十五年十一月八日受理

子ども・子育て支援新制度に関する請願

請願者 岩手県花巻市 杉山潤 外九百九十九名

紹介議員 平野 達男君

子供は未来の希望である。どんな地域、家庭に生まれても、全ての子供は健やかに育つ権利を保障されなければならない。こうした子供の権利を保障するために、保育所はこれまで憲法第二十五条、児童福祉法第二条、第二十四条などに基づき、子供の成長・発達を保障する福祉施設として大きな役割を果たしてきた。子供の貧困率の上昇や子育て困難の広がり、また、東日本大震災や原発事故の復旧も進まない現状の中、全ての子供に福祉としての保育を平等に保障することがますます重要になっている。さらに、少子化にもかかわ

らず保育所の待機児童問題が社会問題になっている。一方、低過ぎる処遇が原因で保育士不足も深刻になっており、必要な職員がそろわないために施設が開設できない事態も起きている。ところが、政府はこうした緊急課題の解決を図ろうとせず、国と自治体が責任を負う公的保育制度を解体し、保育を市場に委ね、子供をもうけの対象にする「子ども・子育て支援新制度(新制度)」の検討を進めている。新制度は子供にとつての必要性と権利保障という視点からではなく、保護者の就労を基本に保育の必要性と必要量を認定し、保護者に対して直接補助(個人給付)をするものである。さらに新制度では、多様な施設・事業に、規制緩和も含めて多様な基準が認められることで、子供の保育に格差が生じ、保育環境が悪化することが心配されている。今、多くの保護者は安心して預けられる認可保育所を求めている。国と自治体の責任の下で、最低基準が守られ、公費による財源保障を基本とする現行保育制度を拡充し、認可保育所を増設していくことが必要である。全ての子供の成長・発達の権利が保障され、安心して保育・子育てができる制度の実現を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「子ども・子育て支援新制度(新制度)」については、全ての子供の権利を保障する観点から、十分な論議と準備を行い、性急な実施はしないこと。

二、新制度の検討に当たっては、全ての子供に平等、かつ必要な保育を保障する観点から、施設及び事業によって、子供が受ける保育に格差が

生じないようにすること。

三、新制度の実施に当たっては、現在保障されている保育の水準(保育基準、保育料、保育時間など)を後退させず、改善・拡充をすること。

第一八五号 平成二十五年十一月八日受理

子ども・子育て支援新制度に関する請願

請願者 大阪府東大阪市 戸張サユリ 外

九百九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第一八六号 平成二十五年十一月八日受理

子ども・子育て支援新制度に関する請願

請願者 鳥取市 野田昭治 外三百八十四

名

紹介議員 浜田 和幸君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第一八七号 平成二十五年十一月八日受理

税と社会保障の共通番号制度を中止すること等に関する請願

請願者 川崎市 菅野孝信 外四十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一〇五号と同じである。

第二八八号 平成二十五年十一月十二日受理

青少年健全育成基本法の制定に関する請願

請願者 滋賀県大津市 藤田和彦 外五百

七十三名

紹介議員 二之湯武史君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第二八九号 平成二十五年十一月十二日受理

青少年健全育成基本法の制定に関する請願

請願者 沖縄県浦添市 小湊一郎 外百二

十七名

紹介議員 島尻安伊子君

この請願の趣旨は、第八三号と同じである。

第三〇九号 平成二十五年十一月十三日受理

子ども・子育て支援新制度に関する請願

請願者 北海道釧路市 伊東義晃 外九百

九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一八四号と同じである。

第三一〇号 平成二十五年十一月十三日受理

戦時性的強制被害者問題の解決促進に関する請願

請願者 奈良県大和高田市 東浦美江 外

五百三十二名

紹介議員 紙 智子君

一九九〇年に戦時性的強制被害者(いわゆる慰安婦)問題が日本の国会(参議院予算委員会)にお

いて取り上げられてから、既に二十三年の歳月が

経過した。各国、各地で名のり出た高齢の被害者

は日本との和解が果たせず、深い悲しみを抱いた

まま、無念のうちに他界するケースも急増してい

る。しかし、残された被害女性の謝罪と補償を求

める訴えは一層強く続けられており、このことは

被害者の尊厳に関わる重大な人権問題であり、そ

の解決は急がれる。日本政府は一九九三年河野洋

平官房長官談話で「当時の軍の関与の下に、多数

の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」と認め

「お詫びと反省の気持ち」を述べたが、それに基づ

いての真剣な論議は今日もなお、進展をしていな

い。一方、慰安婦問題をめぐり賠償などを日本政

府に求めている韓国を始めとして、二〇〇七年に

は米国下院が全会一致で日本軍が女性を強制的に

性奴隷にしたことを公式に認め謝罪するよう日本

政府に求める決議を採択している。その後もオラ

ンダ・カナダ・EU二十七か国・フィリピン・韓

国・台湾の議会や政府が賠償などを求めている。

今年一月、米ニューヨーク州上院は旧日本政府の

慰安婦問題について、巻き込まれた女性の尊厳を

たたえるという決議を全会一致で採択しており、

日本政府の挙動や対応に国際的な注目が集められ

ている。戦時下の性暴力は人道に対する罪として

明確な犯罪行為として規定されている。日本政府

はこれらの現状を踏まえ、日本軍慰安婦問題の真

相を究明し、被害者に対し公式に謝罪をして被害

者の尊厳を回復させること、また、国家として被

害者に対し、補償をし、慰安婦問題を歴史教科書

に記述し事実を伝えること、そして、一日も早く

残された被害者が存命のうちに問題の解決がなさ

れるよう、国権の最高機関である立法府の両院に

対して、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進

に関する法律案」の成立を目指して、真剣かつ、

集中的な取組を行うことを求める。

については、次の事項について実現を図られた

い。

一、戦時性的強制被害者問題の解決を促進するこ

と。



平成二十五年十二月十二日印刷

平成二十五年十二月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C